

30
ANNIVERSARY
30th

全標協30周年記念誌



社団
法人全国道路標識・標示業協会
Japan Contractors Association of Traffic Signs and Lane Markings

全標協30周年記念誌

より優れた標識・ 標示に期待

国土交通大臣
北側 一雄



社団法人全国道路標識・標示業協会が創立30周年を迎えるにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

21世紀を迎え、日本も本格的な少子高齢化社会に突入し、一人ひとりが自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会づくりが求められるなか、社会资本整備について、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国土交通行政を推進しております。

一方では、近年交通事故死亡者数は減少傾向にあるものの、交通事故件数及び同負傷者数は増加の傾向にあり、安全で安心できる国民生活の基盤の確立に向け、必要な社会资本の整備を進めているところです。

以上のことから、道路交通の安全と円滑を確保するための道路標識・道路標示の重要性を改めて認識しております。今後、既存の道路標識等の優れた点を残しつつ、社会のニーズの変化に合わせた不断の見直しを行うことが不可欠であると考えております。

引き続き、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会资本の整備を推進してまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、貴協会のますますのご発展を心より祈念して、私のお祝いの言葉といたします。

30周年を祝して

警察庁交通局長

矢代 隆義



本年は貴協会が創立30周年を迎えられ、記念すべき年であり、これまでの長年にわたるご活動に深く敬意を表します。平素から道路標識・標示の設置を通じまして、安全かつ円滑な道路交通の確保にご尽力いただきまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、平成17年中の交通事故による死者数は6,871人と、昭和31年以来49年ぶりに7千人を下回りました。また、2年連続で過去最悪を記録しておりました交通事故の発生件数及び負傷者数も前年を下回り、3年ぶりに減少する結果となりました。これも皆様方をはじめ関係者の方々のご尽力の賜と、深く感謝を申し上げる次第であります。

政府におきましては、「世界一安全な道路交通の実現を目指す」という政府目標の実現を図るため、平成22年までには年間の24時間死者数を5,500人以下にすることを目指して、平成18年度から22年度までの5カ年を計画期間とする第8次交通安全基本計画を策定したところでございます。

さらに本計画では、交通事故発生件数や死傷者数の減少についても、一層積極的に取り組むことといたしまして、平成22年度までに年間の死傷者数を100万人以下にすることも目標に掲げております。私ども警察庁といたしましても、関係機関・団体と協力いたしまして、今後、目標達成に向けた諸対策を積極的に推進することとしております。

また、今般施行されました新たな駐車対策法制や中型免許の導入など、改正道路交通法の円滑な施行に努め、さらなる交通事故の防止につなげてまいりたいと考えております。

交通安全施設整備の面では、社会資本整備重点計画に基づき関係機関等と連携の上、あんしん歩行エリアの整備、道路交通のバリアフリー化、事故危険箇所対策等を推進しております。今後とも国民の理解と協力を得ながら、安全で快適な道路交通環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

貴協会におかれましては、道路標識・標示に関する研究開発、技術の向上を通じて、よりよい道路交通環境の実現のために引き続きご尽力いただきますとともに、交通安全施設の整備に係る契約の当事者として、入札及び契約の適正化の取り組みの重要性を十分ご理解いただけますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人全国道路標識・標示業協会の益々のご発展を祈念申し上げまして、祝辞とさせていただきます。

新たなスタートに 向けて

国土交通省道路局長
谷口 博昭



貴協会が安全で円滑な交通の確保を大前提とし、さらに国民にわかりやすい標識、路面標示、また最近では景観に配慮した良いデザインということも大きな課題であると思います。この30年を記念に、そうしたことの研鑽をさらに積んでいただければと期待を寄せています。

建設事業、大きく言いますと道路事業をめぐる環境は非常に厳しいものがございます。嵐が過ぎ去れば、ということでは対応を間違えるおそれもあります。道路特定財源にしろ、有料道路制度にしろおおむね半世紀が経過し、道路行政を原点に立ち返っていろいろな観点から見直し、改めるべきは改める姿勢で、ひとことで表すと道路ルネッサンスというような形で取り組んでおります。走るスピードとともに、整備のスピードが求められていると思います。きちんとコスト縮減をしながら事業評価をし重点的、効率的な事業執行に引き続き取り組んでいきたいと思っています。

また、他分野でも皆様方との連携を強めながら、国民により高いサービスが提供できるように努めていきたいと思いますが、何も道路行政は我々だけで背負うのではなく、国民が参加するフィールドを多く提供することによって、責任も背負うということです。沿道住民並びに広く国民にそうしたことを呼びかけています。比較的簡単な作業の管理と植栽等で参加していただいております。当事者が計画段階から参加し、ご意見をいただき責任を背負っていくことが、本来の姿ではないかと思っています。

私ども道路局としましても、大臣のご支持をいただきおおむね10年後の中期ビジョンといったようなものを施策ごとに、また地域ブロックごとに出していこうと思っています。総額は大きな予算をいただいておりますが、全国津々浦々の道路整備はまだ道半ば、高いニーズに応えるためにはまだまだほかに回すよりも、道路特定財源は道路にあてるべきであるという主張を展開させていく次第です。それが後世に恥じない結果になるのではないかと期待をしています。

新たな31年目がさいさきのよいスタートを切られることを、また、皆様方の業界がそれぞれ発展されることを祈念いたしまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

信頼の絆、官民の 架け橋を担って

社団法人 全国道路標識・標示業協会会長

藤井 稔久



社団法人全国道路標識・標示業協会は、1976年4月1日設立から本年30周年を迎えました。協会が今日の発展をみることができたのも関係官庁、関係諸団体また会員各社のご協力とご支援の賜と、衷心より御礼申しあげます。

この10年を振り返りますと、まさに日本社会の構造改革が進み、仕組みが大きく変わりました。経済においても不良債権処理等の問題などから長期低迷が続いた、厳しく長い時間であったと思われます。この「失われた10年」と言われた時から、ようやくデフレ脱却も見えてきたような昨今ではありますが、当業界を取り巻く環境の厳しさにはまだその変化はうかがえません。

私たちは持てる能力・技術をより一層磨き、その研鑽も重ねてきております。社会的ニーズに柔軟に対応することやユニバーサルデザインの推進等、時代を先取りする独自の活動も行ってまいりました。しかし今後を展望すると、景気が回復しても従来のような公共投資は望めず、当業界はまだまだ多くの課題を抱えております。

その一つは、地域に信頼される企業体としての安全・安心に貢献する企業運営の確立です。政府は第8次交通安全基本計画において、全国の交通事故死者数を5千人以下にする目標を掲げています。この目標を達成するために、警察庁・国土交通省が進めているのが「安心歩行エリア対策」「交通事故危険箇所対策」「くらしの道ゾーン対策」などです。これらの施策の実施により交通事故死者数の削減はもちろん交通事故発生件数や

交通事故負傷者数の減少も目指しています。このため「判りやすい案内標識の整備」や「環境に配慮した防護柵の整備」など様々な施策により、交通安全施設関連はその安全率向上にむけ整備水準の向上が求められています。

また、企業の社会的責任と法令順守は、企業経営に不可欠である重要な要因です。公共事業に携わるものにとって、入札制度の透明性の確保や手続きの改善等を踏まえ、顧客が求める品質と価格の両方を提供することが求められています。創立30周年の節目を迎えて技術と経営に優れ、社会から信頼と評価を得た企業となり、この競争社会で生き残る経営環境の構築が不可欠であるとの認識を新たにいたしております。

これから協会が進むべき道は、会員のよき道しるべとなり、技術と経営に優れた企業が正当に評価されるよう、関係行政府の情報のいちはやい発信や技術力、施工能力の向上に寄与して参る所存です。

「全標協21世紀ビジョン」に則り、40周年にむかって協会と会員の信頼をより強くし、官民の架け橋を担うべく総力を傾注して参ります。

創立30周年記念祝賀会

創立30周年記念祝賀会

平成18年5月24日、東京都千代田区半蔵門のグランドアーク半蔵門において、第38回通常総会終了後17時30分より創立30周年記念祝賀会が開催された。

警察庁交通局長、国土交通省道路局長、杏掛内閣大臣、その他関係各団体の方々を来賓に迎え、祝賀会は盛大に行われた。

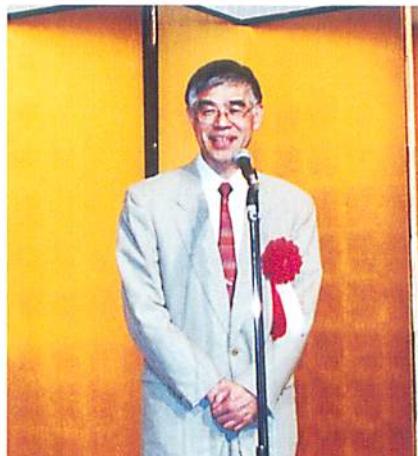
北村総務部長の司会により開会し、はじめに藤井稔

久会長から、協会設立からはや半世紀近くとなり皆様に支えられて今日に至っていることへの感謝の言葉、協会と会員の今後を見据えた「全標協21世紀ビジョン（短期ビジョン）」—再生から新生へをキーワードとする展望など、新たなる決意の挨拶があり、30周年にふさわしい和やかな雰囲気のなか祝賀会は盛会裡に終了した。



藤井稔久会長挨拶





警察庁矢代隆義交通局長



国土交通省道路局岡本博課長





財団法人日本デジタル道路地図協会
理事長浅井新一郎



内閣府防災担当大臣・国家公安委員会委員長・
有事法制担当大臣沓掛哲男



遠藤芳郎副会長



沓掛大臣と首都高速道路株長谷川会長



浅井氏と新美特別顧問

目 次

祝　　辞	国土交通大臣
祝　　辞	警察庁交通局長
祝　　辞	国土交通省道路局長
会長挨拶	社団法人 全国道路標識・標示業協会会长
創立30周年記念祝賀会	
30年のあゆみ	
設立とその背景	19
役員の変遷	20
協会の組織	24
会員数の推移	24
賛助会員	25
30年のあゆみ	26
協会活動の充実と発展	
委員会の活動	32
全国道路標識週間の活動	34
叙勲・国土交通大臣表彰	36
道路標識設置管理士制度	38
陳情・要望	41
支部の活動	
北海道	50
東 北	52
関 東	54
北 陸	57
中 部	59
関 西	61
中 国	64
四 国	66
九 州	69
沖 縄	72
資料	
全標協ビジョン変遷	76

30年あゆみ

設立とその背景

昭和38年に東京オリンピックの開催を翌年に控え、道路標識の整理・統一を図るため、標識令の抜本的な改正が行われたのを契機に、道路標識に携わる同業者のあいだから全国的な組織を結成しようという強い要望が起った。また当局の賛意もあって昭和38年5月27日関係有志が相集って、全国道路標識業協会（仮称）の設立にあたっての準備にとりかかり、全国的に24人の発起人を選んだ。

昭和38年8月26日熱海観光ホテルにおいて創立総会を開催し、会長に大島司朗氏を選出した。

その後、大島会長を中心に事業活動を推進し、昭和39年には東京で開催された世界道路会議（IRF）にも参加し、とくにIRF主催の道路標識セミナーへの協賛は、道路標識の重要性が広く一般に認識されるに至り、協会の存在も高く評価された。

以上の経過をたどり、当協会は着実に実績を積み重ね、昭和49年の通常総会において社団法人の設立の申

請をすること及び協会名を全国道路標識・標示業協会に変更を決議し、発起人の事務代表として雑賀武氏が法人設立申請の準備にかかった。一方、道路標示工事業者も全国的な協会に相当する組織を設立しようとしている時期で、その世話を人の代表が雑賀・西川・長の三氏であった。

昭和50年9月に有志という立場で上述の世話を人から、道路標示工事業者より貴協会に合流して法人化を促進したい旨の申し出があった。当協会はこの申し出を理事会にかけ受け入れを決し、10月11日付けで規則の変更及び50年度の収支予算の変更を決議し、法人化の許可申請手続きを促進することとなった。

そして昭和51年2月24日付けで、社団法人全国道路標識・標示業協会設立許可申請書を内閣総理大臣及び建設大臣宛に提出し、26日に受理され4月1日両大臣より民法第34条の規定に基づく許可書を受領し、社団法人として正式に発足した。

設立当時の想い出

昭和38年、東京オリンピックを翌年に控え、道路標識も国際化に向け大きく変わろうとしていることが契機となり、又当時の企業者個々の能力では、これから急速に発達する道路に対応する標識を研究、開発することの不安もあり、かつ関係行政当局のご指導、ご協力を得なければ将来の発展も望まれないことから「全国道路標識業協会」を設立するに至った。設立時に極めて幸運であった事は、当時社日本道路建設業協会の専務理事の職にあった大島司朗さんを会長に、又全国道路利用者会議の事務局次長であった中郡忠彦さんを事務局長、後に理事として就任いただけた事であります。ご両人共その職務を通して広い人脈と、協会運営についての長い実務経験があったので発足当初から協会活動を始めることができた。

尚この時の会員数は北海道から九州まで合計34社であった。会員数は少なかったが、創生期とあって執行部に会員全員が旺盛な意欲をもって協力し、8月26日に創立総会を開催し、9月には中央官庁に設立挨拶、全国に1600通の挨拶状発送、10月には官民懇談会を官側、建設省、日本道路公団、首都高速道路公団、警察庁、科学警察研究所、警視庁の方々と行った。この時協会に寄せられた案件は、1、標示板及びその建植方法の仕様書作成（警察庁、首都高）2、標識板設置要項作成中に付協力要請（警察庁）3、標識板の種類毎の耐用年数の決定（建設省、警察庁他）4、上記に得られた結論を資料として全国の警察に指示して購買仕様の統一を計りたい。5、標識関係の図書

出版に協力する（以上2項警察庁）6、その他標識関係諸般について協会の協力を得て改良したいもの多数ある故一日も早く事業活動を開始されたい、官側も全面的に協力援助を惜しまない等の要望、ご意見があり、極めて友好裡に会議を終了した。協会からの出席者は会長、副会長、関東地区理事であった。

次に昭和39年より協会設立挨拶と、会員の優先指名方陳情に会員が手分けして全国の役所に行きましたが、たまたま新潟県を受け持った伊東、八巻、家守の3氏が新潟駅前の鮭店で昼食中に、新潟地震（6月16日、死者26人、家屋全壊2000戸）に遭遇、即3人で県庁の屋上に避難、思わぬ災害で陳情をお見舞いに変更。当然ながら役所の担当者は余りにも早い東京からの見舞客に驚いていたが、道路は冠水のため素足のまま駅まで行ったところ、なんと東京から乗ってきた車両に陸げたが落下、九死に一生を得た陳情行であったとの報告を受けた。お陰で鉄道は止まり市外にやっと旅館をみつけ2泊する羽目になった。協会活動陳情余話。

その他、初期の小さい組織でありながら活発な事業活動を行った事は別項の年表にあります。折にふれ思い出すのは、情熱をもって協会の基礎固めに多大な貢献をされた大島会長が社団法人認可直前に急逝された事であります。ここに謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます。

顧問 神宮司英武

役員の変遷

会長 ■■■ 副会長 ■■ 専務理事 ■■■ 常務理事 ■■ 常任理事 ■■ 理事 ■■■ 監事 ■■■

氏名	選任年	昭和51年 4月16日選任	昭和52年 5月20日選任	昭和54年 5月17日選任	昭和56年 5月20日選任	昭和56年 9月28日選任	昭和57年 5月18日選任	昭和58年 5月19日選任	昭和60年 5月21日選任	昭和62年 5月19日選任	昭和63年 5月20日選任	平成元年 5月19日選任	平成3年 5月22日選任	平成4年 5月20日選任	平成5年 5月19日選任	平成7年 5月20日選任	平成8年 5月17日選任	平成9年 5月20日選任	平成11年 5月20日選任	平成12年 2月25日選任	平成13年 5月21日選任	平成15年 5月21日選任	平成17年 5月24日選任
岩澤 賢吾																							
雄賀 武																							
神宮司英武																							
新美喜久雄																							
藤井 稔久																							
舟橋 明賢																							
隈部 明																							
福島 敏夫																							
岩澤顕司																							
伊藤 雄祐																							
熊野志郎																							
本杉 貞夫																							
林獻三郎																							
河合 恭平																							
堀 竹治																							
遠藤芳郎																							
宮竹 和彦																							
田村 雅宏																							
永澤 弘夫																							
菊池 和平																							
東 幸徳																							
佐藤 年春																							
柳井 洋藏																							
小手澤照二																							
浅野 義信																							
田邊八州雄																							
山下 安雄																							
深沢志津雄																							
桑山 朋義																							
野原 弘吉																							
染谷 行夫																							
畠中 実三																							
長 義則																							

This Gantt chart illustrates the overlapping preparation phases for various Olympic events in 1964. The vertical axis lists the athletes and their respective events, while the horizontal axis represents time from July 1963 to September 1964. The chart uses color-coded bars to represent different events and their preparation timelines.

Legend for event colors:

- Red
- Blue
- Green
- Yellow
- Purple
- Orange
- Dark Blue
- Light Blue
- Light Green
- Light Orange
- Light Purple
- Light Red
- Light Yellow

Timeline markers (approximate dates):

- July 1963
- August 1963
- September 1963
- October 1963
- November 1963
- December 1963
- January 1964
- February 1964
- March 1964
- April 1964
- May 1964
- June 1964
- July 1964
- August 1964
- September 1964

Events and Athletes:

- 宮本 誠
- 岩佐文人
- 内藤真作
- 小西孝男
- 福島善之助
- 宮川 勇
- 手島秀義
- 宮村 泰
- 雜賀善吉
- 桑山昌義
- 佐藤郁男
- 毛利光男
- 井内 力
- 渡邊時安
- 大野重蔵
- 近藤友司
- 金井松廣
- 岡部恵次
- 山田 遼
- 渋谷敏郎
- 前山義彦
- 清水 一
- 佐藤博英
- 武居栄作
- 吉武 徹
- 矢野吉堯
- 西川政之助
- 三瓶伯夫
- 東 操
- 西田一男
- 八條勝治
- 横田國正
- 金井忠廣
- 近藤昌三
- 中野久雄
- 堺野 克
- 山下鉄洋

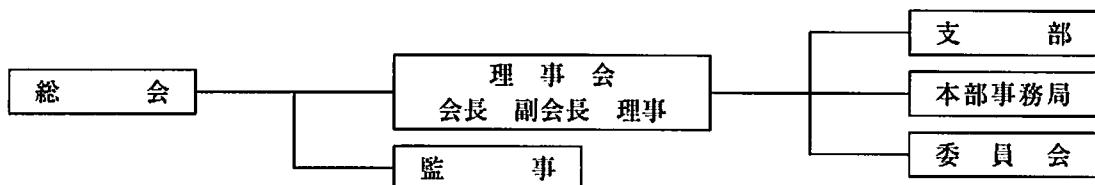
会長 ■ ■ ■ 副会長 ■ ■ ■ 専務理事 ■ ■ ■ 常務理事 ■ ■ ■ 常任理事 ■ ■ ■ 理事 ■ ■ ■ 監事 ■ ■ ■

退任年 氏名	昭和51年 4月16日退任	昭和52年 5月20日退任	昭和54年 5月17日退任	昭和56年 5月20日退任	昭和56年 9月28日退任	昭和57年 5月18日退任	昭和58年 5月19日退任	昭和60年 5月21日退任	昭和62年 5月21日退任	昭和63年 5月20日退任	平成元年 5月19日退任	平成3年 5月22日退任	平成4年 5月20日退任	平成5年 5月20日退任	平成7年 5月19日退任	平成8年 5月17日退任	平成9年 5月20日退任	平成11年 5月20日退任	平成12年 2月25日退任	平成13年 5月21日退任	平成15年 5月21日退任	平成17年 5月24日退任
片岡 肇夫																						
宮城眞一郎																						
神田頃三郎																						
桑山 晴義																						
久保田 寛																						
越後 次朗																						
山本繁夫																						
永島 収																						
今別府英男																						
新目 晴三																						
妻藤邦昭																						
末岡 力																						
落合 英雄																						
甚内 晃二																						
村野喜代司																						
平野 好昭																						
與那峰健和																						
川本 元充																						
清水 孝慈																						
比嘉 雅昭																						
中村 清																						
瀬能 三郎																						
新島 満																						
木谷 外満																						
山本 拓一																						
丸山 錠城																						
近藤 翼																						
永盛 公二																						
伊藤 啓明																						
小柳 孝礼																						
片倉 正彦																						
大久保 雄夫																						
生内 玲子																						
柳沢 京子																						

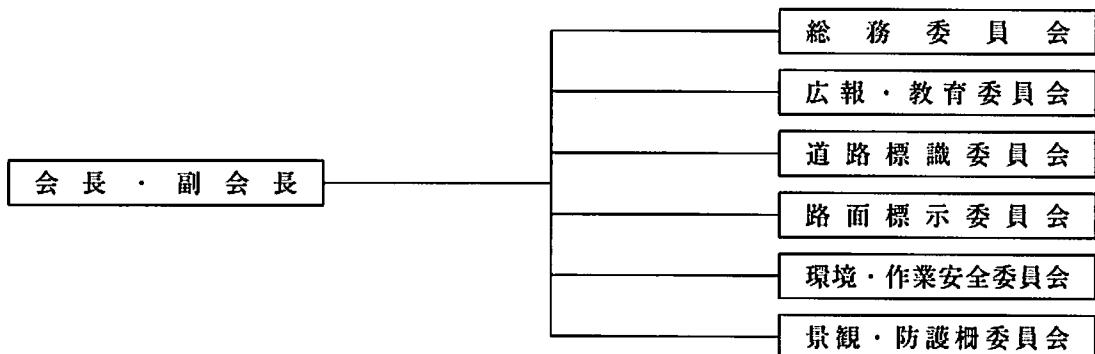
平成16年1月
27日死去

中	國	語	學	會	二	口	語	大	中	古	文	學	社	長	國	學	會	中	人	世	人	世	一	學	會	水	長	國	學	會	中	田	長	水	學	會	中	國	學	會
中	國	語	學	會	二	口	語	大	中	古	文	學	社	長	國	學	會	中	人	世	人	世	一	學	會	水	長	國	學	會	中	田	長	水	學	會	中	國	學	會
中	國	語	學	會	二	口	語	大	中	古	文	學	社	長	國	學	會	中	人	世	人	世	一	學	會	水	長	國	學	會	中	田	長	水	學	會	中	國	學	會
中	國	語	學	會	二	口	語	大	中	古	文	學	社	長	國	學	會	中	人	世	人	世	一	學	會	水	長	國	學	會	中	田	長	水	學	會	中	國	學	會
中	國	語	學	會	二	口	語	大	中	古	文	學	社	長	國	學	會	中	人	世	人	世	一	學	會	水	長	國	學	會	中	田	長	水	學	會	中	國	學	會

社団法人全国道路標識・標示業協会組織図



委員会構成



30年間の会員数の推移

年月日 会員別	51. 4. 1	52. 4. 1	53. 4. 1	54. 4. 1	55. 4. 1	56. 4. 1	57. 4. 1	58. 5. 1	59. 4. 1	60. 4. 1	61. 3. 31
正 会 員	189	243	295	317	356	365	388	398	409	410	423
支 部 会 員	不明	77	86	87	93	94	93	90	88	88	87
贊 助 会 員	4	5	11	14	16	16	15	16	16	16	15
計	193	325	392	418	465	475	496	504	513	514	525

年月日 会員別	62. 3. 31	63. 3. 31	H1. 3. 31	H2. 3. 31	H3. 3. 31	H4. 3. 31	H5. 3. 31	H6. 3. 31	H7. 3. 31	H8. 3. 31
正 会 員	431	437	455	465	476	477	489	494	516	523
支 部 会 員	86	86	87	91	91	92	92	93	90	86
贊 助 会 員	14	14	13	13	13	13	14	14	14	15
計	531	537	555	569	580	582	595	601	620	624

年月日 会員別	H9. 3. 31	H10. 3. 31	H11. 3. 31	H12. 3. 31	H13. 3. 31	H14. 3. 31	H15. 3. 31	H16. 3. 31	H17. 3. 31	H18. 3. 31
正 会 員	527	545	547	562	565	552	549	554	555	530
支 部 会 員	88	89	78	77	79	78	76	76	68	60
贊 助 会 員	15	12	13	13	14	13	13	13	13	11
計	630	646	638	652	658	643	638	643	636	601

各支部一覧表

支部	支 部 長	副支 部 長	事 務 局 所 在 地		県 协 会 長	
北海道	甚内 敏博	櫻井 敏男	〒060-0042	札幌市中央区大通り西5-8 昭和ビル7階	北海道 甚内 敏博 (支部長)	
東 北	新目 晴三	大宮 文彦 今 淳	〒980-0021	仙台市青葉区中央2-2-10 仙都会館3階	青 森 渡辺三郎	岩 手 小山内 章誠
					宮 城 水谷行雄	秋 田 今 淳
					山 形 井上時雄	福 島 宍戸一男
関 東	清水 修一	星野 嘉六 二木 公平 菊地 正幸 柴 幸夫	〒102-0083	東京都千代田区麹町4-2-6 第2泉商事ビル2階	茨 城 浜田一幸	栃 木 真下 延男
					群 馬 藤間勝雄	埼 玉 深井 宏幸
					千 葉 茂木芳和	東 京 光吉 延博
北 陸	村田 守	石田 清一 吉田 道隆	〒950-0965	新潟市新光町6-1 興和ビル7階	神奈川 松澤 真二	山 梨 大面 護
					長 野 宮下 広男	
					新潟 村田 守	富 山 石田 清一
中 部	針山 信康	前山 達彦 庄古 忠史 龟谷 豊 寺家 吉生	〒460-0008	名古屋市中区栄5-16-16 本多ビル3階	石 川 吉田 道隆	
					岐 阜 丸山 輝城	静 岡 庄古 忠史
					愛 知 前山 達彦	三 重 寺家 吉生
関 西	平野 好昭	中村 和義 小倉 権 谷 太平治	〒540-0012	大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル406	福 井 片岡 茂樹	滋 賀 吉岡 勝己
					京 都 小倉 権	大 阪 松井 明夫
					兵 庫 八島 邦敏	奈 良 石田 久雄
中 国	宮川 裕正	野原 政司	〒730-0051	広島市中区大手町2-8-4 パークサイドビル5階	鳥 取 西垣 熱	島 根 常松 則義
					岡 山 山本 舜一	広 島 井上 幸久
					山 口 大隅 直俊	
四 国	渡辺 圭一郎	武田 健義 井手 清一 東 久雄	〒760-0067	高松市松福町2-15-24 香川県土木建設会館3階	徳 島 東 久雄	香 川 渡辺 圭一郎
					愛 媛 武田 健義	高 知 井手 清一
					福 岡 井上 省三	佐 賀 藤原 周太郎
九 州	支部長代行 井上 省三	副支部長代行 村岡 修二	〒812-0016	福岡市博多区博多駅南1-8-12 博多駅南MTビル5階	長 崎 友田 修	熊 本 深水 弘一
					大 分 高橋 秀徳	鹿児島 堂園 芳朗
沖 繩	川添雄一郎		〒903-0112	沖縄県中頭郡西原町我謝776	沖 繩 川添 雄一郎 (支部長)	

賛助会員

会 員 名	郵便番号	所 在 地
アトミクス(株)	174-8574	東京都板橋区舟渡3-9-6
イワヅチ(株)	271-0064	千葉県松戸市上本郷167
(株)大蔵製作所	116-0002	東京都荒川区荒川5-4-6
住友スリーエム(株) 交通安全システム事業部	158-8583	東京都世田谷区玉川台2-33-1
社全国交通安全母の会連合会	113-0021	東京都文京区本駒込2-27-15 イントラックス本駒込ビル
日本反射鏡協会	910-0832	福井県福井市新保町38-9-2
日本ガラスビーズ協会	300-2662	茨城県つくば市下河原崎254-36
野原産業(株)	160-0022	東京都新宿区新宿1-1-11 友泉新宿御苑ビル
古河スカイ(株)加工品事業部 構造製品部	101-8970	東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX12階
路面標示材協会	101-0025	東京都千代田区神田佐久間町2-13 深津ビル

全標協30年のあゆみ

1976（昭和51）年

- 2月 本協会の創始者で、業界の育成に努力された会長大島司朗氏逝去。5日、東京都千日公会堂で協会葬を挙行。会長に岩澤賢吾氏就任。社団法人化についての設立許可申請。
- 4月 内閣総理大臣、建設大臣の許可により、「社団法人全国道路標識標示業協会」を設立。4月1日を創立記念日と定める。社団法人設立に伴い16日臨時総会を開催し当面の懸案事項の審議、役員の選任、会長及び副会長の承認を行う。
- 5月 第1回通常総会。（18日）、協会規則、支部運営方針などを定める。
- 9月 支部の組織が終る。全国10支部の設置を下旬に終る。
- 11月 事務局移転。事務所を千代田区霞ヶ関3丁目3番3号「尚友会館」から、同区麹町4丁目5番地「第7麹町ビル」に移転し、本部事務局体制の強化を図る。

1977（昭和52）年

- 5月 正会員数250人となり、当初の目標に達する。定款の一部変更。役員の資格に関する定款の一部変更及びこれに伴う協会規則の一部改正。
- 9月 交通安全フェア（第1回）に協力賛助すると共に、標識標示に関する出展を行う。（以後毎年継続）
- 10月 世界道路会議“IRF”（第8回）がわが国で初めて行われ、これに協賛、参加。
- 11月 降雪地道路標示研究会（警察庁関係）に参加し、調査に協力。

1978（昭和53）年

- 1月 「道路標識標示工事の積算」（初版）を刊行。これにより、従来の「道路標識標準価格表」を廃止。
- 2月 「道路標識構造の耐久性に関する調査研究」（警察庁関係）に参加。
- 3月 警察庁の「路面標示黄色」の実地試験に協力。会員章を制定。
- 4月 警察庁の依頼を受け「道路標示黄色見本」を作成。「協会概要」初版発行。（以後2年ごとに発行）
- 5月 全標協生命共済制度を導入し、会員相互の福利厚生を図る。
- 7月 沖縄県交通方法変更の作業に沖縄支部が全面協力し、その成功に対して総理府より受賞。（7月30日切替え実施）
- 8月 正会員数300人を超える。
- 9月 「自転車横断帯シンボルマーク原寸図」を警察庁の依頼により作成。九州支部事務局の開設。常駐事務局は北海道、中部、関西、九州の4支部となる。
- 12月 道路標識耐久性調査を、警察庁科学警察研究所より委託。

1979（昭和54）年

- 1月 降雪地道路標示試験（警察庁関係）に協力。
- 5月 功労者の表彰。総会を機に、本協会業務又は道路標識・標示事業に貢献した本協会員等の表彰。（以後毎年継続）会長に雅賀武氏就任、前会長・岩澤賢吾氏顧

間に就任。

- 10月 元請・下請関係の合理化を推進するため「下請契約約款」を制定。「日本道路会議」（隔年開催）に協賛、参加し、標識・標示等の交通安全施設に関する技術の向上を図る。（以後毎年継続）「道路標識週間」（建設省関係）に際して、ポスターを作成、標識の普及啓蒙に努める。（以後毎年継続）
- 11月 標識・標示工事における安全費の計上を建設省、警察庁に陳情。
- 12月 中小企業近代化促進法の適用。（政令第300号）“近促法”に基づく指定業種に「道路標識又は道路標示の設置工事業」が指定され、当協会が近代化の推進母体となる。

1980（昭和55）年

- 5月 「路面標示・道路標識工事の技術・技能研修テキスト」刊行。
- 7月 「耐候性試験用・路側標識柱製作」業務を建設省土木研究所より受託。
- 8月 「業態調査」実施。“近促法”に基づく近代化計画策定に資するため、大規模な業態調査を実施。
- 12月 「道路標識の耐久性に関する現地調査」業務を建設省土木調査研究所より受託し、青森・茨城・鹿児島県において実地調査を行う。
「道路反射鏡の見え方試験」業務を建設省土木研究所より受託し、土研構内において実験を実施。

1981（昭和56）年

- 1月 世界道路標識展（西ドイツ・エッセン市で開催）に我が国の標識を出し、世界に紹介する。
- 3月 常設委員会増設。道路反射鏡・視線誘導標・防護柵・カラー塗装委員会を新設し、広く交通安全施設に関する研究開発、技術の向上を図る。
建設省「道路標識・道路標示設置工事業の近代化計画」を告示。
機関紙「全国標識標示広報」廃刊。
- 4月 支部事務局の整備。東北支部事務局を開設。
- 6月 機関紙「全標協広報」第1号刊行。（以後毎月15日発行）
- 7月 事務局移転。本部事務局を千代田区麹町4丁目5番地・第7麹町ビルから同町4丁目2番地6・第二泉商事ビルへ移転。
- 9月 「区画線の耐久性に関する解析」業務を建設省土木研究所より受託。
臨時総会開催。定款一部変更、専務理事の交替を議決。「道路標識板製作要領」を刊行し製作方法の標準化を図る。
- 11月 定款の一部変更。役員数、役員の種別の変更等について主務官庁の認可を得る。
道路反射鏡に関するアンケート調査を実施。

1982（昭和57）年

- 3月 交通安全施設の維持修繕、路面標示施工技能審査制度導入についての支援、及び分離発注について主務官庁に陳情。
- 5月 正会員数400人を超える。

6月 3月23日労働大臣に「路面標示施工技能審査」の認定申請書を提出し、6月15日付で認定され、同月19日に労働省告示第57号により告示された。以後、技能審査の実施に向って準備を進める。
路面標示機械施工委員会を常設委員会として設置し、施工の合理化を図る。

「溶解式トラフィックペイントの機械施工」を刊行。

7月～10月

路面標示施工技能研修会を全国9カ所において実施。

8月 「区画線の耐久性、消去方法に関する解析」業務を建設省土木研究所より受託。

9月 「道路標識調査」業務を関東地建より受託。

11月 「緩衝施設の静的実験」に関する業務を建設省土木研究所より受託。

11月～58年2月

路面標示施工実技試験を全国10カ所において実施。

12月 路面標示施工学科試験を全国9カ所で一斉に実施。

1983（昭和58）年

3月 「溶融型トラフィックペイントの一般物性試験及び試験片製作」の業務を建設省土木研究所より受託。

路面標示施工技能審査合格者（631人）発表。

5月 関東支部事務局を開設。

7月 「路面標示ハンドブック」初版を刊行し、路面標示の設計、施工の標準化を図る。

建設産業専門団体協議会（略称：建専協）発足。当協会も加入。

「区画線の耐久性に関する解析」業務を建設省土木研究所より受託。

「道路標識調査」業務を関東地建より受託。

7月～9月

路面標示施工技能研修会を全国10カ所において実施。

8月 「道路標識の改善に関する調査研究」業務を建設省より受託。建設省の近代化構造改革の取組状況に関するヒアリングに各支部分会参加。

8月～12月

路面標示施工実技試験（溶融式手押し）実施。

11月 「緩衝施設の静的実験」に関する業務を建設省土木研究所より受託。

路面標示施工学科試験（溶融式手押し）を全国10カ所において一斉に実施。

12月 路面標示施工実技試験（ペイント式ラインマーカー）実施。

12月～58年1月

路面標示施工学科試験（ペイント式ラインマーカー）を全国5カ所で実施。

1984（昭和59）年

2月 第1回路面標示施工技能審査合格者（550人）発表。

3月 第2回路面標示施工技能審査合格者（36人）発表。

「レーンマーク材の試験施工」業務を建設省土木研究所より受託。

5月 四国支部事務局体制の整備。

6月 協会定款重要通達集の追録作成。

近促法に基づく近代化計画の推進状況調査。

「道路標識の改善に関する調査研究」業務を建設省よ

り受託。

6月～8月

路面標示施工技能研修会を全国10カ所で実施。

8月 「道路案内標識調査」業務を関東地建より受託。

8月～11月

路面標示施工実技試験を全国10カ所で実施。

10月 「道路標識の視認性実験解析」業務を建設省土木研究所より受託。

近促法に基づく近代化計画推進事項の中間報告書を建設省に提出。

11月 「都市景観と案内標識調査」業務を関東地建より受託。

路面標示施工学科試験を全国10カ所で一斉に実施。

12月 「区画線の耐久性に関する調査及び解析」業務を建設省土木研究所より受託。

1985（昭和60）年

1月 路面標示施工技能審査合格者、溶融式手押し（276人）、ペイント式ラインマーカー（144人）発表。

6月 警察庁の依頼を受け「2段階右折標識」の原図を作成。

7月 「実験用標識類」業務を建設省土木研究所より受託。

「道路標識の視認性に関する調査」業務を関東地建より受託。

「道路標識の視認性に関する調査」を建設省土木研究所より受託。

8月 「道路反射鏡ハンドブック」を刊行し、道路反射鏡の設計施工の標準化を図る。

路面標示施工技能審査廃止。路面標示施工が新たに技能検定職種に追加。

9月 「道路案内標識表示調査業務」を関東地建より受託。

10月～61年2月

路面標示施工技能審査補足講習を全国11カ所で実施。

11月 雅賀武会長勲四等瑞宝章を受賞。

1986（昭和61）年

3月 建設省に近促法指定業種に指定されてからの成果調査結果を報告。

5月 国際交通博覧会EXPO'86に標識の出展。

第11回通常総会。協会創立10周年記念祝賀会開催。

5月～12月

本年度から各都道府県の職業能力開発協会主催で路面標示施工技能検定が実施され各支部、分会においてこれに協力。

8月 建設省土木研究所に協力し、「路面標示の塗膜の摩耗及び反射輝度等の調査研究を行う。

「道路標識の耐久性に関する現況調査」業務を建設省土木研究所より受託。

「道路案内標識標準設計図集作成業務」を関東地建より受託。

「道路案内標識文字の表示基準」を作成。

9月 建設産業近代化促進団体協議会設立に参加。

「道路標識調査委託」業務を東京都建設局より受託。

10月 ESCAPが主催し、建設省が運営推進した「道路交通事故防止対策セミナー」に協賛参加。

JICAが主催し警察庁が実施した「交通警察行政セミナー」に協賛参加。

「標識原寸図」（昭和61年10月25日改正）を作成。

1986（昭和61）年

11月「案内標識改正資料」作成。

1987（昭和62）年

1月「道路標識の様式」（昭和61年10月25日改正）を作成。
2月（財）国際交通博覧会協会より感謝状授与。
5月OECD道路セミナーに協賛参加。

1988（昭和63）年

10月「全標協厚生年金基金」設立準備委員会設置。

1989（平成元）年

2月消費税法に関する特別説明会を東京など8都市にて実施。
3月公正取引委員会に消費税に関する共同行為の実施届出書提出。
9月平成元年版「全標協概要」発行。

1990（平成2）年

4月全国道路標識標準積算資料厚生年金基金設立。
4月～9月
　　国際花と緑の博覧会に協賛参加。
7月第11回国際運輸交通理論シンポジウムに協賛参加。
　　世界道路会議（IRF）に協賛参加。
8月「夢ロード21」プロジェクトに協賛参加。
10月第1回海外研修実施（フランス、スペイン、ドイツ連邦共和国）。

1991（平成3）年

5月会長に神宮司英武氏就任。前会長雑賀武氏顧問に就任。
6月OECD道路セミナーに協賛参加。
7月定款の一部変更。役員の種別の変更、従たる事務所等について主務官庁の認可を得る。
8月総務室主催の第15回交通安全フェアに協賛参加。
　　建設省・各都道府県主催の「道路をまもる月間」及び「道の日」の行事に協賛参加。
　　全国県協会長会議を今期より開催。（今後毎年開催）
10月全国道路標識週間に協力（1日～7日）。
　　「第19回日本道路会議」に協賛参加。
11月宮川勇理事勲五等瑞宝章を受賞。

1992（平成4）年

2月「道路標識標準積算資料」及び「路面標示標準積算資料」を作成。
4月各支部の「従たる事務所」新設の登記完了。
5月第1回建設大臣顕彰2人（北陸支部、中国支部）。
6月建設省主催の環境クリエーションフェア協賛参加。
8月建設省・各都道府県主催の「道路をまもる月間」及び「道の日」の行事に協賛参加。
9月第2回海外研修実施。（ノルウェー、デンマーク、イギリス）

11月（財）交通事故総合分析センター設立に出捐。

1993（平成5）年

2月「独占禁止法の遵守に関する指針」を理事会にて決議。
4月（財）建設業適正取引推進機構に賛助会員として入会。
5月第2回優秀施工者建設大臣顕彰に当協会から2人受彰（中部支部、中国支部）。
8月建設産業人材確保・育成推進協議会発足、当協会も加入。
10月第20回日本道路会議に協賛参加。
　　夜間の交通安全国際会議に協賛参加。
11月熊野志郎副会長勲五等雙光旭日章を受賞。

1994（平成6）年

1月労災保険率改定に関して労働省に要望書提出。
2月平成5年度臨時総会開催（会費納入制度の改正関連）。
4月正会員数500人を超える。
5月第3回優秀施工者建設大臣顕彰に当協会から1人受彰（関東支部）。
6月「道路標示黄色」色見本を更新。
8月防護柵施工量調査を実施。
9月～7年2月
　　本部主催・平成6年度工事費積算講習会を全支部で実施。

1995（平成7）年

4月第20回創立記念日。
5月全標協第20回通常総会。
　　第4回優秀施工者建設大臣顕彰に当協会から2人受彰。
7月交通安全対策特別交付金の充当対象の拡大について警察庁・建設省に要望。
9月各ブロック内県協会長会議開催。
　　道路標示施工技能士の建設大臣認定について建設省に陳情。

1996（平成8）年

4月特交金パンフレット「交通安全施設早わかり」を発行。
5月第21回通常総会及び創立20周年記念祝賀会開催。
6月標識週間ポスターの原画を会員及びその家族から募集。
9月ブロック内県協会長会議にて開催地の県警本部交通部長を講師に研修会を実施。
10月支部における技術的研究開発促進のための助成要綱制定。
　　産・学・官の共同研究スタート。
11月支部の「従たる事務所」機能解消。
12月法定外表示の効果に関する研究調査への協力。
10月～12月
　　本部講習会「コミュニティ・ゾーン」3支部で実施。

1997（平成9）年

3月道路標識板製作要領の改訂版発行。
6月関西支部事務所移転。
　　北海道交通安全協会に道路標識等の設置効果の調査研

究を委託。

- 7月 「公益法人見直しへの対応」、「全標協ビジョン修正検討」を総務委員会で検討。(以後6回にわたり委員会開催)
「非常勤役員弔慰金支給規程」及び「職員慶弔見舞金支給規程」を制定。
10月 「技能検定活動助成金交付要綱」を制定。
警察庁、建設省等に対し交安施設予算確保に関する要望活動実施。
第3回海外交通事情視察実施。(ドイツ、オランダ、イギリス)
11月 「路面作業車の安全対策テキスト」を作成し各支部へ配布。

1998（平成10）年

- 3月 路面標示ハンドブック改訂版発刊。
4月 全国建設産業教育訓練協会へ加入。
7月 路面標示施工技能士の建設大臣認定が施行される。警察庁、建設省等に対し路面標示施工技能士制度活用についての要望活動実施。
10月 路面標示施工技能士バッジ、シール作製配布。
10月～11年2月 各支部毎に路面標示施工技能士に対する特別講習を実施。
11月 秋の叙勲で前会長神宮司英武氏が勳4等瑞宝章を受賞。
12月 交通安全施設効果活用パンフレットを作成し各支部に配布。
「標識表示装置の高度化に関する検討作業」を福岡国道工事事務所より受託。

1999（平成11）年

- 2月 臨時総会。定款の一部変更案の議決承認。
3月 主務官庁から定款変更の認可。
全標協ホームページ開設。
ソーラー委員会発足。
4月 各支部の「従たる事務所」の抹消登記完了。
5月 第24回通常総会。正会員以外の専門有識者から理事11人を迎える。
7月 交通安全施設の安全点検に対する協力。
9月 ブロック内支部長・県協会長会議に併せて「ISO導入の進め方」の講習実施。

2000（平成12）年

- 2月 「道路標識・標示の施工技術の特殊性・専門性」まとめる。
5月 全標協21世紀ビジョンを策定。
9月 道路交通施設安全推進会議の設置。
ブロック内支部長・県協会長会議の際に「建設CALS/EC」の講習会を実施。
11月 新業種要望についてのワーキンググループ検討結果まとまる。

2001（平成13）年

- 3月 協会独自の「損害保険特定団体割引制度」運用開始。
5月 会長に藤井稔久氏就任、執行部体制変わる。
7月 特別顧問の設置。
9月 ブロック内支部長・県協会長会議に併せて入札契約適

- 正化法と国交省の対応についての講習会を実施。
11月 道路整備促進に関する緊急要望書を当局に提出。
建設技術展示館に全標協の展示物設置。
12月 「21世紀の道路標識をめざして」を国交省道路局長に提案。
歩行者に視点を当てた案内標識に関する研究の報告書完成。

2002（平成14）年

- 1月 第11回国際冬季道路会議札幌大会に参加。
2月 「会員行動規範」を改正。
5月 通常総会に併せて国交省官房審議官竹歳誠氏の講演会を開催。
6月 建専協の解散と建専連の設立に関わる。
6月～11月 各支部毎に「電子入札・納品等について」の本部講習会を実施。
9月 第1回道路標識設置管理士の研修会を富士教育訓練センターで実施。
10月 50人の道路標識設置管理士を認定する。
11月 協会規則の一部改正により、入会時の誓約書提出制度スタート。
路側帯拡幅による速度抑制等に関する調査研究の中間報告まとまる。

2003（平成15）年

- 2月 第31回総会で定款の一部改正を議決。
5月 会費規則を改定。
交通空間と景観と題する日本大学生産工学部栗谷川裕造教授の講演会を開催。
7月 標識設置管理士バッジの制定・交付。

2004（平成16）年

- 3月 「ハンプ路面標示の標準化」中間取りまとめ成る。
4月 短期ビジョン～再生から新生へ～の制定。
パンフレット「路面標示施工技能士について」発行。
5月 NHKのテレビ番組「あしたをつかめ」で路面標示施工技能士の仕事と生活等が紹介された。
8月 道路標識ハンドブック（改訂版）発行。
9月 ドイツの交通博物館に我が国の交通標識のセットを寄贈。
10月 税務署の立入検査と修正申告の指導を受ける。

2005（平成17）年

- 4月 全標協生命共済制度の廃止。
5月 各種委員会の活性化策を決める。
30周年記念事業準備委員会を設置。
県協会長会議に併せ松村理事の講演会実施。
7月 韓国女子大生4人、全標協を訪れ標識・標示の研修を受ける。

協会活動の充実と発展

委員会の活動

全標協は発足以来、部会、専門（常設）委員会等を設けて、道路標識、路面標示、その他の交通安全施設の技術に関する調査研究、機関誌の発行等事業関係の研究や協会運営に関する問題の検討を行い、さらに必要に応じて研究プロジェクトチームを組織するなど業務運営の改善に取り組んできた。

その概要は、次の通りである。

総務委員会

財務委員会または協会運営検討委員会は、昭和63年以降総務委員会に改められ、理事会から付託された事項を審議、検討してきている。

平成8年、「公益法人の運営に関する問題」及び定款、規則の改正について検討をはじめ、平成10年4月に意見書をまとめ会長に提出した。「全標協ビジョン」の追加、修正に関しては、年度を越えての協議となり、平成16年「全標協21世紀ビジョン」の改訂版「全標協『短期ビジョン』～再生から新生へ～」の作成にいたり、全会員に配布した。

このほか協会独自の認定制度「道路標識設置管理士制度」を設け、第1回研修会を平成14年に実施し、50人の道路標識設置管理士が誕生した。また、総務関係の諸規程や会費の見直しなど、社会情勢を踏まえて検討を行っている。

道路標識委員会

道路標識委員会は昭和51年以来、「標準積算資料」、「道路標識板製作要領」、「工事費積算講習会テキスト」等の業務用資料の作成・改訂等を中心に検討してきた。

平成7年に着手した「道路標識の併設（合体）等による設置方法の適正化に関する調査研究」の報告書を作成し、7・8年度に検討した「案内と進行方向別通行区分の統一された標識についての報告書」も各支部へ配布した。

平成13年、「『21世紀の道路標識をめざして』提案」

を国土交通省道路局長に提案した。また、交通弱者に対するバリアフリー化への対応としてパンフレットやCD-ROMを作成した。平成16年には、「道路標識ハンドブック」（2004年版）を発行した。

今後も、ワーキンググループによる標識診断要領の作成や道路標識落下防止対策等の課題に取り組んでいくこととしている。

路面標示委員会

路面標示委員会は昭和51年以来、「標準積算資料」、「路面標示施工学科の手引き」、「工事費積算講習会テキスト」等の業務用資料の作成・改訂等を中心とする課題を検討してきている。

路面標示は、交通事故の増大や高齢化の進展などに対応するため、より一層の高度化（高輝度化）を図り、夜間・雨天時の視認性の向上が重要となっている。平成7年度において「路面標示の劣化（特に輝度）に関する調査研究」に着手し、平成8年度に既設の区画線劣化度を15段階に分け、目視による実態調査を行った。

協会では、かねてより路面標示施工技能士の資格認定の早期実現を図るために要望活動を続けていたが、平成10年7月に建設大臣認定が施行された。これに伴い路面標示施工技能士制度の活用促進にパンフレットの作成、資格認定者にはバッジ・シールを配布した。本制度の広報活動として、平成16年4月を広報月間と指定するなど、各支部・県協会が関係官公庁への広報に努めた。

平成10年、「路面標示ハンドブック」改訂版発行。

景観・防護柵委員会

景観・防護柵委員会は、平成8年、防護柵設置要綱の改正内容や進捗状況等の情報交換を行い、技術的対応について調査研究の取り組みを審議した。

平成10年委員会において、防護柵設置要綱の改正に伴い防護柵工事の安全管理ビデオ製作の検討及び市場単価制度についての意見交換をした。

平成15年度からは、鋼製防護柵協会との意見交換会を設け、16年には景観に配慮した防護柵について検討し、現在も続いている。

環境・作業安全委員会

環境・作業安全委員会は、平成9年委員会を1回、ワーキンググループを3回開催し、講習会用テキスト「路上作業に搭載する危険物の安全対策について（溶融編）」を作成した。平成10年には、標識及び標示作業上の安全管理ビデオを製作した。また、工事安全管理基準作成の取り組みを平成12年度以降はじめることとした。

平成14年、産業廃棄物の処理状況の実態調査を会員各社に依頼した。平成16年には危険物とLPガスの安全対策マニュアルを作成し、労働安全衛生法に基づく職長・安全衛生責任者教育を支部に要請、実施した。平成17年は、ヒヤリ・ハットなどの事例を収集し、安全対策、事故防止に備えている。

広報・教育委員会

毎月1回定期的に開催し、協会広報紙の編集内容を

協議している。平成12年1月号からはタイトルを公募し、「全標協広報」から「トラフィックサポーター」と改め、紙面の刷新を図った。平成15年には、奇数月発行に変更し会員や関係機関・団体のほか全国市町村に送付し、協会の広報活動を推進している。機関紙が隔月発行になったことから、委員会開催も隔月開催となつた。

平成14年「電子入札・納品等について」の講習会を実施した。また、ホームページで交通安全施設に対する道路利用者等の意見を「読者の声」として収集している。道路標識週間の標語やポスター・デザインの募集も周知するなど、ホームページ活用の充実を図っている。これにより応募件数も年々増加しておりその効果は大きいものとなっている。

平成15・17年と協会概要パンフレットを作成し、会員、関係機関・団体のほか全国市町村に配布し、協会活動のより一層のPRに努めた。

ソーラー委員会

平成11年2月発足準備小委員会を立ち上げ、3月に第1回委員会を開き今後の活動方針の検討を行った。

委員会は技術分科会を設けて自発光の道路標識、道路鉢、視線誘導装置等の交通安全製品の対費用効果、仕様の準拠、設置基準等に関する提案のとりまとめのため調査研究を進めた。技術分科会からは、夜間の視認性実験（土木研究所で実施）結果も含めた中間報告書が提出された。

全国道路標識週間の活動

全国道路標識週間は、昭和53年度から全国規模で毎年10月1日より7日まで実施されている。当協会は翌54年度から協賛参加し、PRポスターの作成を担って28年になる。

この間全国道路標識週間ポスターを通して、道路標識の設置状況や表示内容を広域的、集中的に点検し、道路標識の効果的かつ計画的な整備、維持管理を図るとともに、広く一般市民に道路標識の重要性をPRし

ている。

協会では、道路標識週間ポスターの製作に際し、平成8年度から原画と標語を一般公募にし道路標識週間の周知を高め、広報活動に努めている。

また、各支部においても国や県等の道路管理者が実施する道路標識週間の街頭PR、アンケート調査、標識点検等に積極的に参加し、全面的な協力を実行している。

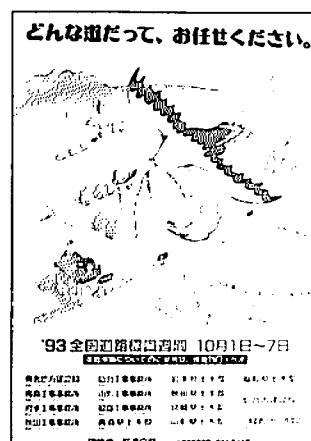




1991年



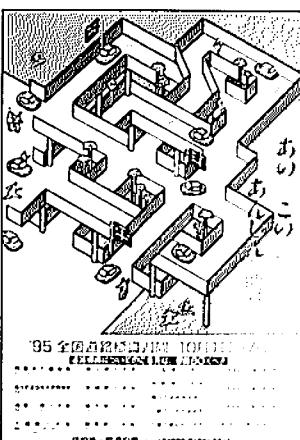
1992年



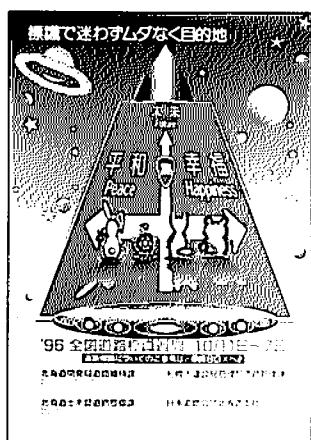
1993年



1994年



1995年



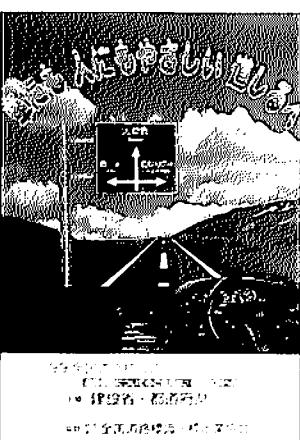
1996年



1997年



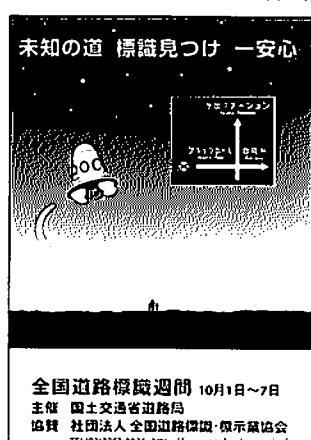
1998年



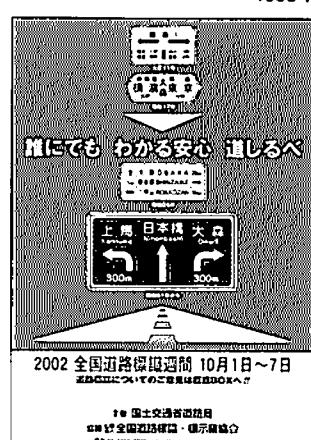
1999年



2000年



2001年



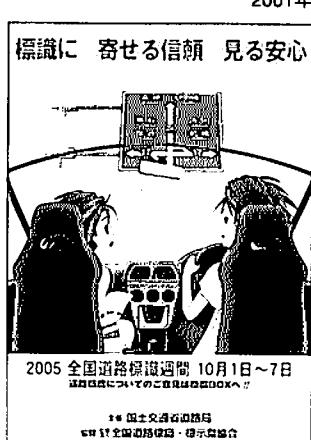
2002年



2003年



2004年



2005年



2006年

叙勲・国土交通大臣表彰

当協会関係の次の方々が、永年に亘り標識・標示業等の建設業界の発展に貢献したとして、叙勲の栄誉に浴した。

叙 勲

平成10年（秋）	全標協顧問 神宮司 英武 東京都 野原産業株式会社 顧問 勳四等瑞宝章	
平成13年（秋）	全標協理事 今別府 英男 福岡市 今別府産業株式会社 代表取締役会長 勳五等瑞宝章	
平成13年（秋）	全標協参与 林 麒三郎 愛媛県 株式会社協和産業 代表取締役 勳五等瑞宝章	
平成14年（春）	全標協理事 堀 竹治 香川県 株式会社コート 代表取締役 勳五等双光旭日章	
平成15年（秋）	全標協理事 甚内 晃二 札幌市 株式会社大宮ホ一口一北海道製作所 代表取締役社長 旭日双光章	

国土交通大臣表彰

<p>平成13年 7月</p>	<p>全標協四国支部副支部長 株式会社四国特殊工事 代表取締役 松本 通雄 平成13年度建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰</p>	
<p>平成14年 7月</p>	<p>全標協会長 ダイケンテクノ株式会社 代表取締役 藤井 稔久 平成14年度建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰</p>	
<p>平成14年 7月</p>	<p>全標協四国支部長 入交道路施設株式会社 代表取締役 濱田 廉 平成14年度建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰</p>	
<p>平成14年 7月</p>	<p>全標協理事 東海道路株式会社 代表取締役 丸山 輝城 平成14年度建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰</p>	
<p>平成15年 7月</p>	<p>全標協四国支部高知県協会監事 株式会社ロードグリーンズ 代表取締役社長 井手 清一 平成15年度建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰</p>	
<p>平成16年 7月</p>	<p>全標協関東支部長 協和産業株式会社 代表取締役社長 清水 修一 平成16年度建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰</p>	
<p>平成16年 7月</p>	<p>全標協中部支部相談役 テクノトーション株式会社 代表取締役 山中 博樹 平成16年度建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰</p>	

道路標識設置管理士

全標協「道路標識設置管理士制度」スタート

第1回50人を認定

全標協では、道路標識設置に関するハード・ソフト両面を併せ持つ専門的な技術者で、かつ、マネジメント能力を有する者を養成し、認定する協会独自の認定制度「道路標識設置管理士制度」を、2006年7月スタートさせた。

この制度の第1回目の研修を9月2日から12日の間、富士教育訓練センターで実施した。この研修には、全国からあらかじめ支部長の推薦があった50人が参加した。研修では、大学の現役教授を中心に標識関係のメーカー・会員企業の専門家に講師を委嘱し、法規をはじめ設計施工はもとより交通人間工学、交通生理学・心理学、景観工学、メンテナンス等、ハード・ソフト両面を総合的に取り上げている。

道路標識設置は、建設業法上は専門的な業種として分類されていないため、とび・土工に包含されている。しかし実施工の場合、設置場所の地理的条件や道路利用者からの視認性等を総合的に検討し、施工者が提案したり、判断する力が求められる。全標協はこうした能力をもつ者を認定することで、技術水準の向上を図るとともに技術者の地位向上を図っていくこととしている。



藤井会長挨拶



入校式における受講生

本来は国家資格として認知されることが望ましいが、現下の社会情勢のもとでは、国家資格の位置づけは困難であるとの判断になった。しかしながら、必要とされる専門技術、知識、品質確保のため、資格制度は必要と判断し、協会独自の資格として推進しようとするものである。

この研修終了後、制度の規定による「道路標識設置管理士審査会」（委員長片倉正彦東京都立大学大学院教授）を開き、その意見を聞いた上で50人に第1回目の認定をした。認定は10月1日付である。

次回以降の研修については、今回の研修テキスト、研修の内容、期間、時期、講師等を詳しく検討し生かしていきたい。

道路標識設置管理士制度研修

平成14年6月7日総務委員会決定

1. 実施期間

研修は、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センターにおいて行う。

2. 実施時期

別途定める。

3. 受講者

受講要件を満たす者のうち、支部長が推薦する者。

4. カリキュラム

富士教育訓練センターが職業能力開発促進法第24条第1項の規定に基づき認定された内容（認定訓練）による。

5. 効果測定

研修の終了に際し、効果測定を行う。

6. 修了証

研修の終了に際し、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会から修了証書が授与される。

7. 経費

受講生を派遣する事業主の負担とする。

8. 助成措置

富士教育訓練センターの教育訓練（認定訓練）は、

受講生を派遣する事業主があらかじめ雇用・能力開発機構都道府県センターで所定の手続きをとると、受講生を派遣した事業主に対して、雇用・能力開発機構より一定の助成が可能となる。

注：雇用・能力開発機構の助成は次のいずれかに該当する企業が対象となります。

- ①資本金3億円以下 ②労働者数300人以下

道路標識設置管理士制度研修受講要件

平成14年6月7日総務委員会決定

受講要件は、社団法人全国道路標識・標示業協会会員企業の社員のうち、下記に該当する者。

国家資格、1級土木施工管理技師の取得者であり、かつ道路標識設置に關し下記の実務経験を有する者
①高等学校の指定学科^{*}卒業後 5年以上
②高等専門学校の指定学科^{*}卒業後 3年以上
③大学の指定学科^{*}卒業後 3年以上
④上記以外の学歴の場合 10年以上

*指定学科：土木工学（農業土木を含む。）、都市工学、衛生工学、交通工学又は建築学科に関する学科

道路標識設置管理士認定要綱

平成14年6月7日総務委員会決定

(目的)

第一 この要綱は、卓越した道路標識設置技術者を道路標識設置管理士に認定することにより、道路標識設置技術者の地位及び技術水準の向上を図ることを目的とする。

(認定者及び被認定者)

第二 認定は、会長が、次の各号に該当する者について行う。

- 一 別途定める研修を終了した者
- 二 前号に規定する研修の講師として、会員企業から派遣された社員で2年以上務めた者

(認定の方法等)

第三 認定は、認定証及び徽章を授与して行う。
2 認定証及び徽章は別途定める。

(被認定者の選定)

第四 認定を受ける者は、第二に該当する者の中から、会長が認定する。

- 2 会長は、前項の規定により選定を行うに當ては、これを公正かつ適切に行うため、道路標識設置管理士審査委員会の意見を聞くものとする。
- 3 道路標識設置管理士審査委員会に関し必要な事項は、別途定める。

(細目)

第五 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細目は、総務委員長が定める。

研修の実施経過

平成14年度の第1回から6回までの経過は下表のとおりである。研修実施はいずれも、富士教育訓練センターで行った。

研修受講者及び講師のうち所定の手続きを経て、道路標識設置管理士に認定された者は以下のとおりである。

	実施時期		受講者数
1	平成14年9月 2~12日		50人
2	15年7月14~19日		72人
3	16年1月19~24日		66人
4	16年7月12~17日		93人
5	17年7月25~30日		91人
6	18年7月17~22日		84人

道路標識設置管理士 支部別年度別一覧表

年度 支部名	14	15 前期	14/15 (講師)	15 後期	16	15/16 (講師)	17	18	計
北海道	4	2	0	3	3	0	1	1	14
東北	6	5	0	9	9	0	9	7	45
関東	9	19	6	13	23	0	21	18	109
北陸	4	5	0	8	9	0	9	9	44
中部	7	11	0	10	11	1	15	17	72
関西	5	4	0	7	8	0	5	3	32
中国	5	7	0	7	10	0	11	10	50
四国	4	8	0	4	9	0	8	8	41
九州	5	9	0	3	7	0	8	8	40
沖縄	1	2	0	2	3	0	3	3	14
合計	50	72	6	66	92	1	90	84	461

平成14年度道路標識設置管理士研修カリキュラム

月 日	曜 日	午前 (8:00~12:00)		午後 (13:00~16:15)			
		教科目	教科目	教科目	教科目		
		講 師	講 師	講 師	講 師		
9月2日	月			受付・オリエンテーション 開講式	標識概論		
				ガイダンス 事務局(全標協)	講師 本多 茂		
9月3日	火	交通人間工学概論 交通事故の状況と道路標識	交通人間工学概論 道路標識と人間工学的問題	交通生理学・心理学 ドライバーの心理的特性・道標識の認識特性・人間評価技法			
		神奈川大学講師 三林 洋介	神奈川大学講師 三林 洋介	日本大学教授 大久保堯夫			
9月4日	水	法規 労働基準法・労働安全衛生法	法規 建設業法・騒音規制法	法規 道路交通法	法規 標識令・交通バリアフリー法		
		センター講師	センター講師	田邊専務理事	山下専務理事 講師 本多 茂		
9月5日	木	施工計画概論		設 計 標識の種類等	設 計 標識板の確認事項		
		講師 陶山 良介		講師 武井 仁志	講師 武井 仁志		
9月6日	金	設計 支柱の強度	設計 基礎の強度	基礎工概論 現地調査・土工			
		講師 武井 仁志	講師 武井 仁志	講師 桶井 達彦			
9月7日	土	体育実習					
9月8日	日	休日					
9月9日	月	基礎工概論 杭打ち・基礎工		建柱工・電工概論 建柱工・標識板設置	建柱工・電工概論 電工・電材		
		講師 桶井 達彦		講師 陶山 良介	講師 陶山 良介		
9月10日	火	施工実習 測量、建柱、板付け、コンクリート、高力ボルト		施工実習 測量、建柱、板付け、コンクリート、高力ボルト			
		講師 本田 徹・田中 康滋・桶井 達彦・武井 仁志		講師 本田 徹・田中 康滋・桶井 達彦・武井 仁志			
9月11日	水	景観工学		メンテナンス方法及び時期			
		日本大学教授 栗谷川 裕造		講師 陶山 良介			
9月12日	木	効果測定		修了式			

陳情・要望

当協会では、国又は地方公共団体が行う公共事業に寄与し、会員全体の公共的な利益を増進するため、いろいろな事業活動を展開しているが、制度的なものについては課題となっているものが多い。問題によっては、行政官庁の所管法令・通達等の改正によらなければ解決し得ないものもある。

このような問題については、本部の三役会、理事会又は各部会・委員会で十分検討したうえ、主務官庁に対する陳情・要望を行ってきており、その主なものは次のとおりである。

I 労災保険率の引下げに関する要望

(平成6年1月18日)

路面標示工事の労災保険については、平成元年4月から事業の種類の分類「その他の各種事業」から「その他の建設事業」に適用が変更され、保険料の負担が急増したので、平成3年10月以降、労働省へその是正方を要望し続けてきた。

その後、なんら回答が得られないことから平成4年5月20日第17回通常総会において、この「労災保険料率適用の変更要請」を年度事業計画の重点推進事項の一つとして決定のうえ、同年9月、理事会からの付託事項として、路面標示部会（末岡力部会長）で具体的な対応策を検討した。

同部会では、直ちに労災保険料率改定対策小委員会を設置し、各支部を通じて全会員に対する「労災保険の適用に関する実態調査」を実施した。この調査では、会員数489社のうち410社から回答（回答率84%）が得られ、そのうち有効データ377社について標示工事従事者の労災保険料の分布状況、実労働時間と労働災害の実態、メリット適用状況（平成3年度）等を分析した結果、他の建設業との比較において、度数率（100万時間当たりの災害発生頻度）、強度率（労働災害の大きさ）、平均労働損失日数などがいずれも低いことが判明した。

これらの調査と解析には1年余の歳月を費したが、これらのデータを添付した要望書案を作成して、平成5年12月27日、労働省労働基準局労災管理課、同局労災保険財政対策室に、これまでの経緯を含め現行保険率適用の不合理な事由、路面標示工事作業の実態、前

記実態調査分析に基づく労災の実態等について事前説明を長時間にわたって行った。

その後、具体的な検討が進められた過程において、労働省から全会員会社の労働保険番号の提出方要求があり、平成6年1月6日、再び各支部を通じて早急に保険番号の調査を行い、その結果を取りまとめ同年1月18日、労働省労働基準局長宛「労災保険率適用の事業分類及び事業細目の変更について」（要望書）を正式提出し、これらの資料を添付した。

労働省にはその後も神宮司英武会長が折衝を続け、おおむね1年経過した翌7年1月27日に労災保険審議会が開催され、2月10日には「労働者災害補償保険法施行規則」と「労働保険の保険料の徴収に関する法律施行規則」の一部が改正され、平成7年度以降53業種の中33業種について保険率が改善された。

当協会が要請し続けた適用変更については、他の業種に及ぼす影響が大きいことから実現しなかったが、「その他の建設事業」の保険料率は1000分の38から1000分の30に引下げ（引下げ率21.6%）られた。他の33業種全体の平均引下率が10%であったことから見て、これまでの要望の経緯が特殊事情として考慮された旨労働省から説明がなされた。

II 第6次交通安全基本計画に関する要望

(平成7年6月15日)

総務府長官官房交通安全対策室では、平成8年度を初年度とする第6次交通安全基本計画（交通安全対策基本法に基づく内閣総理大臣を会長とし、関係17省庁大臣が委員で構成される中央交通安全対策会議において決定される5箇年間を計画期間とする国と地方公共

団体の交通安全施策の基本方針)策定作業の一環として、平成7年6月12日から同月16日までの5日間、交通安全関係諸団体(38団体)に対し、意見聴取のための懇談会が開催された。

懇談会は11グループに分けて連続的に開催され、当協会は、第9グループとして日本道路公団、日本道路交通情報センター、日本交通管理技術協会、道路交通情報通信システム協議会、新交通管理システム推進協議会と共に6月15日この懇談会に出席し、交通安全対策室長に「交通安全基本計画に関する要望意見」を書面提出し、全標協概要、全標協ビジョン、平成7年度事業計画を添付のうえ、下記3項目を要望、説明した。

(1) 交通安全推進体制の充実、強化について

国、地方公共団体及び民間団体等による官民一体となった交通安全活動推進体制の強化策として、各地方自治体で市民生活の安全を確保するため、安全モデル都市構想又はセーフティ・コミュニティゾーンづくりを目指して、官民一体となった共創力により地域総合安全対策が推進されるよう配慮願いたい。

(2) 官・学・産による交通安全調査・研究活動の推進について

道路交通の安全に関する調査・研究活動について、公共資金又は民間資金を投入して、官・学・産の人的資源が有機的に動員され、効率のよい調査研究活動が推進されるよう、配慮願いたい。

(3) 交通安全施設の整備等について

現下の厳しい交通情勢に鑑み、第6次交通安全基本計画に全般的な交通安全施設の整備が十分盛り込まれ、都市府県又は市町村の交通安全計画(五箇年計画)に波及され、交通安全施設等整備事業(地方単独事業)がより一層強化推進されるよう配慮願いたい。

III 路面標示施工技能士の建設業法に基づく建設大臣認定についての陳情

(平成7年9月13日)

路面標示施工技能士は労働省の検定資格であり、制度の目的に沿った一定の成果が得られているが、当業

界としてこの制度のなお一層の有効活用を図るには、建設業法に基づく主任技術者資格として建設大臣の認定を得ることが必要不可欠である。

このため、これまで認定の実現に向けて建設省担当部局と銳意折衝を重ねてきたところであるが、とくに最近の入札・契約制度の改革により、建設業界は新しい競争の時代を迎える、「技術と経営に優れた企業」が強く求められており、技術重視の傾向が高まる中で、建設大臣認定の国家検定資格を有する技術者の有無が企業評価に大きく影響するとなっていること、また現場技能者の高齢化が進む中で、路面標示施工技能士の資格を有する若手技能者を主任技術者として起用し、現場での中堅技能者として有効活用を図る必要に迫まられていること等から、路面標示施工技能士について建設業法に基づく資格認定の早期実現を図ることが当協会の重要な課題となっている。

このような状況をうけて、これまでの長年の折衝を集大成し大臣認定の早期実現の促進のため、平成7年9月に建設省建設経済局長はじめ同省幹部に「路面標示施工技能士の建設業法第7条第二号ハの規定に基づく建設大臣認定に関する陳情書」を提出し、陳情内容を詳細に説明し、認定の早期実現を強く要望した。

IV 交通安全対策特別交付金の充当対象の拡大についての要望

(平成7年12月8日)

近年、地方公共団体の財政事情が厳しい情勢に鑑み、地方単独事業による交通安全施設の計画的な整備に必要な経費に対する財源の交通安全対策特別交付金(以下「特交金」という。)の有効な活用が図られるために、平成7年10月「特交金制度活用委員会」(佐藤博美委員長)を設置し、使途拡大等の検討を進めた。

同委員会では、平成7年11月8日に警察庁及び建設省の担当官も交えて検討した結果、出合頭事故、歩行者横断中の事故が多発している交差点やカーブ区間の交通安全対策、その他生活ゾーンにおける交通安全対策として、特交金がより一層活用されるため平成7年

12月8日、特交金の充当対象の拡大についての要望意見を次のとおりまとめ、建設省道路局長並びに警察庁交通局長に陳情した。

① 線形誘導標示板に関する規定の見直しについて

線形誘導標示板は、現在、視線誘導標設置基準（建設省局長通達）の付録として規定され、広義の視線誘導標の一種と解されているが、特交金の充当対象とはなっていない。

これは、交通安全対策特別交付金等に関する政令（以下「特交金政令」という。）での特交金の使途対象となる視線誘導標が前記設置基準に規定されている丸形の反射型視線誘導標に限定されていることによるものである。

そこで、線形誘導標示板が全国的に普及している現状に鑑み、線形誘導標示板の統一的、技術的基準を定め、その構造諸元を基準化するなどにより特交金の充当が可能となるよう、前記基準通達の改正を要望する。

② 法定外標示の標識令への取り入れ検討について

各都道府県公安委員会で設置されている法定外標示（標識令で定める道路標示の種類、規格等に合致しないあるいは定めのないもの）のうち、「止まれ」、「減速マーク」、「交差点標示」については、全国的に普及されその数も膨大となっている。

しかしながら特交金の使途は、道路標識や道路標示、区画線については、標識令に基づくものに限定されているので、前記法定外標示を標識令に取り入れ、特交金の使途対象となるよう検討方を要望する。

③ 特交金政令の改正について

現在、道路構造令に基づき道路構造令施行規則に規定されている「駒止」は、特交金政令の使途に関する規定に定められていないが、道路構造令に基づく「さく」と同様、交通安全対策上の防護施設として有効であり、特交金が充当できるよう特交金政令の改正を所管省庁へ働きかけ方をお願いする。

V 新しい標識のあり方を国土交通省に提案

全国道路標識・標示業協会は平成11年8月、当時の会長、副会長と会員外理事の一部で構成する「標識専門委員会」を発足させ、21世紀という新しい時代にふさわしい道路標識のあり方を検討してきた。以来2年有余、漸く提案のまとめが完了し、この企画の立案者である新美前会長と藤井会長、河合副会長、山下専務理事が平成12年12月12日国土交通省を訪れ、大石久和道路局長に提案書を手渡した。提案の内容は以下のとおりである。

提案の趣旨

当協会は、昭和51年社団法人として発足以来部内に「標識委員会」を設け、道路標識の設計、設置方法等の技術に関する調査研究を進め、標識に関するノウハウを蓄積してまいりました。こうした基盤の上に現在の標識システムの一層の向上・充実に資する目的で、一昨年当協会の理事として参加した道路・交通問題の学識経験者を主な構成員とする「標識専門委員会」を発足させました。

この標識専門委員会では、21世紀の道路標識のあり方を基本テーマに、今後進展する高齢化、国際化等に対応した道路環境づくりを目指して、平成11年8月から種々検討してまいりました。その成果をまとめたものがこの「提案」であります。これが多少なりとも当局のお役に立ちますれば誠に幸いです。〔別冊・詳細説明資料〕



大石道路局長に説明する協会役員

標識専門委員会委員名簿

委員長	新美喜久雄	全標協 特別顧問	前会長
藤井稔久	タ	会長	
河合恭平	タ	副会長	
堀 竹治	タ	理事 前副会長	
片倉正彦	タ	理事 東京都立大学大学院教授（交通工学）	
大久保堯夫	タ	理事 日本大学生産工学部教授（人間工学）	
中岡智信	タ	理事 前財交通事故総合分析センター常務理事	
生内玲子	タ	理事 交通評論家	
柳沢京子	タ	理事 景観ディザイナー	
柳井洋蔵	タ	前専務理事	
前山義彦	タ	前標識委員長	



21世紀の道路標識をめざして 提 案



1. 都市内交通に対する案内表示

1-1 巨大都市内国道の案内システムの改善

東京、大阪、名古屋のような巨大都市の中心部を通る一般国道は法的には国道であっても、利用実態はその地区の他の多くの主要街路とほとんど変わることろはない。ところがこれに設置されている案内標識の地名は、地方部とまったく同じ基準によって選定されているよう、利用実態と乖離している事例をしばしば見かける。こうした例は直轄国道に特に多い。たとえば、当該国道が先へいって右・左折している場合には、

国道上にある地名を表示すると、交通の流れに合致しない目標地となる恐れがある。そこで巨大都市の中心部を通る直轄国道では、周辺の他の主要街路と同一の案内システムを採用して、利用者が実際に求める情報を提供できるようにすることを提案する。

1-2 「道路の通称名」による案内

都市内の主要な道路は、路線としてより『通り』の方が利用者に親しまれている場合が多い。「道路標識設置基準」では、交差道路が一般国道の場合には、道路の通称名より経由路線番号を優先して表示することになっている。しかし都市内においては、経由路線番号の表示とともに道路の通称名を併せて表示することが望ましい。

1-3 交差点予告標識の改善（1）

交差点予告標識（108-A）に標示された交差点に到達するまでの間に、他の交差点が存在することがある。こうした場合、ドライバーはそれが表示された交差点ではないかと迷うことがある。こうした迷いが生じないよう手前の交差路も表示した予告標識もあることはあるが、きわめて稀にしか設置されていない。そこで予告交差点の手前に他の交差路がある場合は、必ずそれも表示した標識を設置するよう提案する。

1-4 交差点予告標識の改善（2）

交差点予告標識では、当該交差点までを距離（300m等）で示している。交差点が連続したりあるいは走行に時間がかかると、手前の交差点を当該交差点と誤認する恐れがある。予告標識に「次は○○交差点」と当該交差点の名称を上部に表示し、当該交差点では同じ交差点名称を標識の上部に明示することによって、予告標識と交差点標識の連係を高めることができる。交差点付近での経路案内標識の機能向上を図るために提案する。

2. 地方部交通に対する案内表示

2-1 著名地点の予告標識

一部地域のAクラスの観光地では、著名地点（114-

A) に直進の矢印と施設までの距離を表示して、比較的離れた地点から誘導を行っている。「著名地点(114-A)」に予告の機能を持たせ、利用者を目的地へ導く方式は、未知の土地を訪れるドライバーには有効であり、案内システムとして策定することが望ましい。

2-2 国道番号標識と都道府県道番号標識の識別

国道番号（118-A）と都道府県道番号（118の2-A）は、前者は逆さムスピ、後者は六角形と形は異なっているが、少し遠くから見るとこうした形状の違いははっきり分からず、両者ともほとんど同じに見えることがある。そこで都道府県道番号の地色を「白」、文字を「青」に変えると国道番号とは逆のネガ表示になり、両者の識別は容易になるであろう。

2-3 国道重複区間における路線番号表示の徹底

路線番号の案内では、途切れなく案内することが重要であり、特に路線の重なる区間は双方の路線番号を同一地点で表示することが必要である。今後、重複区間においても路線番号の併設整備を推進するよう要望する。

2-4 一般道路標識へ高速道路等の通称名表示

一般道路の交差点標識（108系）に高速道路等の通称名を併記する場合、交差している道路方向は2地名表示となり、判読性が低くなる。そこで併記する場合は、表示位置を交差方向を示す矢印の下端とし、一般目標地名と離して視認を容易にし、表示スペースにも余裕の生じる方式とすることを提案をする。

2-5 高速道路の入口車線の予告

一般道から高速道路への進入路（取付道路）が分岐している所では、一般道側の分岐部付近が多車線になっていることがある。このような場合、どの車線が入口に通じるか示されていないと運転者は不安を抱く。そこで相当手前からオーバーハング標識または路面標示等によって、入口に通じる車線を必ず表示することを提案する。

3. ローマ字・英語表記

国際化の進展によりローマ字・英語表記の重要性が増し、より分かりやすい表示が求められている。

3-1 山、川等の名称の一部となっている普通名詞の表記方法

山、川、城、神社仏閣等の名称は、普通名詞の部分をローマ字で表記し、さらにその後に（名称によっては前に）その普通名詞に相当する英語を付することになっている。一部例外として、普通名詞のローマ字表記を省略してもよいことになっている名称もあるが、この範囲は拡大が可能である。そこでこの方をむしろ原則とし、普通名詞は出来るだけ英語のみの表記を提案する。これによって英文字の羅列が減り、判読性が向上するであろう。

〔例〕 Kisogawa River (Riv.) ⇒ Kiso River

3-2 ハイフンの一層の活用

ハイフンはローマ字や英語表記の判読性を高める上で大きな役割を持っており、現在定められている以外にもハイフンを入れるべき場合、入れた方がよい場合、あるいは入れてはいけない場合など多々ある。ハイフンをもっと活用することを提案する。

〔例〕 烏丸丸田町 Karasumamarutamachi (現地に出てる表示) ⇒ Karasuma - Marutamachi
広尾 Hiroo (現地に出てる表示) ⇒ Hiro - o

3-3 ローマ字の長音記号

ローマ字表記で長音を表すために「—」「^」等は付さず「h」も用いないことになっている。「—」「^」は日本の発想で長音を表す記号としたものであろうから、外国人には恐らく何のことか分からぬであろう。しかし「h」は英文でも長音表記の方法として広く使われているので、ローマ字の後に付けても、英語を理解する外国人にはごく自然に長音として読んでくれるであろう。そこで「h」は使えるようにすることを提案する。

〔例〕 小山 Oyama 大山 Ohyama

3－4 英語表示のスペルの誤り・不適切な言葉の使用
ごく稀だが案内標識に表示される英語のスペルが間違っていることがあり、また使われている英語が適切でなかつたりすることがかなりある。英語を理解する外国人が見れば、すぐに間違いと分かるようなものがほとんどなので実害はあまりないかもしれないが、誤りが衆目に晒されるのは好ましいことではない。英語表示を行う際は、専門家の意見も聞くなど十分な調査、研究の上用語の選択を行い、完成後は念入りな点検を行うよう提言する。

4. 管理者間の連携

4－1 進行方向別通行区分の行われている交差点における案内表示

「進行方向別通行区分（327の7B～D）」と「方面及び方向（108の2-B）」は、色彩・形状及び矢印の部分が似通っている。交差点で利用者に必要な情報は、車線ごとの進行方向と目標地名であり、同じタイプの標識を重ねて設置するのは得策ではない。進行方向別に各車線の上に案内標識を設置することによって、規制の主旨を運転者に伝えることが可能であり、交差点付近での情報集中を避けるためにも統合方式の検討をお願いしたい。

4－2 標識支柱共用等の推進

道路付属物のうち道路標識は、管理者も複数となり設置数量も多いことから路上で重なり合い、見づらい場合がある。設置の間隔を広くとり、相互に干渉されないような設置が望ましいが、市街地では情報を必要とする箇所も多く、密なる設置となることも生じてくる。道路の空間では、横断方向の併設によって重なりの解消も可能である。管理者間の連携により、支柱の共用あるいは共架を積極的に進め、利用者からよく見える箇所の掲示を推進するよう要望する。

4－3 多目的柱の活用

道路上には道路標識、道路照明、信号機等多くの付属物が設置され、道路の空間を利用している。設置目的や設置時期の異なることから、短い区間に内にそれぞ

れ個別の支柱によって建てられていることが多い。これらの付属物をできるだけ統合して1本の柱にまとめることができれば、景観上からもまた歩道スペースからも好都合である。多種に使用できることから多目的柱と称し、設置については当初から各管理者間の設計協議が必要である。すっきりとした空間と分かりやすい道路・交通の情報提供のため、多目的柱の活用を提案する。

5. 歩行者に対する案内

市街地中心部の活性化、交通弱者の支援、エコロジー等多面的な効果を持っている歩行者のための案内について、その充実が求められている。

5－1 歩行者のための案内の充実

現在歩行者に対する案内は、主に各自治体の設置する案内サインが主体となっており、これらは形状・色使い等に思い思いの工夫が凝らされ、その結果まちまちなものが設置されている。「交通バリアフリー法」の施行及びそれとあわせた標識令の改正により、鉄道の駅などから諸施設まで、高齢者、身障者の移動性向上を図るための案内標識による誘導体系が整備された。また「著名地点（114-B）」に地図案内の補助板を付置することにより、各施設までのルートをより分かりやすく表示する方式も加えられた。これらを組み合わせて、歩行者のための案内誘導の充実を図ることが必要であり、そのための体系的な整備が望まれる。

5－2 シンボルマーク（ピクトグラム）の標準化

シンボルマークは分かりやすい表示方式として「著名地点」に多く併記され、経路案内（108系）にも用いられている。また、今後「著名地点（114-B）」へ付置する地図には、見やすさから案内用図記号等を単独で用いることが予想される。シンボルマークには、各地域にある特長を持った施設を表すものと、公園・図書館等一般的な施設を表すものとがある。一般的な施設については標準的なマークを定め、道路標識に使用しつつ利用者へ浸透を図って欲しい。

5-3 自転車利用者のための案内標識

自転車の行動半径は歩行者に比べて数倍広く、またエコロジーの要素も大きな乗り物である。今後自転車利用の促進も図られ、利用者の増加も予測される。速度、行動半径等について自転車は歩行者と自動車の中間に位置し、標識についても歩行者用あるいは車両用の利用も可能である。これとは別に、自転車利用者向け専用に行き先距離、休息所等を表示した案内標識も必要である。

6. 道路標識の維持管理

道路標識のストック増加とともに、これらの実態を把握し良好な状況に維持管理することが大きな問題となっている。

6-1 適切な維持管理体系の確立

道路標識を良好な状態に保ち、表示された情報を常に見やすい状態に確保するため、適切な維持管理は欠かすことができない。経年により機能低下した標識の取替、交通流の変化による表示内容の修正、破損した標識の補修あるいは樹木等による隠蔽への対応等、速やかに対応を要する事項は多く、道路標識に特化した点検も重要である。

特にオーバーハング方式の標識では、標示板取付部や高架部に設置された支部脚部について、安全上定期的に入念な点検を行う必要がある。これらの点検については、その時期や周期、点検の項目、評価基準等のマニュアルを作成して適切な維持管理を行っていく必要がある。

6-2 道路標識の管理システム

道路標識の維持管理を行うための資料として道路標識調書の作成が行われている。また、「調書」に代わるものとしてMICHISYSTEMや標識評価管理システムがあり、標識諸元データの集積や表示内容のチェックが行われている。これらの書式に6-1で述べた標識点検による標示板や支柱の状況を記載し、また点数評価によって取替時期を把握できる機能を加えた管理システムの充実が望まれる。

7. 道路標識の構造

道路標識を設置するための状況は、高齢化社会の進展、道路周辺の明るさの増大、高架部分への設置あるいは歩道部分の大型標識の設置増加等変化が大きいので、それに応じて対応することが必要となっている。

7-1 視認性向上のための文字寸法の拡大

高齢化社会の更なる進展に対応するため、視認性の向上を目指した標識の積極的設置を進めるよう提案する。高齢運転者の案内情報の確認を容易にするためには、目標地等の文字寸法の拡大が必要である。更に情報判断を素早く行うためには、情報量の整理が必要となる。限られた道路空間のなかで、視認性と景観に配慮した情報提供となるよう工夫をしていくことが望まれる。

7-2 夜間における視認性向上

平成5年度から平成9年度までに実施された道路技術5カ年計画のうち「道路標識表示装置の高度化に関する検討（建設省、土木研究所外）」の調査によれば、夜間において周囲の明るさの影響から掲示板が確認しづらくなっていることが分かる。これらの対策として、周辺に灯火の少ない、夜間交通量も少ない箇所では反射性能の高い反射シートの採用によって、また都心部の建物照明、ネオンサインなど林立する箇所では、標示板に照明装置を付置することによって、視認性の向上を図ることができる。夜間走行の安全性のために、情報提供能力向上を図るよう提案する。

7-3 直接基礎方式による根入れ深さの軽減

現在、大型標識の基礎形状は表面幅80cmに対して根入れ深さは210～270cmが標準となっている。この形状では、作業時に周囲の地盤への影響も大きく、また歩道上の通行者にも不安感を抱かせることになる。根入れ深さを軽減するため、設置箇所の条件に応じて積極的に「直接基礎」の採用の検討を提案する。

支部の活動

北海道支部10年のあゆみ

1. 沿革

昭和50年3月、任意団体として設立した「北海道安全施設標示協会」は、昭和51年4月、社団法人の認可を受けた全標協の委託事務を行い、地方色を生かした業務運営を行っていた。

その後、平成11年1月同協会を解散し、新たに「全国道路標識・標示業協会北海道支部（会員総数44社）として、現所在地に事務局を開設した。現会員39社が一致団結して、広大かつ幾多の厳しい条件下にある、北海道の道路交通の円滑化と交通事故防止に寄与しているところである。最近10年間の当支部の主な活動状況は次のとおりである。

2. 活動

(1) 部会の運営

支部には、総務、道路標識、路面標示等の部会を常設し、部会長を中心とした部会における懸案事項をテーマに検討を重ねるなど、協会運営の一翼を担っており、平成15年度には標識令の改正等に伴う施工要領、安全対策、施工技術の向上を図るために、「道路標示施工の手引」を発刊するなど活発な活動を行っている。

(2) 研修・講習会の開催

○道路標識・標示研修会

北海道開発局、北海道建設部、道警察本部から担当者を招き、会員及び各社の管理責任者を対象に、道交法の改正要点及び工事施工上の問題点などについて、新年度の事業開始前に解説等の研修会を毎年実施している。

○安全対策講習会

交通安全施設工事施工上の安全対策について、現場責任者を対象に、道警察本部交通部の担当者による講習を毎年実施している。

○路面標示技能検定試験学科予備講習会

全標協本部担当委員を講師に迎え、学科受験予定者を対象に受験に対する心構え、出題傾向と学習のポイント等を解説する講習会を平成11年から毎年実施している。

なお、合格率は平成11年までは約50%であったが、平成12年以降は約65%に向かっている。

(3) 特別講習会の開催

○市場単価調査説明会

建設物価調査会、経済調査会から講師を招き、調査表の作成要領等の説明会を平成7年から毎年実施している。

○独禁法特別講習会

公正取引委員会から講師を招き、新入札制度、契約制度の導入に伴う独禁法の円滑な運用を目指し、法の無知による違反行為の絶無を期すための講習会を実施した。（平成10年、平成12年）

○路面標示施工技能士特別講習会

路面標示施工技能士資格が、建設業法上の資格として建設大臣から認定されたのを契機に、技能士の資質・技能のより一層の向上を図るために、道警察本部及び本部派遣講師による会員会社の技能士に対する講習会を実施した。（平成11年、平成12年）

○路面標示施工要領の技術講習会

路面標示材の一部にホタテ貝がらを混入した新しい路面標示材が使用されることになり、路面標示施工要領の技術講習会を平成18年3月、メーカー担当者を講師に招き、北海道職業能力開発協会にて実施した。

○安全衛生責任者教育講習会

労働安全衛生法等により、工事現場の安全衛生の確保が強く求められている現状から、本部に部外講師の派遣を要請し、会員各社の現場責任者に対する認識向上の講習会を実施した。（平成17年）

○その他の特別講習会

- ・入札契約適正化法に関する特別講習会（平成14年）
- ・「建設リサイクル法対応・廃棄物処理法」についての特別講習会（平成14年）
- ・コリンズ及び電子入札関係の特別講習会（平成15年）

(4) 官公庁等との意見交換会などの開催及び参加

○新交通安全施設開発研究会

道警察本部主催の「新交通安全施設開発研究会」に会員が出席し、意見交換をした。

○規制標識・標示工事の問題点の意見交換

交通規制標識・標示工事の問題点の改善を図るために、道警察本部と意見交換を毎年実施している。

○北海道開発局と建専連会員との意見交換会へ参加

建設産業専門団体連合会が主催する、北海道開発局幹部と建専連会員団体地方支部長との意見交換会に支部から役員が参加し、工事の発注方法等についての討議を平成14年から毎年実施している。

○工事施工についての意見交換

標識・標示工事の施工に関するもの以外でも、発注・契約担当部局にも出席を要請し、工事仕様書の内容や施工上の課題について意見交換を実施している。

(5) 各種協賛行事等への参加協力

○年間を通して交通安全運動への参加

毎年、春、夏、秋、冬に交通死亡事故絶滅を目指した道民総ぐるみ運動に伴う道民総決起大会、安全パレード、街頭啓発等に積極的に参画した。

昨年は都道府県別死者数ワースト1位を返上したことにより、道警察本部長から功労のあった関係団体として、支部に顕彰状（讃辞）が授与された。

○「セーフティラリー北海道」への参加

交通安全運動の意識高揚のため北海道、道警察ほか交通関係団体が主催する、無事故・無違反を競う

「'99 セーフティラリー北海道」に協賛し、平成11年以降、毎年会員各社から多数のチームが参加している。

○安全ステッカーの購入斡旋と貼付

工事車両による交通事故絶滅をより一層推進するため、会員各社に車両貼付用の「安全ステッカー」購入の斡旋を行い、各社から多数の協力を得た。

○夜行反射式リストバンドの購入と寄贈

交通弱者である歩行者・自転車乗用者の腕及び足首に巻く夜行反射式リストバンドの斡旋を行い、会員各社から600本もの購入協力を得て、購入会員から各地区の町内会や老人ホームへ寄贈し、交通事故防止に寄与した。

(6) その他

○路面標示施工技能士の活用について

北海道開発局、北海道、道警察本部、札幌市をはじめ北海道内の各市に対し、路面標示施工技能士の積極的活用を要請する要望書を提出した。（平成10年7月、平成17年12月）

○関係機関等との意見交換

交通安全施設事業に携わる当業界企業の「現状と今後の展望」について、支部長以下役員があらゆる機会を捉えて、道警察本部ほか関係部局へ出向き意見交換を行っている。（毎年2～3回）

過去10年間の会員数の推移

（北海道支部）

平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
43(4)	44(4)	44(4)	43(3)	42(2)	42(2)	43(2)	43(2)	40(2)	39(2)

（ ）内数字は支部会員数で内数である。

東北支部10年のあゆみ

1 10年の歩み（平成8年～平成17年）

沿革

- 昭和38年4月 任意団体「全国道路標識協会」設立、東北から18社入会。
- 昭和51年4月 社団法人全国道路標識・標示業協会設立、東北から31社入会。
- 昭和56年4月 東北支部事務所を仙台市に開設、事務局長を置く。会員55社。

「プライマー不要溶融材の開発」

- 2 路面清掃工程における機械の改良

「集塵機能付路面清掃機の開発」

- 3 水性タイプ常温型ペイントの開発

- 平成13年～14年

- 1 歩行者・自転車・車いす・視覚障害者の混在交通に対する安全確保について
「モデル歩道での試験施工及び評価・検証」

- 平成15年

- 1 歩行者・自転車・車いす・視覚障害者の混在交通に対する安全確保について
「ユニバーサル歩道・アンケート調査の分析及び夜間の地図標識の現状報告」

- 平成16年

- 1 人・車・安心・円滑（ユニバーサルデザイン）と交通空間に対する提案について

- 平成17年

- 1 土木工事標準設計図集（道路標識編）の追加及び見直しについて

（2）要望活動とその成果

東北支部の各県自治体及び各県警察等に対する陳情要望は、各県単位で隨時展開されているが、その中で特に「国家資格路面標示施工技能士」の活用を重点的に陳情要望している。

その成果として秋田県では平成17年4月以降、県内建設業者入札参加資格審査の「有資格者の保有条件」の改正で、路面標示施工技能士2人の保有を格付け要件として追加した。

また、宮城県土木部では一般競争入札で発注する区画線工事で、安全管理及び品質確保の促進を図るため、平成18年2月以降に公示される工事からその工事現場に、「路面標示施工技能士1人以上の配置」を資格要件に義務づけた。

（3）各関係機関等との講習会及び意見交換会の開催

ピーク時の半分近くまで公共事業費が激減し、平成13年度に施行された入札契約適正化法、品確法の制定及び一般競争入札契約制度改革では業者間の価格競争

2 歴代東北支部長

- 第3代支部長 佐藤博美 平成3～10年
(株)サトーライン：岩手県)
- 第4代支部長 永澤弘夫 平成11～16年
(株)永澤興業：青森県)
- 第5代支部長 新田晴三 平成17年～現在
(新和産業株：山形県)

3 東北支部の特徴的活動

（1）土木技術研究委員会活動

東北地方建設局（現東北地方整備局）では、昭和59年から民・学・官による「土木合理化委員会」（東北地方整備局・大学教授・東北建設協会役員等50人）を組織し、土木技術の生産性、安全性、環境改善等に関する課題に取り組んでいる。

その委員会の下部組織に技術研究会が設置され、建設業を取り巻くそれぞれの時代における課題に対応すべく、工事現場の実態調査、技術情報の収集、技術開発の研究等に取り組み、当支部は「標識・標示研究会」に所属して、標識設置・区画線各工事の施工技術等の研究を担当している。

平成17年に土木合理化委員会は、「土木技術研究委員会」に改称されたが、我が「標識・標示研究会」では、毎年次のような研究テーマを発表し、その成果が現場で広く活用され、標識設置・区画線各工事の施工技術等の向上に寄与している。

- 平成8年～12年

- 1 溶融材におけるプライマー塗布工程の削除

が激化する中で、交通安全施設専門業である我々受注者としても、過度な価格競争から高度の技術と品質による競争へシフトするための施策として、発注機関である東北地方整備局等の担当者を招聘し、意見交換会及び講習会を開催している。

平成18年8月には、東北地整の技術調整管理官を招聘し、「発注者として品確法に基づきどのような施策を考え、受注者にどのような対応を求めているのか」をテーマに講演会を開催し意見交換した。

(4) 地域社会貢献活動の推進

東北地方整備局が平成17年度から本格導入している、「価格競争のみの入札ではなく、技術力評価にウェートを置き、さらに企業の社会的貢献度等も評価対象とする総合評価落札方式」に的確に対応するため、常に社会貢献を念頭に置き、「地域社会との触れ合い月間の設定」「各種ボランティア活動」の主催及び地域参加などを積極的に取り組んでいる。

特に宮城県では、平成16年から仙台市職員と協会会員約100人が参加し、仙台市のシンボル・ロードとして多くの市民に親しまれ、愛されている「定禅寺通り」のゴミ、落ち葉、道路案内標識の清掃活動をボランティアで行い、年末の「SENDAI光のページェント」に向けた環境美化に寄与している。

4 路面標示施工技能士資格の取得状況

東北各県職業能力開発協会の委託を受け、東北支部管内4県で毎年「路面標示施工技能士実技検定試験」

を実施しており、過去10年間の検定試験合格者は次表のとおりである。

種別 年度	溶融	加熱	実数
H8	18	7	20
H9	26	6	28
H10	55	12	58
H11	22	17	23
H12	28	11	28
H13	15	5	15
H14	23	11	23
H15	28	8	28
H16	37	11	37
H17	40	4	40
計	292	92	300

5 道路標識設置管理士資格の取得状況

職業能力開発促進法に基づく全標協「道路標識設置管理士認定研修」は、平成8年から富士教育訓練センターで実施されているが、次のとおりこれまで38人が認定されている。

県別	H14	H15 前期	H15 後期	H16	H17	計
青森県	1		2		2	5
岩手県	1	1	1	2	2	7
宮城県	1	2	3	2	2	10
秋田県	1	1	1	2	2	7
山形県	1		2	2	1	6
福島県	1	1		1		3
計	6	5	9	9	9	38

過去10年間の会員数の推移

(東北支部)

県別	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
青森県	13	12	12	12	12	15	15	15	15	14
岩手県	11	11	11	11	11	10	10	10	10	9
宮城県	23	24	24	23	23	21	21	22	22	21
秋田県	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5
山形県	9	9	9	10	10	10	10	10	10	11
福島県	9	9	9	7	7	7	7	6	6	6
計	71	71	71	69	69	69	69	68	68	66

() 内数字は支部会員数で内数である。

関東支部10年のあゆみ

関東支部は、本部と同一ビル内に所在していることから、業務の報告・連絡上地の利があり、会議室も共同利用の便宜を得ている。日常の支部運営については、事業の円滑な運営を図るために、各都県協会と連携しながら、交通安全施設に関する具体的提案型組織を目指して標識・標示、防護柵等の各委員会の調査・研究活動を主軸に展開し、研修会・講習会の実施や主務官庁との意見交換・要望活動等を推進している。

当支部の正会員数は、嘗ては常に100社を超えていたが、平成13年度に94社に急減して以来横ばいもしくは減少傾向が続いている。組織としての永続性、提案・要望活動の推進、歳入や公益実現の安定性等を考えると、会員数の拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

1 各委員会活動

当支部の活動の中心というべき委員会としては、標識、標示、防護柵、事業開発および広報の5つの委員会を設置し、副支部長（4名）の分担総括の下、委員長と委員（6～8名）で構成している。

各委員会では施工業務の効率化、コスト縮減、品質向上等懸案の調査・研究事項を年度当初に積極的に取り上げ、その推進計画、検討経過・結果、提案事項など活動状況を定期的に幹事会、支部総会等に都度報告している。

なお、東京都協会では、平成14年度に「道路標識管理ソフト〔MENO〕」を同協会認定ソフトとして東京都建設局に提案し、同局に採用された。さらに東京都協会の標識委員会においては、平成16年度に「街路灯管理システム」や「道路付属物全般の維持管理ソフト」を作成し、以来順次バージョンアップを行っている。

2 講習会・研修会の開催

各都県協会会員の企業倫理の高揚、経営体質の強化、品質管理の充実、労働災害の防止等を図るため毎年度、主務官庁幹部や建設業取引推進機構の学識経験者その他の有識者を講師に招聘して、関係官公庁、各都県当

局の施策等や独占禁止法の遵守、関係法令・制度の解説、建設工事の積算知識その他交通安全に関する諸問題などをテーマにした講習会・研修会を開催している。各都県協会においても、同様の講習会等を毎年度開催しているが、当支部主催の過去10年間の実施状況は次表のとおりである。

講習会・研修会の開催状況

年度	講演の主題	講 師
平成8年度	21世紀の国土のデザイン	国土計画調整課長 谷口博昭氏
	ドライブライターの標識 ウォッチング	交通旅行評論家 生内玲子氏
	コミュニティー・ゾーンについて	警察庁交通規則課管理官 荒井俊行氏 三鷹市建設部土木課 坪山雅一氏
	路上作業車の安全対策について	信号器材株 島根恒範氏
9年度	独占禁止法の遵守について	財建設業適正取引推進機構 矢野誠一氏
	建設業と関連業界の最近の話題	同 正藤敏治氏
	独占禁止法の遵守について	財建設業適正取引推進機構 矢野誠一氏
	一億人総標識評論家	交通旅行評論家 生内玲子氏
10年度	交通規制をめぐる最近の情勢	警察庁交通規制課長補佐 松村利郎氏
	施工現場における技術上の諸問題について	信号器材株 島根恒範氏
	独占禁止法の遵守について	財建設業適正取引推進機構 矢野誠一氏
	景気回復はどこまで（成長率より構造変化を見よ）	経済評論家 今堀 努氏
11年度	ISO 9000取得について (群馬県・栃木県・埼玉県・東京都) 各都県主催	財マネジメントシステム評価センター 不破 真氏
	独占禁止法の遵守について	財建設業適正取引推進機構 水見祐夫氏
	公共工事入札契約適正化推進法について	同 高橋俊雄氏
	電子入札・電子納品について	財日本建設情報総合センター 山野道昭氏
12年度	独占禁止法の遵守について (建設業を中心)	財建設業適正取引推進機構 江利鉄八郎氏
	交通安全対策特別交付金制度について	総理府自治財政局交付税課 山谷暢哉氏
	道路標識の歴史 (局长・安全衛生管理者教育研修会)	当支部 標識委員会
13年度	道路標識工事積算について	財経済調査会技術部 高野昭雄氏
	ドライビングの常識・非常識21世紀版	JFジャーナリスト協会 副会長 茂田 潔氏
14年度		
15年度		
16年度		
17年度		

3 合同幹事会議の開催

当支部の支部長・副支部長、各委員会委員長、委員および事務局長ならびに各都県協会会长等で構成する合同幹事会議は、毎年秋に各都県協会持ち回りで開催し、本部・支部の活動、各委員会の活動、都県協会の活動など諸状況の報告・意見交換・検討等を行っている。また、当会議では、毎回、主務官庁（関東地方整備局及び関東管区警察局）幹部等を講師に迎え、講演を依頼・実施している。なお、開催地担当都県協会の会員も積極参加し、会議後交歓会を実施して相互親睦・交流を図っている。

過去10年間の合同幹事会議の開催地担当都県と講演について経年的に見ると、次の表のとおりである。

合同幹事会議における講演の実施状況

年度	開催担当都県	講演の主題	講 師
8年度	群馬県協会	現在の交通事情と当面の諸問題	関東管区警察局交通課調査官 中俣秀見氏
9年度	栃木県協会	6次特定交通安全施設等整備事業5か年計画の閣議決定について	関東地方整備局交通対策課課長 藤枝英男氏
		現在の交通情勢と当面の諸問題	関東管区警察局交通課課長補佐 桜井英昭氏
10年度	東京都協会	交通安全事業に関する最近の話題について	関東地方整備局交通対策課課長 藤枝英男氏
		現在の交通情勢と当面の諸問題	関東管区警察局交通課課長補佐 白井信章氏
11年度	茨城県協会	最近の標識について	関東地方整備局交通安全施設係長 岡野 稔氏
		最近の交通情勢について	関東管区警察局交通課調査官 伊藤賀次氏
12年度	千葉県協会	標識関連とITSについて	関東地方整備局交通対策課課長補佐 佐々木弘氏
		最近の交通情勢等について	関東管区警察局交通課課長補佐 江間隆雄氏
13年度	山梨県協会	標識に関する最近の話題	関東地方整備局交通安全施設係長 吉見晴太郎氏

年度	開催担当都県	講演の主題	講 師
13年度	山梨県協会	最近の交通情勢について	関東管区警察局交通課課長補佐 人見恒夫氏
		最近の情勢について	(社)全標協前専務理事 柳井洋蔵氏
14年度	埼玉県協会	道路整備に関する最近の話題	関東地方整備局交通対策課課長 皿井 聖氏
		最近の交通情勢について	関東管区警察局交通課課長補佐 人見恒夫氏
15年度	長野県協会	道路整備に関する最近の話題	関東地方整備局交通対策課課長 桑原正直氏
		最近の交通情勢について	関東管区警察局交通課課長補佐 宮下伸直氏
		当面の課題への対応	(社)全標協前専務理事 柳井洋蔵氏
16年度	群馬県協会	標識等に関する最近の話題	関東地方整備局交通対策課課長 水口安雄氏
		最近の交通情勢について	関東管区警察局交通課課長補佐 宮下伸直氏
		公共事業をめぐる最近の話題	(社)全標協前専務理事 柳井洋蔵氏
17年度	栃木県協会	道路をめぐる最近の話題	関東地方整備局交通対策課課長 水口安雄氏
		関東管区内における交通事故発生状況について	関東管区警察局交通課課長補佐 樋口雅令氏
		公共事業をめぐる最近の話題	(社)全標協前専務理事 柳井洋蔵氏

4 「路面標示施工技能士」資格の取得促進と制度活用の要望

職業訓練法に基づく「路面標示施工技能士」の技能検定については、毎年度東京都をはじめ各県の職業能力開発協会において実施されている。当支部では、厚生労働省と各都県職業能力開発協会の指導の下、当該技能士資格取得促進のため、学科に関する講習会の実施や技能検定員等係員を各都県協会から派遣するなどの活動を行っている。

なお、平成10年6月「路面標示施工技能士」が建設業法上の資格として、当時の建設大臣告示により認定されたことを契機に、昨今の入札・契約制度の技術資格重視の傾向にかんがみ、この制度が国又は都県の発注機関等に十分認知され、活用されるよう要望活動を展開している。

5 國土交通大臣（旧建設大臣）顕彰の受賞

優秀施工者國土交通大臣（旧建設大臣）顕彰として、平成12年度に坂本正則氏（協和産業株）が、同14年度に藤田治道氏（中央ロード株）、松本清美氏（日本ライナー株）、武田信平氏（信号器材株）の3名が、同16年度に寺山正則氏（栄進商事株）が、同17年度に小松俊光氏（日本ライナー株）がそれぞれ建設マスター受賞の榮誉に沿した。

また、この間の平成16年度に協和産業株代表取締役清水修一氏（当支部の支部長）が建設事業関係功労で國土交通大臣顕彰の榮に沿した。

6 小冊子の発行

東京都協会では、平成13年9月に長年にわたる知識・経験の集約をベースとして、都内の道路標識の腐食・疲労等による劣化・損傷等に関する実態調査をまとめた「道路標識の経年腐食調査及び耐用年数改定に関する報告書」を発行して、関係官公庁等に提出・配布したほか、「道路区画線と交通安全」および「道路標識設置の手引き」の各改定版などを発行した。

過去10年間の会員数の推移

(関東支部)

都 県 別	平成 8 年度	平成 9 年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
東 京 都	32 (10)	31 (11)	28 (12)	28 (12)	25 (12)	24 (12)	24 (12)	21 (12)	21 (11)	20 (11)
茨 城 県	11	11	11	12	12	12	12	11	11	11
栃 木 県	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
群 馬 県	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8
埼 玉 県	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
千 葉 県	9	11	12	13	15	12	11	11	9	8
神 奈 川 県	23	23	23	23	22	15	15	13	12	15
山 梨 県	10	10	10	10	10	10	16	16	16	16
長 野 県	4	4	4	4	4	3	3	3	3	2
計	108 (10)	109 (11)	107 (12)	109 (12)	107 (12)	94 (12)	99 (12)	92 (12)	89 (11)	89 (11)

() 内数字は支部会員数で内数である。

北陸支部10年のあゆみ

北陸支部は、国交省北陸地方整備局管内の豪雪地域である新潟・富山・石川の3県の会員で構成しております。道路標識・路面標示・防護柵に関する調査研究、技術の向上を図り、雪寒地域内の特質とも言える標識等の着雪・落雪による、各種事故防止の諸対策や降積雪時の施工技術の改善向上の研究など、交通事故の防止につながる活動を推進しております。

平成8年度から17年度までの10年間の主な活動概況は次のとおりです。

1. 関係官庁との意見交換等及び要望活動の実施

北陸地方整備局及び同出先機関、各県土木部関係部所、各県警察本部交通部等、関係機関の各種要請に対する調査回答・意見交換や具申など積極的な活動を実施している。

主なものとして

- 支部会員会社の路面標示施工技能士など、資格取得状況やマーカー車等の常駐機械の保有、配置状況などの実態調査と結果提供
- 大型標識の落下防止のための意見交換と具体的な対策、施工方法等の具申
- 関係官庁の担当者を招き、交通安全施設の新製品等の説明会を開催し、併せて公益事業等の実施に伴う協議の実施
- 交通労災事故防止などを目的に、県警本部、北陸地方整備局、県土木部の関係担当者の出席を得て安全大会を開催し、反省及び意見交換の実施
- 全国道路標識週間の一環として、国交省等関係官庁と共に標識フェスティバルを開催。標識・標示等の展示やパンフレットの配布、標識に関するアンケートを実施。その集計結果を関係官庁に資料として提供するとともに、汚れた標識やカーブミラーの清掃などボランティア活動の実施
- 北陸地方整備局、県土木など関係官庁に対し、専門工事業者の技術力評価、交通安全施設工事の分離発注などの要望を行っている



2. 研修会・講習会の開催

現場作業員の知識・技術力の向上や入札・契約方式の急激な変化に伴う関係当局の方針や施策等を正しく理解するため、研修会、講習会を計画的に開催し効果を上げている。

- 北陸・関東両支部の交流を図るとともに、交通安全施設関係の情報把握、交通バリアフリー、浸水性舗装の標示・区画線、ISOなどについて合同の研修会を開催した
- 路面標示施工技能士検定受験者に対し、作図及び学科の講習会を実施し、合格率の向上を図っている
- 職長教育終了者を対象に安全衛生教育を実施し、受講者に終了証・教育手帳を交付した
- 主に関係官庁の担当者に講師をお願いして、安全講習会、電子入札講習会、建設業の適正取引に関する講習会や経営改善・新分野進出に関する講演会など各種講習会を開催した
- 北陸地方整備局主催の「入札・契約等」に関する説明会及び意見交換会が開催され、同局の品質確保に

に関する新たな取り組み、総合評価方式などについて
知識・認識を深めた

3. 関係機関・団体との連携強化

建設産業、とりわけ交通安全施設業を取り巻く環境
が厳しい時代を迎えており、これまで以上に関係
機関・団体との連携が重要視されるとの観点から、そ
の連携の強化に努めている。

○交通安全対策連絡協議会などが主催する、交通安全
に関する各種事業等に全面的に参加・協力している

○職業能力開発協会が実施する資格認定試験等の支援
を積極的に推進している

○建設業協会、建設産業団体連合会など関係団体の各

種行事等に参加し、連携を強化している

○地域の実情に合致した行政施策の推進が要請される
中で、平成15年「建設産業専門団体北陸地区連合会」
の設立に参画し、発足と同時に入会した



過去10年間の会員数の推移

(北陸支部)

県別	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
新潟県	22(9)	22(9)	22(9)	21(8)	23(8)	23(8)	21(7)	21(7)	21(7)	19(5)
富山县	13	13	13	13	14	14	14	13	13	13
石川県	18	18	18	19	19	19	19	20	20	21
計	53	53	53	53	56	56	54	54	54	53

() 内数字は支部会員数で内数である。

中部支部10年のあゆみ

昭和38年の支部創設後（任意団体）、昭和51年4月全標協が社団法人認可を受け、今年30周年を迎えました。

当支部においては、長期低迷を続ける経済不況の中、平成17年には中部経済の追い風となった、中部国際空港の開港と愛・地球博の開幕という二大プロジェクトがありました。しかし、景気の減速感は一段と鮮明になり、公共事業の縮減や電子入札時代の到来により、一層の技術力向上と会員企業の現状認識及び意識改革が重要となりました。そこで会員一丸となった参加意欲と、社会使命を担うための知恵と工夫の強化が必要な10年となりました。

協会活動では、県協会が地域の実情にあった諸活動を地道に、着実に活発化させてきました。支部の立場は、各県協会組織が円滑に機能するよう全標協本部と県協会を結び、情報収集、伝達、各県協会相互間の連絡調整にあたり、更なる発展の道に邁進し組織の成長と向上の努力を続けてまいりました。

会員数は、平成8年77社であった正会員が92社と10年間で15社増加しました。以下、10年間の中部支部における活動状況の一端を紹介します。

1. 各種委員会活動

支部には設立当初からの総務、教育、標識、標示、防護柵、新製品開発等8つの委員会が設置されていましたが、平成8年度以降、道路標識、路面標示、安全施設部会を設置し、支部役員を部会長とする活発な活動を展開してきました。平成15年度以降は、総務、広報・教育、道路標識、路面標示、環境・作業安全、景観・防護柵委員会に変更し、各県協会内に同一組織を設け、地域に沿った有機的な運営を目指して活動しています。

また、中部地方整備局を始め各県道路管理者の発注に係る標識点検、設計、調査業務の推進、適正な市場単価制度への取り組みの継続、路面標示施工技能士実技検定の運営等、また各県協会共通の諸問題については、その都度委員会及びワーキンググループを発足さ

せ招集実施を行いました。

特に、路面標示施工技能士実技�定では、実技試験実施の尽力と技能向上発展に貢献した努力に対し、愛知県職業能力開発協会より感謝状を受領しました。

2. 各種行事等

(1) 特別講演

昭和61年度以降行っている支部の通常総会にあわせて、約1時間30分の特別講演会を平成8年以降も継続し、各界の著名な方々を講師に迎え、会員の知識向上に努めました。



H12.5 埼玉大学教授 橋本久義氏

(2) 研修会・講習会

平成8年度以降支部が主催した研修会は、コミュニティゾーン（道路管理者、公安委員会）、交通安全対策、独禁法、建設業法、新道路整備5箇年計画とITS、道路標識表示装置の高度化に関する検討、職長安全衛生責任者教育、路面標示施工技能士学科講習会等を実施しました。

各県協会においても、毎年2～3回会員の技術向上を目指す技術研修及び現場の安全管理の徹底を図る、安全大会等を実施しています。

(3) 連絡懇談会

平成8年度より中部地方整備局と道路標識等改善検討会を開催し、道路情報管理官、道路管理課、交通対策課課長を始め支部役員との意見交換会を継続し、指導及び指示を受けるとともに提案など相互理解を深めてきました。

平成15年度より中部地方整備局主催の中部ブロック道路標識適正化委員会に、各県協会の標識担当者がオブザーバーとして参加しました。平成16年度に実施した道路標識座談会では、今後の道路標識のあり方や新しい技術、各地で進められているユニバーサルデザインとバリアフリー化のシステム等に焦点を当て、官民の果たす役割などを中部地方整備局と各県協会員によ



H17.9 道路標識等改善検討会

標識改善懇談会の運営を援助するとともに、県内道路管理者等との意見交換を通じ、施工の適正、道路標識等の開発・提案活動を行い、活発な活動を継続的に行いました。

3. 協賛行事

(1) みちフェスティバル（8月第一土曜日開催）

平成4年度より主催者中部地方整備局建設部への協賛を継続し、毎年のテーマに沿った道路標識や災害標識等の展示、道路標識ミニパンフレット、交通安全グッズ等を来訪者に提供しました。



H17.7 みちフェスティバル

(2) 全国道路標識週間（10月1日～7日まで開催）

道路標識ミニパンフレットを作成し、みちの駅等で街頭広報活動、標識アドバイザー活動等、積極的に参加し組織を挙げて協力しました。

各県協会毎に地域の道路標識の清掃、危険箇所へ反射材貼付の社会奉仕活動を継続的に実施しています。

(3) ロードパートナー協定締結（平成15年10月）

過去10年間の会員数の推移

(中部支部)

県別	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
愛知県	47(14)	47(14)	48(13)	49(13)	48(13)	49(13)	49(13)	49(13)	62(13)	60(12)
静岡県	20(3)	20(3)	21(2)	22(2)	21(2)	21(2)	21(2)	21(2)	21(2)	20(2)
岐阜県	16(2)	18(2)	18(2)	18(2)	18(2)	18(2)	16(1)	15(1)	15(1)	15(1)
三重県	13	13	12	12	13	13	13	13	13	12
計	96(19)	98(19)	99(17)	101(17)	100(17)	101(17)	99(16)	98(16)	111(16)	107(15)

() 内数字は支部会員数で内数である。

関西支部10年のあゆみ

全標協創立30周年おめでとうございます。

当支部も発足時期を同じくするものですが、趣旨と共にしつつ、本部並びに関係各官庁と関係団体の皆様に格別のご支援とご指導をいただき、また支部会員各位の支援と協力を得ながら、支部組織の充実強化を図るなど多年の懸案事項や諸問題の解決と実現のため支部運営に鋭意注力して参りました。ここに20周年のご報告以降の過去10年間を回顧し、かつ当支部の現状と課題並びに今後の決意を述べたく存じます。

この10年間、当支部にとってはわが国内外にわたる政治・経済・社会の激変に加えて、ある意味で多難な時期でもありました。すなわち、支部会員に多数の被害をもたらした阪神・淡路大震災、その後復興の兆しがみられ震災の出来事も忘れ去られようとするさなか、平成16年福井、京都、兵庫を襲う豪雨で民家浸水を伴う大洪水が発生した結果、またまた多数の支部会員が被害を蒙ることとなりました。

一方、支部を取り巻く経済環境を勘案いたしますと、マクロ面では長期にわたる不況の低迷から漸く脱却し、景気も徐々ながら回復途上にあるとマスコミでは報じられているものの反面、依然として地域格差の拡大などの影が明白で、勝者と敗者の間に大いなる段差が生じ、さらに地域経済を支える公共事業も国、地方とも抑制策が一段と厳しさを増しつつあるように思われます。

このように当業界はもちろんのこと、支部を取り巻く環境も予想以上の厳しさを増しつつあり、その顕著な現れの一つには、別表で記した会員数の推移からも明白であります。しかしながら、このような中にあっても会員の真摯な努力と法令順守、品位を矜持、結果この10年、会員に大きな不祥事が無かったことはまさに喜ばしいことであります。今後、会員が勝ち組として残っていくためにも10年の節目を顧み、会員相互が自らを律し、切磋琢磨しつつ共助と自助の努力がますます必要となってくることは必定であります。

そこでこのような意味合いもこめて支部活動の10年を回顧し、明目に備えたいと存じております。関係各

位におかれましては、今後とも当支部の活動に倍旧のご支援とご鞭撻を切にお願い申しあげる次第であります。

1. 最近10年の支部会員等の推移（別表）

設立当初の昭和51年度会員数が45社、20年後の平成8年の会員数は64社、その後平成13年の71社をピークに、平成17年の62社と徐々に通減中です。

このため今後の支部組織を活性化し強化充実させるには、まず何よりも当支部の趣旨と活動方針の広宣活動、支部全体としての情報力・専門知識の積み増しと、会員への還元を通じて利益実感の十分な浸透、並びに業界全体にわたる対応力の強化による地位の向上を指向するなど、幅広い施策を講じる決意をしております。

2. 支部活動

当支部においては、年度総会で各年度の事業計画を策定し、幹事会を毎年7～8回開催中です。管轄下の常設委員会（総務、標識、標示、安全、防護柵、広報の6委員会で会員各社参加）により事業計画を進めています。

当該事業計画に基づく、平成8年から平成17年までの10年間の活動内容は以下の通りです。

（1）貢献活動

支部行事の一つである路面標示技能士検定を毎年8月、会員会社より検定従事者約150人（毎年）の応援を求めて阪神競馬場にて実施して参りました。過去10年



路面標示技能士検定

間の総受験者は実に827人に及び、直前10年の499人と比較すると倍増しており、趣旨が十分に浸透中と考えております。

試験に際しては、毎回管内の府県警察本部、大阪府職業能力協会各位の視察をいただき、関係者並びに同業者からも当支部会員の貢献度を十分に評価をいただいております。

(2) 陳情要望活動

毎年7～8月を行政官庁への陳情要望活動月間と位置づけ、この10年間欠かさず支部長、副支部長、各府県協会会長より、支部会員が抱えている共通の入札問題等について、近畿地方整備局局長、関係部局及びその出先事務所を訪問し、入札制度の適正な運用、分離発注等について要望書を提出、問題点の理解を求めて参りました。

また、各府県協会役員においても各警察本部、地方自治体の担当部門を訪問し、上記の趣旨とりわけ特交金の活用等についても要望活動を行っております。

(3) 情報提供活動

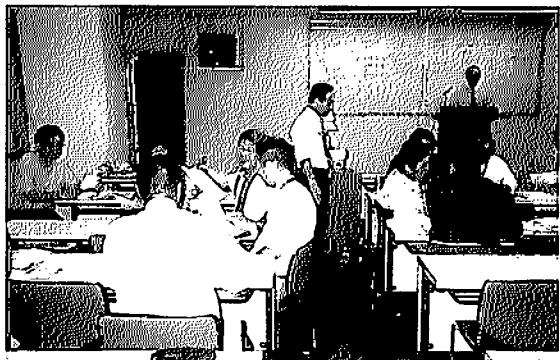
情報化の進展への対応力を強化し、協会本部、諸官庁その他関係団体から提供される業務運営に必要な通達等の情報について、支部会員が迅速・的確に把握し、共有できるよう各種の通信メディアを活用し、ときにはハードコピーを直接配布するなど、その徹底に注力申です。

(4) 市場単価への対応活動

経済実態に対応した適正な市場単価が十分反映されるよう、毎年7月、建設物価調査会と幹事または標識委員と勉強会を開催し、業者側としての説明と要望や主張を行ってきました。また、建設物価調査会や経済調査会が実施している、市場単価の調査にも率先して協力しました。

(5) 知識技能と倫理観を高めるための活動

支部会員の知識技能の習得とSR、すなわち社会的責任感と企業倫理の維持向上を図るため、支部主催の講習会、勉強会等を以下の通り開催しました。



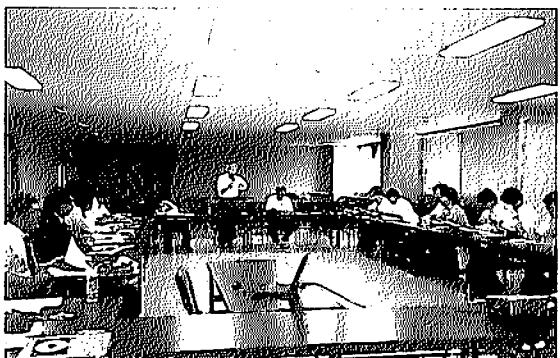
職長・安全衛生責任者教育の講習

- ・毎年8月下旬から9月初旬にかけて路面標示技能士検定学科勉強会
- ・毎年、通常総会または新年会に有識者を招いて特別講演会（平成13年は大学教授、平成16年は新聞記者による講演等）
- ・平成15年1月、ISO講習会
- ・平成15年6月、職業・安全衛生責任者教育の講習
- ・平成16年11月、路面施工技能士に対する講習会

(6) 他官庁と勉強会の開催

業務開発並びに開拓・拡大とともに、支部のPR等を兼ねた勉強会を次の通り開催しました。

- ・近畿地方整備局との標識勉強会
平成10年から毎年1回実施中。当初は交通安全対策課の課単位により実施中でしたが、過去数年は管内の事務所担当者も参加し活力ある勉強会になりました。
- ・平成15～17年、毎年日本道路公団と標識勉強会
- ・平成15年11月、京都国道事務所技術員65人に対する路面標示勉強会



地方整備局と標識委員の勉強会

(7) 支部のPR活動

全標協概要、支部会員名簿を隔年発刊とし、関係官公序各団体に対する要望活動等の際にも配布、支部のPR活動に使用中です。

(8) 福利厚生活動

会員の福利厚生を図り、また会員相互の親睦を図るための活動として

- ・毎年総会時に保険会社係員を招き保険説明会
- ・平成15年4月、厚生年金基金の概要等について本部常務理事を招いて説明会
- ・ソフトボール大会の開催

毎年10月、大阪万国博グラウンドで会員、その家族を含め約300人の参加のもと、平成17年度までに計18回開催し、親睦の実を得ている。

- ・賛助会員を交えて新年会の開催

3. 今後の支部活動について

業界を取り巻く今後の環境は、過去10年と比較すると、たとえば入札問題一つにしても大きな変化が現れてくることは明らかで、財政投融資政策、交通システムの高度化、情報社会の進展等に照らし、業界全体として多面的な対応力の向上は必須かつ喫緊の課題でもあります。

このような情勢下、関西支部としては組織力のさらなる強化と具体策による会員の増強にも努め、もって常に機動的でダイナミックな行動で先進の技術力と情報力を確保し、これを十二分に發揮し、時代に即応して参りたいと念じております。

過去10年間の会員数の推移

(関西支部)

府県別	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
大阪府	34(17)	32(17)	32(17)	30(15)	29(14)	29(14)	26(12)	25(12)	23(10)	21(10)
福井県	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
滋賀県	6	8	8	9	9	11	10	9	9	9
京都府	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3
兵庫県	14(2)	13(2)	14(2)	17(1)	18(1)	21(1)	21(1)	24(1)	24	24
奈良県	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3
計	64(19)	63(19)	64(19)	66(16)	66(15)	71(15)	64(13)	65(13)	63(10)	62(10)

() 内数字は支部会員数で内数である。

中国支部10年のあゆみ

支部活動（平成8年度から17年度）

- | | | | |
|---------|---|----------|--|
| 平成8年5月 | ・米子で第21回総会開催 | 平成14年7月 | ・道路標識設置管理士制度発足
・道路標識設置管理士研修に5人参加、認定を受ける |
| 9年3月 | ・2社退会（正会員 株ユニコン、有旭日興業） | 平成14年10月 | ・広島市でブロック会議 |
| 平成8年度中 | ・期当初正会員53社 支部会員6社
賛助会員1社 計60社
・今期退会正会員2社 計60社 | 平成15年5月 | ・広島で第28回総会開催
17社、33人 |
| 平成9年4月 | ・3社入会（株ニッケイライナー、広島道路施設株、有協和ライン） | 7月 | ・道路標識設置管理士研修に6人参加、認定を受ける |
| 平成9年5月 | ・広島で第22回総会開催 | 9月 | ・国土建設フェアに6社出展 |
| 8月 | ・1社入会（株東谷） | 10月 | ・松山市でブロック会議 |
| 平成9年度中 | ・退会7社（アサヒ道路施設株、山陽エースライン興業株、山陽ロード株、東亜興産株、株日本ライン、不二交通工業株、株富士テック） | 11月 | ・1社入会（有サンケン） |
| 平成10年5月 | ・山口で第23回総会開催 | 年度末 | ・正会員52社、支部会員4社、賛助会員3社 計59社 |
| 8月 | ・路面標示施工技能士の建設大臣認定が施行される | 平成16年1月 | ・道路標識設置管理士研修に6人参加、認定を受ける |
| 平成10年度中 | ・正会員2社入会（株富士テック、不二交通工業株）
・正会員退会（日本道路興業株）
・賛助会員入会（株トウベ、株吾妻商会広島出張所） | 3月 | ・賛助会員1社退会（株トウベ） |
| 平成11年5月 | ・広島で第24回総会開催 | 4月 | ・全標協「短期ビジョン」発表 |
| 平成12年5月 | ・広島で第25回総会開催 | 平成16年5月 | ・広島で第29回総会開催
33社、38人 |
| 平成12年度中 | ・支部会員4社入会（株日本バーカーライジング広島工場、宮川興業株、日本ライナー（株）西部支店、保安工業株中国支社） | 7月 | ・道路標識設置管理士研修に9人参加、認定を受ける |
| 10月 | ・正会員1社入会（勢村工業（有）） | 8月 | ・正会員3社入会（アサヒ道路施設株、東亜興産株、株日本ライン） |
| 5月 | ・「全標協21世紀ビジョン」発表 | 9月 | ・国土建設フェアに7社出展 |
| 年度末 | ・正会員51社、支部会員9社、賛助会員3社 計63社 | 10月 | ・正会員1社脱退（エイト交設株） |
| 平成13年5月 | ・広島で第26回総会開催 | 年度末 | ・正会員53社、支部会員4社、賛助会員2社 計59社 |
| 12月 | ・国土交通省道路局に「21世紀の道路標識をめざして」提案を提出 | 平成17年4月 | ・事務局を広島市中区大手町に移転
・正会員1社退会（グリーン工業株） |
| 平成14年5月 | ・広島で第27回総会開催 | 5月 | ・鳥取で第30回総会開催
28社、50人 |
| | | | ・支部会員1社退会（保安工業株中國支社） |
| | | 7月 | ・道路標識設置管理士研修に10人参 |

加、認定を受ける
9月　・国土建設フェアに5社出展
平成17年10月　・那覇市でブロック会議
平成18年3月　・正会員4社退会（道路開発株、広島セキエイ株、株名大組 広島工営株）
年度末　・正会員48社、支部会員3社、賛助会員2社 計53社

慶び

平成16年には、路面標示施工技能士検定の重要性を認識し、その推進に尽力したことにより、広島県職業能力開発会長から「感謝状」が授与された。

「国土建設フェア」協力について

国土交通省主催の「みる・きく・ふれる国土建設フェア」に、実行委員会の一員として委嘱をうけ毎年出展している。出展に際しては、会員以外の会社へもお願いし新技術



の紹介を行いながら、全標協と専門工事業への理解が深まるよう努力している。

労働災害防止大会

平成17年9月広島県警察本部から講師を招いて、「労働災害防止大会」を開催し（50人位の参加）、「現状を取り巻く環境」と「事故の発生状況」に係る講演をお願いした。また、安全委員長から「災害防止実施計画」の説明を受けた。



過去10年間の会員数の推移

(中国支部)

県別	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
広島県	24(5)	24(5)	23(4)	23(4)	23(4)	23(4)	23(4)	23(4)	21(4)	17(3)
鳥取県	8	9	9	9	10	10	10	11	11	9
島根県	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	5(1)	4	4	4	4	4
岡山県	9	2	4	4	4	4	4	4	7	7
山口県	11	14	14	14	18(4)	14	14	14	14	14
計	57(6)	54(6)	55(5)	55(5)	60(9)	55(4)	55(4)	56(4)	57(4)	51(3)

() 内数字は支部会員数で内数である。

四国支部10年のあゆみ

支部活動

平成8年度

- 5月 ・社全標協設立20周年記念祝賀会の開催。平成8年度通常総会終了後、本部理事並びに来賓に四国管区警察局長、四国地方建設局長ほか出席による祝賀会を開催
(香川厚生年金会館) 来賓・会員総数 105人
- 9月 ・支部技術講習会の開催
(サン・イレブン高松) 受講者73人

講習内容

1. 法定労働時間の短縮について
香川労働基準局 石井監察監督官
2. コミュニティ・ゾーン形成に関する講習会
山下技術副委員長
3. 安全パトロールの実施状況について
安全委員会
4. 安全教育ビデオの上映 濱田教育委員長

- た (受講者 会員並びに発注官庁担当官154人)
- 1月 ・本部主催「路面標示施工技能士」特別講習会
(香川県民ホール) 受講者178人
- 講習内容
1. 最近の交通情勢と当面の対応策
四国管区警察局 友岡交通課長
 2. 二度とない人生だから
正信寺住職 安本一正
 3. 土木施工管理技術
戸田建設株 長谷技術課長
- 3月 ・防護柵設置基準改定講習会
(大阪メリパークホテル) 支部技術委員各県
1人参加
- 講習内容
1. 防護柵設置基準及び解説
建設省道路環境課員、土木研究所員

平成9年度

- 5月 ・平成9年度通常総会 (香川厚生年金会館)
会員総数 50人
役員改選 支部長林麒三郎 副支部長松本通雄、濱田廉、川添真理子
- 9月 ・本部・支部合同講習会の開催
(サン・イレブン高松) 受講者63人

講習内容

1. コミュニティ・ゾーン形成の取り組み状況について
香川県警察本部交通規制課長尾課長補佐
2. 安全パトロールの総括 田渕安全委員長
3. 独占禁止法の遵守のために
公正取引委員会 植木総務課長
4. 人との出会い 香川短期大学 塩井講師

平成10年度

- 7月 ・道路標識設置要領標準図集改定講習会 (高松商工会議所)
四国地建道路管理課藤堂補佐、全標協堀本部理事他1人を講師に、熱心な講習会が開催され

平成11年度

- 4月 ・平成11年度通常総会 (香川厚生年金会館)
会員総数 47人
役員改選 支部長濱田廉 副支部長松本通雄、川添真理子、武田信義
四国支部相談役に林麒三郎
- 7月 ・防護柵設置基準改定に伴う官民合同講習会の開催 (香川県民ホール)
講師 香川県警察本部交通規制課竹下補佐、公正取引委員会藤本課長、鋼製防護柵協会松田副幹事長、全国高欄協議会三好氏
(受講者 会員並びに関係官庁担当者260人)
- 11月 ・ブロック内県協会長会議 四国支部幹事協会として開催、各県協会長が出席 (琴平町琴参閣)

平成12年度

- 7月 ・技術講習会の開催 (香川県民ホール)
受講者114人
- 講習内容
1. 道路工事の安全施設設置要領について
四国地方整備局 大喜多主任工事検査官

2. 痴呆老人と家族
痴呆老人を抱える家族の会 藤田代表
3. 道路標識の現状について
全標協本部 柴田技術課長

平成13年度

7月 ・技術講習会の開催（香川県民ホール）

受講者147人

講習内容

1. 独禁法について
公正取引委員会四国支所 大塚総務課長
2. 労災事故防止について
建設業労働災害防止協会 藤森安全指導者
3. 熱き青春の想い 著述業 木村 齊
4. 適正化法の概要及び技術審査基準等に係る情報の公表について
四国地方整備局 大西技術開発調整官
5. 工事現場における適正な施工体制の確保等について
四国地方整備局 池田地方事業評価管理官
6. 路面標示施工時の問題点について
福家技術副委員長

10月 ・公正取引委員会主催講演会（香川厚生年金会館）
に支部幹事20人が参加

講演内容

- 「元請施工体制の適正化に関する相談会」開催について

平成14年度

6月 ・技術講習会の開催（香川県民ホール）

受講者143人

講習内容

1. 健康づくりを楽しもう
香川県社会保険協会 尾崎保健師
2. 工事現場における施工体制の点検等
四国地方整備局 大西地方事業評価管理官
3. 電子入札・納品について
財日本建設情報総合センター 真浦・静間

10月 ・四国地方整備局と第1回技術交換会（サン・イ

レブン高松） 整備局12人全標協18人出席

四国支部提案議題

1. 建設労働者の派遣制度の適用について
2. 中小建設業者に対するセーフティネット債務保証制度採用について
3. 管内工事事務所における書式・様式及び監督職員の意思統一について
4. 区画線の施工について
5. 防護柵について
他整備局提案議題4件について、それぞれ協議した

平成15年度

5月 ・平成15年度通常総会（全日空ホテルクレメント高松）会員総数46人

役員改選 支部長川添眞理子 副支部長武田信義、渡辺圭一郎、井手清一
本部理事に松本通雄、四国支部相談役に濱田廉が就任

・技術講習会の開催（香川県民ホール）
受講者145人

講習内容

1. 適正化法について
四国地方整備局 曾我部工事施工監視官
2. コミュニケーションは心もからだも癒す
株人間科学研究所 池田弘子
3. 産業廃棄物の適切な対応について
香川県環境部廃棄物対策課 木村副主幹

8月 ・四国地方整備局主催「'88四国の道クリーンウォーク」に29社116人参加、道路清掃のボランティアに協力した

11月 ・四国地方整備局との第2回技術交換会（サン・イレブン高松） 整備局11人全標協13人出席
四国支部提案議題

1. 逆光に対して視認性・判読性の高い逆光対策標識について
2. 交差道路標識の標示内容付加について
3. 大型標識基礎について
4. 標識BOXの充実について

5. 区画線の厚みについて
※提案が理解されて管内事務所などに統一厚みの文書が発され採用となった
6. 道路使用許可の申請について
7. 電子納品について
8. 景観に配慮した標識・防護柵について
他整備局提案議題5件について、それぞれ協議した
5. 広角プリズムレンズ型反射シート標識の採用について
他整備局提案議題3件について、それぞれ協議した

平成16年度

- 5月 ・技術講習会の開催（サンメッセ香川）
受講者139人
講習内容
1. 適正化促進法について
四国地方整備局 曽我部工事施工監視官
2. これからの年金制度
香川県金融広報アドバイザー 鈴江一恵
3. 初期的救急活動について
高松東消防署 竹内救急救命士
- 11月 ・四国地方整備局と第3回技術交換会（サン・イレブン高松） 整備局7人全標協13人出席
四国支部提案議題
1. 環境対策型路面標示用塗料に関する「無鉛化」の提案について
2. 高視認性路面標示の多様化について
3. 観光案内標識の推進について
4. 案内標識板の原寸原稿評価について
※提案どおり即採用された

平成17年度

- 5月 ・平成17年度通常総会（高知 城西館）
会員総数47人
役員改選 支部長渡辺圭一郎 副支部長武田信義、井手清一、東久雄
本部理事に松本通雄、四国支部相談役に川添真理子が就任
・技術講習会の開催（サンメッセ香川）
受講者133人
講習内容
1. 市場単価について
財建設物価調査会 斎藤課長、里村主任
2. 四国の社会資本整備～四国の将来の姿～
四国地方整備局企画部 竹内課長補佐
- 2月 ・四国地方整備局と第4回技術交換会（サン・イレブン高松） 整備局7人全標協9人出席
四国支部提案議題
1. 公共工事の品質確保法について
2. 「路面標示施工技能士」の活用について
他整備局提案議題1件について、それぞれ協議した

過去10年間の会員数の推移

(四国支部)

県別	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
徳島県	15	15	15	14	14	13	13	12	12	12
香川県	11(2)	11(2)	11(2)	10(1)	10(1)	10(1)	10(1)	10(1)	10(1)	11(1)
愛媛県	11	12	12	12	12	13	13	13	13	13
高知県	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11
計	49	50	50	47	47	47	47	46	46	47

() 内数字は支部会員数で内数である。

九州支部10年のあゆみ

九州支部は昭和53年9月、福岡市内に常駐事務局として会員36人で開設した。

九州支部の活動方針は、各県協会活動の積極的な推進、組織の拡充、法令の遵守、委員会活動の推進、技能資格取得及び講習会研修会の積極的な推進を柱とし、主務官庁からより高い評価が得られるよう協会活動の活性化を鋭意推進することにした。以下、抜粋して具体的活動を簡記する。

1 各種委員会活動

道路標識委員会、路面標示委員会、景観防護柵委員会、広報委員会、環境・作業委員会等を組織し、各委員会が毎年会合を開いて技術開発、施工要領の研修、問題点の討議と対策の構築、主務官庁と緊密な連携活動を推進した。

(1) 平成8年8月広報委員会を開催して、関係官庁に対する協会の広報並びに陳情活動等について協議した。

同年10月全国道路標識週間の初日、九地建関係職員と連携し、博多駅周辺でチラシ等を配布して広報活動を展開した。

(2) 平成11年11月、防護柵委員会は、新型防護柵の設置基準の進行状況、今後の運営等について協議した。

(3) 平成11年10月、道路標示部会は「路面標示施工技能士特別講習会」の開催について協議し、平成12年1月に参加者42人の特別講習会を開催した。

(4) 平成14年4月、県協会長他が福岡県警交通規制課・施設課を訪問して、早期発注等の要望活動を実施した。また、9月と11月には福岡北九州高速道路公社を訪問して要望活動を行った。

(5) 平成15年5月、広報委員会を開催し九州地方整備局等に対して、6月に第1回広報活動、11月に第2回広報活動を実施した。

広報活動は例年実施しているが、平成17年度も支部長・広報委員長等17人が南北2班に分かれ、九州地方整備局、国道工事事務所12カ所、福岡北九州高

速道路公社を訪問し、工事発注、路面標示施工技能士の活用等の要望活動を行った。

2 各種講習会の開催

(1) 平成8年9月、路面標示検定学科試験に備えて、全員合格を目標に講師を迎えて学科講習を実施した。

(2) 平成10年7月、現下の経済不況に対処するため経営者としてのあり方について、経営者講習会を福岡市内で開催、協会から30人が参加してグループ討議等による研修を行った。

(3) 平成11年1月、協会本部の指導の下で路面標示技能士の建設大臣資格の認定を受け、会員の技術及び知識の一層の向上を図るため、講師に建設省OB、福岡県警交通規制課幹部を招き、130人が参加した講習会を開催した。

(4) 平成11年6月、路面標示施行技能士検定試験に備えて、全員合格を目標に受験者45人が参加し、福岡県協会の全面的支援の下で実技講習会を実施した。

(5) 平成15年7月、路面標示施工技能士検定試験の受講者28人に、標示委員長他が講師になり実技講習会を開催した。また9月には、22人が参加した学科講習会を開催した。

講習会は、例年実施しており、平成17年7月に参加者24人の実技講習会、8月に24人の学科講習会を行った。

3 研修会の開催

(1) 平成8年11月、福岡県警交通規制課長による「コミュニティーゾーン規制」の講演及び市場単価調査について、標識標示の施工上の注意事項等について研修会を開催した。

(2) 平成11年7月、職長教育の開催について作業安全委員会で研修会実施を協議した。この結果、職長・現場代理人教育に8月福岡会場で30人、熊本会場で18人が参加し各2日間にわたる研修会を開催した。

また、翌年7月には福岡で参加者19人、熊本で27人、鹿児島で24人の職長教育を実施した。



(3) 平成13年6～8月に職長・安全衛生責任者教育を、第1回福岡会場で参加者28人、第2回福岡会場で24人、第3回熊本会場で15人、第4回鹿児島会場で25人参加し、各2日間の教育を行った。

教育が極めて重要であることから例年実施しているが、平成15年度は鹿児島会場で35人、福岡会場で33人、大分会場で19人、第2回目鹿児島会場で24人、第2回目福岡会場では18人が参加した拡大教育を行った。

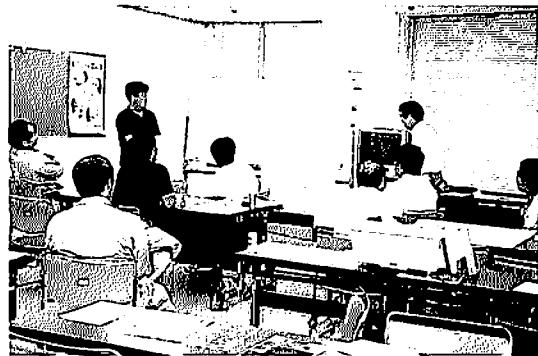


(4) 平成16年1月九州支部賀詞交歓会当日、講師に遠藤副会長を迎えて、「交通安全施設業界の動向と課題」について研修会を開催した。

(5) 平成16年7月、静岡県富士教育訓練センターに9人の支部会員が研修に参加し、道路標識設置管理士の資格を取得した。

(6) 平成16年8月中に現場代理人研修会を行った。環境・作業安全委員長が講師になり、福岡県25人、

大分県10人、長崎県15人、鹿児島県24人が参加した。現場代理人研修は例年実施しており、平成17年度は福岡会場で18人、鹿児島会場で17人が研修した。



4 各種協賛行事

(1) 平成8年11月18日「土木の日」に、鹿児島県協会は九地建鹿児島国道工事事務所と協賛し、「土木フェスタ・イン鹿児島」を開催して、標識、区画線、防護柵のパネル展示、チラシの配布などの広報活動を実施した。

(2) 平成9年6月、職業能力開発協会主催の路面標示技能検定試験に資材の提供、検定委員、補助員の派遣など全面的に協力した。協会からは20人が受験した。

(3) 平成10年7月、長崎県協会は120人が参加した安全大会を長崎市「ホテル秀明館」で開催し、長崎県警幹部、労働基準局他の安全講話を受講した。

(4) 平成13年11月、九州地方整備局、建設部計画・建設産業課長等と支部長、役員13人が「公共工事の入札及び契約適正化法の促進に関する法律の施行後における諸問題について」を、主題に懇談会を行った。

また、平成14年2月に九州地方整備局が主催した「標識落下事故検討会」(別府市)に、標識委員長が出席し防止対策を検討した。

(5) 平成14年11月、建設技術センターにて福岡県上本部関係者36人が参加し、「道路標識に関する説明会」を開催した。本部技術部長や住友スリーエム社

員が講師になり、講義及び最新標識を展示して説明した。

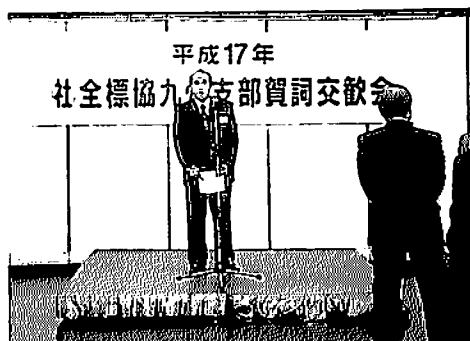
- (6) 平成16年8月、土木工事市場単価の価格動向、調査票等について、財経済調査会との意見交換会を行った。
- (7) 平成17年8月、各県協会の要望、意見を集約し、九州地方整備局建政部長ほかと支部長、副支部長、幹事、委員長等8人出席して意見交換会を行った。



5 その他の活動

例年1月に会員及び業界関係者等による新年の賀詞交換会を催しており、大変盛況で相互の交流が深まっている。

また、支部のレクリエーション活動として魚釣り大会、ゴルフコンペ等を開催し、会員相互の融和、コミュニケーションを図っている。



過去10年間の会員数の推移

(九州支部作成)

県別	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
福岡県	33(7)	33(7)	33(8)	34	34	34	33	34	33	31(7)
佐賀県				6	6	6	6	6	5	3
長崎県	4	4	4	9	9	9	9	9	19	20
熊本県	9(1)	15(1)	16(1)	22	22	22	21	18	15	12(1)
大分県	2	11	11	17	17	16	15	15	15	15
宮崎県	1	1		2	2	2	2	2	2	2
鹿児島県	6	6	7	11	11	11	11	11	11	9
計	55(8)	70(8)	71(9)	101	101	100	97	95	100	92(8)

() 内数字は支部会員数で内数である。

沖縄支部10年のあゆみ

支部活動

平成8年

- 8月 全標協創立20周年記念誌「全標協沖縄」を発刊
11月 セーフティーコミュニティーゾーン（地域安全総合対策）について支部講習会を開催

平成9年

- 6月 路面標示施工技能士実技試験に向けた講習会を開催
10月 沖縄総合事務局公正取引室長を講師に招き、「独占禁止法遵守のために」と題する講習会を開催
12月 沖縄県・県警本部主催による、県民に対し交通安全意識の高揚と交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣づけることを目的に、「交通安全フェア」に協賛参加し道路標識・標示の展示を行った

平成10年

- 1月 全標協本部主催の路面標示施工技能士に対する特別講習会を開催
4月 1社加盟 会員企業13社
10月 県主催交通安全フェアに協賛参加

平成11年

- 4月 1社加盟 会員企業14社
7月 「路面標示施工技能士」実技試験に会員19人合格
10月 県主催交通安全フェアに協賛参加

平成12年

- 11月 沖縄サミット開催に伴い、県民会議から諸活動に多大な協力をしたとして、県知事から感謝状が贈られた
10月 県主催交通安全フェアに協賛参加

平成13年

- 4月 2社加盟 会員企業16社
10月 県主催交通安全フェアに協賛参加

平成14年

- 7月 「道路標識設置管理士」研修生1人、富士教育訓練センターへ派遣
9月 平成15年度「県都市モノレール」開通に伴う関連事業に参画できるよう、関係官庁へ陳情を行った
10月 県主催交通安全フェアに協賛参加
10月 電子入札準備のため日本建設情報総合センターから講師を招き講習会を開催

平成15年

- 3月 路面標示区画線汚れ対策試験施工実施
7月 沖縄県における道路交通方法変更に伴う記念事業「沖縄730」25周年的集いを開催
7月 「道路標識設置管理士」研修生1月2人・7月2人、富士教育訓練センターへ派遣
8月 県都市モノレールが開通
8月 平成15年度「路面標示施工技能士」実技試験に会員14人合格
11月 県主催交通安全フェアに協賛参加

平成16年

- 7月 1社加盟 会員企業17社
7月 「道路標識設置管理士」研修生3人、富士教育訓練センターへ派遣
10月 県主催交通安全フェアに協賛参加

平成17年

- 4月 1社加盟、1社退会 会員企業17社
4月 警察本部主催、無事故・無違反コンクールに協賛参加、警察本部から感謝状が贈られた

- 7月 「道路標識設置管理士」研修生3人、富士教育訓練センターへ派遣
- 7月 平成17年度「路面標示施工技能士」実技試験に会員19人合格
- 10月 中国・四国・九州・沖縄ブロック会議が開催された
- 11月 県主催交通安全フェアに協賛参加

●平成12年11月沖縄サミット首脳会議開催

九州・沖縄サミットは、20世紀最後のサミットであり地方分離開催という、我が国の試みが国内外から注目を集めました。

沖縄県にとって、21世紀の国際化に向けて県の豊かな自然、文化や沖縄独自のホスピタリティーを世界にアピールする絶好の場であり、各首脳をはじめとする関係者の安全と関係行事の円滑・平穏裡の開催が、成功に向けての大きな課題がありました。

県内の各団体が積極的に地域の安全を図る諸活動を展開し、様々な活動に取り組んでまいりました。その成功の基礎となったのは「安全・平和の沖縄」であり、サミット期間前後に大きな事件・事故もなく、また深刻な交通渋滞による混乱もなく、沖縄県が世界の主要都市と同じように大きな国際会議も開催できることを証明しました。その一翼を全標協沖縄支部も担い、会員がサミット期間中の支援活動に協力し大成功のうちに終了しました。

解散総会では、沖縄県知事から全標協沖縄支部に対し感謝状が贈呈されました。

●平成15年7月「おきなわ730」25周年の集い

戦後27年間米国の施政権下にあった沖縄は、昭和47年5月15日に日本復帰を果たしました。通貨交換をはじめいくつかの大事業を経て、締めくくりは「人は左、車は右」から「人は右、車は左」へと交通方法の変更が行われました。標識・標示切り替えに業界から800人余が参加し、昭和53年7月30日午前5時を期して一斉に新しい交通方法へ移行し、世紀の大事業は成功裡に完遂しました。

「沖縄730」の記憶を風化させないため、25周年の集いを開催したところ、来賓として高橋沖縄県警察本部長をはじめ喜久山交通部長、県警幹部の皆様、全標協本部からは顧問の阿南一成参議院議員、遠藤副会長、田邊専務理事がご参加ください、各界からお集まりになった諸氏との思い出話は尽きることなく名残を惜しみつつ、次回の再会を約して終了しました。

●平成15年8月都市モノレール開通

30余年の長期にわたる待望の「県都市モノレール」が開通となり、那覇都市圏の慢性的な交通渋滞の解消へ大きく寄与することになりました。

全標協沖縄支部は、沖縄自動車道・沖縄海洋博覧会・交通方法変更・沖縄サミットなど一連の大型プロジェクトに関連した、道路標識等交通安全施設の工事には常にその中核を担い、数多くの事業を完遂してまいりましたが、県都市モノレール関連事業の「サイン標識等交通安全施設工事」にも参画し、都市モノレール開通に寄与することができました。

過去10年間の会員数の推移

(沖縄支部)

平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
12	12	13	14	14	16	16	16	17	17

() 内数字は支部会員数で内数である。

資 料

全標協ビジョン変遷 ——21世紀への新たな展開——

平成 6 年 5 月

このビジョンの——

目的：21世紀に向けて、これまでの成果のうえにたち、全標協をさらに着実に発展させていく道すじを明らかにするため策定したものである。

役割：基本的な役割は、次の 2 つである。

①より好ましく、かつ、実現可能な全標協の将来像についての展望を明らかにすること。

②全標協運営の基本方向を定め、重点となる施策の目標と手段を明らかにすること。

性格：中・長期的な全標協運営の基本指針としての性格をもつものである。同時に全標協がめざす方向を示すことにより、広く理解と協力を求めていくものである。

内容：次の 2 つの内容をもつものである。

①基本構想（21世紀初頭を目標）

社団法人の基本理念にてらして、21世紀初頭における全標協のあるべき姿を描くとともに、それを実現していくための施策の基本的な方向を明らかにするもので、「ビジョン策定の背景」、「ビジョンの基本理念」と「施策の基本方向」がこれである。

②事業概要

21世紀の将来像を実現していくため「施策の基本方向」に沿って、全標協が平成 7 年度から約 5 年間（第 1 次推進期間）に計画的に推進する主な事業の概要を明らかにするもので、「主要施策」がこれにあたる。

I. ビジョン策定の背景

——なぜいまビジョンなのか

——要 約——

次第に明らかになる21世紀において社会・経済の変化、社会の大きな関心事となった建設市場の信頼性、公共工事の入札・契約制度等の改革など、これらに対応して当協会も取り組むべき課題が山積し、新たな事業活動の積極的な展開に迫られている。

平成 6 年 4 月公表された建設産業政策大綱（以下「政策大綱」という）では、新たな競争的環境の到来に伴い、新しい競争の時代を乗り切るために各業界ごとのビジョンづくりが求められた。

そこで21世紀初頭における当協会の姿を想定しながら、いま全標協は何をなすべきかの基本施策をビジョンとして策定した。

——解 説——

ビジョンが策定された時は、世紀末の我が国内外の情勢が混沌としていた。21世紀に向けての社会・経済情勢の展望については、経済の低成長が続く中で高齢化、新しい技術革新の波、産業構造のソフト化、国際

化等の進展が大きな影響を与える要素であると見られている。

加えて、これから建設産業は新しい競争の時代を迎える、公共工事の入札・契約制度の改革など競争的環境は大きく変化しつつあり、公共事業の実施にあたっては高い倫理観と透明性を確保し、市場の信頼性を高めることが求められていた。

当時、国では「第 6 次交通安全施設等整備事業五箇年計画」（1996～2000年度）の策定作業が進められ、国や地方公共団体での今後の交通安全施設整備は、適時的確な施策の高度化が進められることとなるので、新しい競争的環境に対応しながら 6 次五計に焦点を合わせた協会ビジョンを策定する必要があった。

このような情勢下で当協会が解決しなければならない課題は、内部組織の見直しをはじめ、専門工事業としての資格制度の実現、防護柵等の調査研究、企業倫理の確立、労働時間の短縮、福利厚生の充実等その他

新たな行政施策への協力参加など推進すべき課題が山積している状況にあった。

更に建設産業の信頼の確立とその活力の回復のため、建設産業政策委員会が「1995年建設産業政策大綱」を公表し、建設市場の基本的な視点を明らかにしたが、この政策大綱でも各業界ごとのビジョン作りが求められているところであった。

以上の諸情勢を踏まえて、21世紀初頭の当協会の将来像を想定しながら、21世紀までの間になすべきことを主要課題としてとらえ、時代の変化に柔軟に対応していくための基本施策を中心にビジョンを策定した。

II. 全標協ビジョンの基本理念

——原点に戻り、公益性の追求を

——要 約——

これは社団法人としてのビジョンであるので、その基本理念は、社団法人の公益性を基点として国又は地方公共団体が行う道路交通の安全と円滑の諸施策に協力するとともに、道路標識・路面標示等の開発研究、全国的な施工技術の向上等の事業活動を通じて会員のレベルアップを図り、会員全体の公共的な利益を増進することにある。

——解 説——

当協会は、標識・標示等の同一業界により構成された団体、いわゆる業者団体的法人であるので社会情勢の変化、会員のニーズなどによって業務領域の拡大をめざしたり、会員相互の情報交換や意思疎通を活かしたネットワーク型組織への変革が求められている。

しかし、公益法人である以上、当協会の基本理念は法人設立時の原点に回帰し、公益性を基点としたものでなければならない。

なお、公益法人をめぐる環境が時代の要請に基づいて諸制度が改善されていることに鑑み、公益法人に対する国民の信頼性を高めるため社会的ニーズにも対応して、真の公益の実現のための活動を展開していく必要がある。

公益性とは、具体的には次の2つに分けられる

(1) 国又は地方公共団体等の行う公共事業に寄与す

ること。

- (2) 技術・技能の研修、研究開発、合理化促進等の事業活動の推進によって、会員のレベルアップ、会員全体の公共的な利益を増進すること。

したがって、この原点を基本理念としますます多様化、複雑化していく21世紀に向けて、らせん状に発展するような法人の歩みを続けていくこととなる。

III. 施策の基本方向

——21世紀に向けての新たな展開

1. 新しい潮流への対応

～高齢化、技術革新・情報化、国際化～

——要 約——

今後21世紀に向けてさまざまな社会・経済の変化が予想される。その中でもとりわけ「高齢化」、「技術革新・情報化」、「国際化」の3つの潮流が影響を及ぼすものと考えられる。協会としてもこれらに対し、基本理念を生かしながら対応していくなければならない。

高齢化への対応としては、安全で住みよい生活環境の形成をめざし、高齢者対応の街づくりに寄与する。技術革新・情報化については、交通管理や道路管理の多種多様な新しいシステムに呼応して標識・標示の機能の高度化を図り、また、国際化の進展に伴って外国人技能研修生を受け入れることも、公益性の追求や当業界のイメージアップにつながる新たな施策の展開となる。

——解 説——

政策大綱では、21世紀にかけて我が国の経済社会の変化について高齢化、情報化、国際化、環境が例示された。当協会にとっても、影響を及ぼすファクターとして見逃せない社会経済の潮流である。したがって、21世紀への施策を開拓するにあたって、これら変化への対応を考慮しなければならない。

(1) 高齢化への対応

高齢化の進行については、平成4年（1992年）に公表された厚生省人口問題研究所による日本の将来推計人口（中位推計）によると、総人口に占める65歳以上の人口割合は1990年12.1%であったのが、2000年に17.0%、2025年に25.8%、2040年には28.0%と増加を

統け、超高齢社会への過渡期が今後半世紀続くとされている。

このような高齢化の進行に伴い、社会における人口のバランス、世帯、地域の姿は21世紀前半でかなり変化することになる。

昭和61年6月、“人生80年時代”にふさわしい経済社会システムの構築をめざして「長寿社会大綱」が決定され、昭和63年10月にはこれを更に具体化したいわゆる「福祉ビジョン」（長寿福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標について）が厚生省・労働省両省から発表された。この長寿社会対策の中で、生活環境については各種公共公益施設の構造設備の改善により、安全で住みよい生活環境の形成を目指している。このことから地域環境整備の一つに高齢者、障害者などにやさしい社会資本の整備、生活環境の形成の観点から、高齢ドライバー向けの道路標識の視認性の研究などの課題に取り組む必要がある。

また、高齢者の知識・経験などが有効に發揮できるような働きやすい職場環境の整備を図ることも、労働力の高齢化に対応した企業内の課題となる。

（2）技術革新・情報化への対応

近年情報通信技術分野での技術革新は著しく、急速な情報化の進展を促している。技術革新・情報化は今や交通環境の創造、活力ある地域社会などを実現する上で重要な鍵となっている。

21世紀に向けて地域の安全、平穏な生活の希求はますます強まり、国や地方自治体において災害情報システム、救急医療情報システム、交通管制システムなど技術革新や情報化の成果を地域社会の安全性や快適性の向上に結びつけていこうとする動きが表れた。例えば、交通管制システムではUTMS（ユニバーサル・トラフィック・マネジメントシステム）をメインに交通流を総合的に管理し、安全快適で環境に優しい車社会を実現していこうとする動きがある。これは、信号制御・交通管制機能の高度化、交通情報の収集、提供の強化、インテリジェント化を図るために、高度交通管制システム（ITCS）、交通情報提供システム（AMIS）、動的経路誘導システム（DRGS）、交通公害低減シス

テム（EPMS）、車両運行管理システム（MOCS）、公共交通（バス）優先システム（PTPS）などを、サブシステムとする21世紀の交通管理のトータルシステムともいわれている。交通管理には信号機と並んで道路標識・標示が不可欠の要素となるので、このようなシステムに標識・標示をどのように合理的に組み込んでいくかが今後の研究課題ともなる。

また、交通の流れの管理面に限らず道路管理の面でも、従来の道路情報板や路側情報システム等の道路情報提供装置について安全性の向上、円滑性の確保、環境保全への対応の必要性から、新しい情報通信技術を活用した道路交通情報通信システム（VICS）による情報提供の一層の高度化の進行に呼応して、道路標識機能高度化を研究していく必要がある。

更に、利用者の利便性の向上の観点から道路標識と道路地図の連携による案内システム（歩行者への案内システムを含む）の普及が予想される。

このように技術革新、情報化の進展に伴って交通管理や道路管理の面で多種多様な新しいシステムが進行するので、道路交通安全施設業も時代の進展とともに徐々に技術・情報集約型のソフト産業へシフト化していくをえなくなる。

（3）国際化への対応

21世紀はボーダーレスの時代に入り、あらゆる分野の国際化が一層進展する。政府開発援助（ODA）の拡大に見られるように超経済大国になった日本が、国際社会への貢献は国家の責務であるという認識が広まり、建設業も時代にふさわしい国際的な対応が求められる。

政策大綱では「国際協力の視点からの外国人技能労働者の研修・技能実習については建設産業における労働力と明確な一線を画しつつ、着実にその成果を挙げていく必要がある」と示されているように、やがて当業界も海外技術協力への対応のため、海外研修生の受け入れ体制の整備が必要となる。ただし、「労働力と明確な一線を画しつつ」とあるように、政策大綱では「国内の技能者で対応できる技能分野及び単純労働の

外国人労働者の導入が建設産業の労働条件の改善を遅らせ、更には建設業の構造改善の推進にも逆行することとなるため、今後とも現行の枠組み（国内の技能者で対応できる技能分野及び単純労働者については出入国管理制度上入国を認めない方針）を堅持していく」と示されている。

当協会としては、外国人労働者を安易に受け入れることは低労働条件の固定化につながりかねないので、労働力不足対策の視点から考えるのは適当でないとの方針を堅持する。

また、国際化の進展に伴い外国人にも住みやすく活動しやすい環境条件を整えていくために、外国人にわかりやすい道路標識の調査研究を、今後の事業活動の中で進めていく必要がある。

2. 新しい競争の時代への対応

～新たな競争的環境の到来～

—要 約—

当業界を取り巻く競争的環境の変化は、建設業法の改正により経営事項審査制度、入札契約制度等が改善されるなど、制度の変容や道路交通安全施設に関するソフト業務に対する他業種からの新規参入の現象が見られる。

当協会としては、会員企業が価格競争や技術競争に堪えうる技術力・経営力を高める施策として資格制度の創設、福利厚生の充実など対応策を講ずるとともに、他業種からの参入に対応するため、ソフト技術開発の推進に努力しなければならない。

—解 説—

21世紀に向けて高齢化、技術革新・情報化、国際化等が一層進む中で、政策大綱では「新しい競争の時代」というキーワードにより、公共工事の入札・契約制度の改革、建設市場の国際化、市場競争を通じて良いものを安く求める国民ニーズの顕在化など、業界を取り巻く競争的環境が変化していることを提言している。当業界をめぐる新たな競争的環境は、当面次のような制度の変容や新たな現象が注目される。

(1) 制度の変容

平成6年6月に建設業法の一部が改正され、その主

な内容は、①建設業の許可要件の強化（不良不適格業者に対する規制の強化）②経営事項審査制度の改善③建設工事の適正な施工の確保と請負契約の適正化である。

経営事項審査制度については、従来主觀的事項とされてきた「工事の安全成績」、「労働福祉の状況」が評価項目に加えられ、各評価項目のウエイトも見直された。

また、入札契約制度の改善については、いわゆる「発注改革」が進められており、一定規模以下の工事について今後どのような発注方式が採用されるかは基本的には発注者の選択に委ねられることとなり、指名競争方式に透明性、客觀性、競争性が高められる措置が講ぜられる方向にある。

(2) ソフト分野の確立と新たな業態の形成

政策大綱では「ソフト業務に対する各業態からの参入と競争は促がされる結果、建設産業組織の枠組みが流動化してゆくことが考えられる」と指摘がされている。

このようなソフト業務に対する他業態からの参入現象は、当業界にも若干見受けられる。例えば、標識・標示業は新規参入が容易であることから、電子工学等のソフトの高度化が進んでいる大手他業界から市場参入の機会を窺う兆候が見られる。

以上の制度の変容と新たな現象への対応を当協会としても十分検討し、施策を講ずる必要がある。

第1の制度の変容の対応策には、会員企業の自助・自立の精神で高い倫理観と透明性をもって対応することが基本となるが、専門工事業としての技術と経営に優れた企業が市場原理に基づく公正な競争を通じて成長できるように、当協会としても技能上資格制度の創設や労働災害防止策の推進、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金等の加入、法定外労災保障制度の創設など会員企業の福利厚生の充実を促進するよう、新しい競争に堪えうる条件整備を進める必要がある。

第2の新規参入をめざしてくる他業種への対応策には、各支部、各県協会でも参入予定の業界の動向の情

報を本部へ連絡するなど問題指向的な情報を収集するほか、会員の有力企業が技能・知識集約型システムを探り入れたソフト分野を確立し、将来、当業界が労多くして益少ない低付加価値の分野のみを担わされることのないように、リードタイムをもって新たな競争的環境の変化に対応していくことが肝要である。

3. 業務領域の拡大と柔軟な対応

～交通安全二種事業としての拡充とソフト面での対応～

—要 約—

公益法人の事業内容も時代の変化に対応した弾力性、柔軟性が求められている。当協会会員の過半数が防護柵等の設置工事を業とする現状と交通安全施設事業の役割の重要性に鑑み、新たな競争的環境のもとで環境変化に適応していくためには、防護柵に関する調査研究と技能の向上を図ることが、公益性の理念と会員企業の健全な発展を融合させていくうえで不可欠なプロセスとなる。

このため、当協会の業務に防護柵等いわゆる交通安全二種事業を含め、その領域を拡大し柔軟に対応していくことが中期的課題の一つとなっている。また、今後国や地方公共団体の成熟期を迎えた道路標識、路面標示等の維持管理業務にどのような形で協力していくかを新たな事業領域の形成として、ソフト面での調査研究を積極的に検討推進する必要がある。

—解 説—

標識・標示業は企業規模の差が大きいことから、会員各層にわたって企業の健全な発展が図られるよう長期的視野に立った施策が必要となる。21世紀は経営基盤の安定が難しい時代であるだけに、道路交通安全施設業が果たす役割の重要性に鑑み、当協会としては意欲と能力の高い企業が成長しうる条件を整備し、新たな競争的環境の対応力を十分に整えたうえで、新たな需要に応えうるような柔軟な業務領域の形成を図る必要がある。

当面、業務領域の拡大に関しては、防護柵についての方針が一つの重要な課題となっている。21世紀に向けて、当協会が防護柵を含めた新たな業界団体として確立されるためには、会員の過半数が既に交通安全二

種事業（交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第2条第3項第2号イに掲げる道路管理者の行う事業）に該当する防護柵工事を業としている当業界の現状を重視し、現に部会・委員会の活動対象の一つである防護柵に関する調査研究を公益性の向上の視点から一層充実させ、会員の防護柵設置の技術・技能の向上を図ることによって道路交通の安全に寄与し、これを協会の公の事業活動として認めてもらう必要がある。

このため今後、防護柵設置要綱の改正等による新しい動きに対応し、施工業者の立場から工事安全管理指針の策定や新工法の研究開発等、工事面を中心に調査研究を積極的に進め、これらの成果を会員各社に還元するとともに、研究成果の積み重ねにより協会の技術的・社会的評価を高めながら主務官庁の理解と協力を求め、協会の事業領域の拡大につなげていくことを基本構想の一つとして持っている。

なお、この構想を進めるにあたっては、防護柵関係団体と交流を密にし慎重に運んでいくこととする。

また、20数年にわたる交通安全施設整備事業が計画的に推進されてきた結果、道路標識・標示等交通安全施設のストックは膨大なものとなっており、維持管理の効率化が各都道府県警察や地方自治体で総合的に検討されているところである。

このような情勢の中で、当業界としては過去に蓄積してきた道路標識の点検・診断や設置効果の調査測定など業界独自のソフト的な技術の有効活用を図り、この面から維持管理業務を積極的にサポートしていくことは、業界の技術的評価と社会的信頼を高めるうえからも極めて重要である。

なお、情報化・ソフト化の進展や維持管理の重要性の高まりの中で、官公庁等が膨大な道路標識や路面標示の適切良好な維持管理を行うには、道路標識に関する情報を組織的、一元的に収集・管理するデータベースの構築に協力していくことも必要となるので、今後、このようなコンサルの分野も時代の要請に柔軟に対応し、業界として必要なノウハウの蓄積を図り、支援協力体制の整備を進めるように努める。

IV. 主要施策

1. ネットワーク型組織の構築

～支部長会議の見直し～

——要 約——

21世紀に向けて地方都市相互のネットワーク化が進み、交通、情報通信等のネットワークが急速に進行していることから、本部と各支部、各県協会との間の構造にも情報化をフルに活用したネットワーク型組織を構築する必要がある。

このため当面、支部長会議のあり方を見直し、問題指向的な情報、環境要因の変化、制度の改正、予算の動向等の情報や意見を交換する問題提起型の会議とする。

なお、地方の時代に対応し、ブロック支部長会議、ブロック内県協会長会議を随時開催して具体的な課題を協議し、解決に努力する。

——解 説——

総務委員会における全標協ビジョン案の検討審議の過程において、本部の機関・組織に関して特に支部長会議のあり方が問題となり、全面的に問い合わせられている。

支部については、平成4年4月3日各支部を従たる事務所として新設登記（定款改正）したことにより、支店の性格を持ち、支部の法律行為が全標協に帰属することから、支部で実質的に選任される支部長は、本部の常任理事又は理事を兼ねている。

支部の組織は、もともと当協会の事業目的を達成するための支部内の各県協会を通じて会員を協同集合させる構造であり、本部と各支部と各県協会との間はピラミッド型組織となっているが、協会の事業目的を有利に展開するには、それぞれの情報力と伝達力を高め価値ある情報を相互に提供できる組織としてこれらをネットワーク型組織に転換させていくことが望ましい。

本来ネットワーキングは共に話し合い、考えや情報を分かち合うことに意義があり、集団と集団の連携を生み出す意思疎通がネットワークである。したがって、ネットワーク型組織は情報を分かち合い、連絡を取り合うことを重要な目的とするものである。特に、21世

紀に向けて環境の変化に的確に適合し、周辺の環境を多目的に促えるには各支部、各県協会が共通の認識をもって具体的な課題、方向性、取り組み方を協議していくことが重要となる。このような視点と、従来ややもすれば支部長会議の運営内容が理事会や常任理事会（意思決定機関）の内容と似通っていることから、冒頭の支部長会議の全面的見直しが問われたものである。

21世紀は地方の時代というよりは、いわば地方競争の時代が展開されることも心しておく必要がある。国土庁が昭和62年に取りまとめた第4次全国総合開発計画（昭和62年6月30日閣議決定）を見ると、ネットワークに関する事柄が随所に次のように示されている。

- 交通については、幹と枝というツリー型がネットワーク型となる。
- 情報通信については、高度情報化の成熟と全国ネットワークが進む。
- 都市についても低密度分散型の発展と都市相互のネットワーク化が進む。
- 都市化の主役は地方都市であり、地方の中核都市プラスその周辺の市町村である。
- 国土管理面では人と自然が共生し、美しい国土づくりが進展し、共生ネットワーク型の国土利用が形成されていく。
- 国土利用に必要な社会資本投資については、維持管理投資と更新投資が主体となる。特に維持管理投資の比重が高まり、公共投資の伸びが次第に低下する。

国で現在検討審議されている第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画においても、拡大する広域交通に対応して隣接県の交通情報の交換ネットワークが一層整備され、標識・標示については第5次五箇年計画に比べ道路標識の大型化、可変化、自発光式による「より見やすい道路標識」の採用や道路標示の更新時の高輝度化など、各都道府県警察で標識・標示の高度化により一層力を注ぐことが考察される。

21世紀には交通、情報通信などでネットワーク化が進み、多くの分野でネットワーキングによる情報の伝

達と人の交流が活発になるものと見られている。当協会の支部や県協会相互間もコミュニケーションの充実、つなぎの強化による相互の情報交換をより一層留意する必要がある。したがって、支部長会議は環境要因の変化、問題指向的な情報、制度の改正、予算の動向などの情報や意見を交換する場として、支部が予め関係各県内の情報や意見を収集し、支部長会議で問題を提起し、相互に検討することを中心に運営する。

なお県協会側から見た場合、支部は地域グループの連合体的性格を帶びていることから、本部と各県協会が「共に感じ」、「共に知り」、「共に話し」、「共に行動する」ため、各支部単位又は数支部単位のブロック内での各県協会長会議を開催し、人的交流を深めることも一つのコミュニケーションシステムの施策となる。

2. 専門工事業における技能制度の充実 ～路面標示施工技能士の資格認定の実現～

—要 約—

路面標示施工技能士について建設業法上の資格認定の実現は、当協会にとって長年の懸案であり、新たな競争的環境の中で専門工事業としての施工技術を向上させ、技能制度の一層の充実を図り、他業種との評価格差を避け、当業界が健全に発展するための重要な課題となっている。このため当面、路面標示施工技能士の建設業法に基づく主任技術者としての資格認定について、その実現に向けて努力を傾注する。

同時に政策大綱で技能に応じた公的評価制度の整備方策の一つに検討されている、いわゆる「基幹的技能者」についても当業界に有効に反映されるよう努めるなど、長期的視点で専門工事業としての技能訓練の充実をシステム的に検討し、技術・技能重視の発注制度に対応できるように備える。

—解 説—

建設産業における新たな競争的環境の中で、今後、専門工事業がその地位を確保し、更に発展していくには専門性の高い卓越した技術・技能を有し、技術面からの競争に耐えうるよう体質の強化を図ることが必要不可欠である。

平成7年1月15日以降、入札契約制度改革の一環として経営事項審査の内容が変わり、技術力のウエイトが高くなったが、路面標示施工技能士の資格制度が建設業法上認められていないため、そのことが当業界に十分生かされない。

路面標示施工は、昭和60年8月労働省令により職業訓練法に基づく技能検定の職種に認められ、この路面標示施工技能検定の合格者は労働大臣から「路面標示施工技能士」の資格を付与されているが、平成6年度以降経審制度の改正により、建設大臣認定の法的資格を有する技術者の有無が企業の点数評価に大きく影響することから、路面標示施工技能士の資格を有する技術者を建設業法第7条第2号ハに該当するものとして建設大臣から認定されることの実現に最大の努力を傾注する。

また、政策大綱では技能に応じた公的評価制度の整備として「技術者（生産現場で施工計画の作成、工種管理、品質管理、安全管理、原価管理を担当）と一般技能者（作業を担当）をつなぐ役割を果たし得る第三の資格類型として基幹的技能者（技能検定では評価できない現場作業管理を担当）を位置づけ、このため公益法人等が実施する技能審査のうち、技能振興上奨励すべきものを建設大臣が認定する制度の活用を検討する」との方針が示されている。

このような技能労働の職能変化が進む中で、路面標示施工業に限らず、道路標識施工業についても経営事項審査制度の技能者の評価において他業界に比べて不利とならないよう、今後「基幹的技能者」の政策審議に十分注目しながら、新制度が創設される場合には乗り遅れがないよう対応するとともに、当業界の専門工事業としての位置づけを確保するため技能制度の充実について、技術・技能重視の発注制度に対応できるよう部会・委員会でシステム的に対応していく必要がある。

3. 防護柵に関する調査研究課題の設定と推進 ～高規格化への新たな動きに対応～

—要 約—

協会活動の公益性の増大と調査研究事業の一層の充

実と活性化を図るため、防護柵に関する調査研究事業を推進し事業の実施にあたっては、専門工事業団体としての立場から施工面を中心に、あわせて高規格化に向けて防護柵設置要綱の改正の動向等にも配慮しつつ、次の調査研究を行う。

- ①防護柵設置工事の設計・積算・施工マニュアルの作成
- ②部材の重量化等による作業環境の変化に対応した安全管理指針の作成
- ③防護柵工事の機械化・自動化の導入に関する調査研究
- ④高強度化、重量化に対応した新工法に関する調査研究

—解 説—

防護柵の調査研究にあたっては、マニュアル作成等の業務上必要な基礎的調査研究を優先的に実施し、次に防護柵をめぐる新しい情勢に対応した施工技術に関する調査研究を行うものとする。

- ①については、設計・積算及び基礎工事からレールの取付けに至るまでの防護柵工事に関するマニュアルを作成する。
- ②については、防護柵設置要綱の改正に伴う部材の高強度化・重量化等による、作業環境の変化に対応した安全管理のためのマニュアルを作成する。
- ③については、工事の効率化、費用の低減などによる生産性の向上がこれからの経営戦略の重要課題となることから、防護柵工事における機械化・自動化の導入についてその在り方、可能性等を検討し、必要に応じ機械メーカーとの共同開発を行う。
- ④については、高規格化に対応した効率的・合理的な新工法開発の調査研究を行う。

4. セフティ・コミュニティゾーンへの参加

～企業の社会責任から地域社会への貢献をめざして～

—要 約—

21世紀に向けて交通事故、犯罪、災害などの身近な生活の危険から国民を守る安全確保対策が各地方自治体で総合的な対策として進められている。その一つに官民協調の下にセフティ・コミュニティゾーンを作るなどの地域総合安全対策といった日新しい施策、大規模災害に対する危機管理施策等が推進されているが、こうした地域の安全対策に公益法人や企業のフィランソロピー（社会貢献）の立場から、支部や県協会が積

極的に参加していくとするものである。

—解 説—

犯罪や交通事故その他災害による危険が少なく生活の安全度が高いことは、豊かでゆとりのある生活の基本的な条件となるものである。こうした国民生活の安全を確保するため交通事故、犯罪などの身近な生活の危険から国民を守る安全確保施策や大規模な地震、洪水等の災害に対応した危機管理施策が、警察を中心に各地方自治体でセフティ・コミュニティゾーンとか安全モデル都市の形で21世紀に向けて総合的な対策が推進されている。

このような総合対策では、安全阻害要因の社会的メカニズムや地域の環境的条件、構造的な背景についても多目的な分析が行われることから、地域住民と一体となって安全を創る力（共創力）が必要である。交通事故防止対策面では大型灯火標識や自発光標識、高輝度な路面標示、シンボル標示等についてソフト・ハード両面の協力が可能であり、各県協会、支部が積極的に参加していくことが今後重要となる。

また、大規模な地震、洪水などの災害に備えて都道府県警察の危機管理施策の中、災害時の非難、救助、復旧活動の緊急交通規制に企業のフィランソロピー（社会責任・社会貢献）として積極的に協力していく必要がある。

5. 産・学・官での共同研究の推進

～道路標識・標示の学術的研究を～

—要 約—

高齢化、技術革新・情報化、国際化の進展など時代の変化に対応して、交通管制システムや道路管理システムなどに関連する標識・標示のソフトの開発、機能の高度化、成熟期における維持管理の合理化など未来志向型の道路標識・標示のあり方を専門的・学術的に研究していく必要がある。

このため、道路標識・標示に関する産・学・官の共同研究を大学の研究者（交通工学部門の教授・助教授）を中心とする、中核的な研究グループに委託する事業を長期計画的に毎年度推進する。

—解 説—

21世紀の夜明けを迎える今日、大学や国、試験研究機関等の交通に関する学術的研究は、安全運転教育に関するもの、信号機を中心とした交通流の研究、車両の安全性の向上に関するもの、その他心理学に関するものが急速に進められ、こうした研究が産・学・官の共同研究としてもかなり進んでいるが、道路標識・標示については交通工学分野でも遅れているところである。

21世紀に向けて高齢化、技術革新・情報化、国際化の進展に的確に対応するには、道路標識・標示について例えば、

- 超高齢社会における標識・標示の視認性の向上
(道路視環境)
 - 信号制御・交通管制機能の高度化との関連における標識・標示の高度化
 - 国際化の進展に対応する道路標識の整合性
 - 都市景観上好ましい未来志向型の標識・標示
 - 道路標識・標示の維持管理の効率化・ソフト化
- などをテーマにした専門的かつ学術的な研究を進めることが、将来の交通基盤整備の一環として必要視される。

これらの研究を従来のオリジナルな理論から学術的研究まで高めるには、大学教授等を中心とする研究プロジェクトチームに、産・学・官での共同研究の形で委託する方法が好ましい。

このような委託研究を計画的に毎年度継続することは、中核的な研究機能が形成され、標識・標示の技術的振興に役立つうえ、官公庁等の交通施策に活用され同時に着実な事業化にも進展しうる戦略的研究の意義がある。

6. 労働時間短縮実現のための条件づくり ～年間総労働時間1,800時間を達成するためには～

—要 約—

労働時間短縮は、個人が多様な選択肢を選び自己実現を図る環境を整備するものであり、企業においては生産性の向上に寄与し、人材確保の面からも有効で、

勤労者の生活基盤の形成と若年層の雇用促進、生産性向上を図るうえで重要課題の一つである。

平成8年度末までの計画期間中に、年間総労働時間1,800時間を達成するには、当業界の労働時間の実態を調査し、問題の所在の把握、環境条件の整備、発注者への要望等具体的推進計画を立てる必要がある。

なお、積雪寒冷地等は特殊な条件があるので、変形労働時間制の活用、工事の省力化、効率化等格別の措置を講じながら労働時間の短縮を図る。

—解 説—

労働時間の短縮は、勤労者の日々の暮らしにゆとり、健康の確保、余暇における多様な生活ニーズの実現などの基盤を形成するものである。

特に最近、若年層を中心に長時間労働による賃金増よりも、余暇時間に対する選好が高まる傾向がみられるうこと、労働移動の活発化などにみられる労働觀の多様化、家庭や趣味を重視する傾向の強まりなど職業生活と家庭生活、地域生活との適切なバランスを望む人が増加している。

また企業においては、時短はこれを契機とした従業員の余暇の充実に伴うモラルの向上により生産性の向上に寄与するものである。なお、人材確保の面からも「時短」は有効であり、企業も体質改善や発展の契機として積極的に取り組む必要がある。

労働時間の短縮は、建設業従事者の生活の質の向上と若年者の雇用促進と安定を図るうえで、極めて重要な課題である。昭和63年(1988年)の労働基準法改正による法定労働時間の短縮などを背景に計画期間(1992~1996年度)中に週40時間労働制とすること、また、生活大国五カ年計画(平成4年6月30日閣議決定)においても平成8年度末に年間総労働時間1,800時間の達成が目標に定められていること、人材確保の点でもその占める比重が極めて高いことなどから、時短の問題は当業界も真剣に取り組まなければならない重要な課題となっている。

このため各企業においては、自社の労働時間の実態を正しく認識し時短の具体的推進方策の検討を進め、

変形労働時間制の活用など業界の作業特性との調和を図りつつ、計画的・段階的に改善を進めていくことが必要である。

時短を実現するには、受発注条件の改善など短縮のための環境条件の整備が不可欠であるので、当業界の実態を調査し問題の所在を明確にしたうえで、工事発注の平準化、発注規模の拡大、適正工期の設定等について発注者の理解と協力を得ることが重要である。

また積雪寒冷地等は、気象条件により工事が一定の季節に集中するなど業務量の変動が著しく、労働時間管理が困難であるので、変形労働時間制の活用等により、業務の繁閑にあわせた合理的な労働時間を設定するなど裁量労働制を探るほか、機械化の導入、段取りの改善等により一層の工事の省力化、効率化を図り、生産性の向上に努めることが肝要である。

7. 高い倫理観の醸成

～倫理観と透明性の確保～

—要 約—

標識・標示業は公共事業に携わることから、企業活動には高い社会性、倫理観等が求められている。したがって、根幹となる建設業法や不公正な取引を禁止する独占禁止法をはじめとする諸法規を厳格に遵守しなければならない。

このため、安易な価格競争のみに走ることなく、技術と技能をもって公正な競争を行う建設業の基本的姿勢を確認し、当協会の独占禁止法遵守マニュアルや行動規範の周知を図るとともに、講習会、研修会を継続的に推進する。

—解 説—

道路標識・標示業は、交通の安全と円滑に直結する交通安全施設の整備に携わる極めて公共性の高い業務であり、納税者が発注者である公共事業には特に高い社会性、倫理観が求められており、社会からのまなざしも一層厳しくなってきている。

この点は政策大綱においても、これからの建設産業は国民生活に直結する産業であり、納税者が発注者である公共事業については、高い社会性が要求されると

の認識にたち事業の実施にあたっては、高い倫理観と透明性の確保がこれからの建設産業に求められる条件の一つとしていることからも明らかである。

また、企業の経営力及び技術力が正しく評価される公正な競争を確保するとともに、発注者や社会からの信頼性を損うことのないよう業務の実施に際しては、その社会的責任に鑑み、建設業法、独占禁止法、暴対法等の各種法令を遵守するなどの高い職業倫理の確立を図る必要がある。

このため、当協会で策定した「独占禁止法遵守マニュアル」(平成5年2月19日理事会決定)や「全国道路標識・標示業協会(会員)行動規範」(平成7年2月16日理事会決定)の周知を図るほか、法令遵守のための講習会、研修会を継続的に推進する。

8. 受託事業の推進

～ノウハウの活用と技術的評価の向上～

—要 約—

国、地方自治体等の委託に基づく標識・標示等に関する調査研究事業は、当協会の主要な公益事業活動の一つであり、標識・標示の専門工事業団体として永年にわたり蓄積したノウハウを活用し、行政の補完的業務の遂行に係る行政機関等の要請に応えていくことは、当協会の存在価値と技術的評価を高め、また財政基盤の安定を図る観点からも必要な課題である。

今後、技術面での体制を強化し、協会全体の事業活動の中で均衡に配慮しつつ、受託事業の積極的な推進を図る。

—解 説—

当協会は、道路標識及び路面標示に関する研究開発並びに技術の向上を通じ、公共の福祉に寄与することを目的に設立されており、標識・標示に関する調査研究は、当協会の事業活動の中核を占める重要な業務である。

調査研究業務については、協会自らの判断と必要性により行う自主的調査研究と同、地方公共団体等の関係行政機関からの委託を受けて行う受託調査研究があるが、いずれも協会の公益事業活動の重要な一環を

なすものである。

一方、関係行政機関の業務は、最近の経済社会の高度化・多様化の進展に伴い年々複雑化、多様化しつつあり、このような状況の中で、公益法人として行政の補完的業務の遂行について積極的に支援協力し、関係行政機関の期待に応えていくことは、当協会の存在価値と技術的評価を高めるうえで、また協会の財源対策の観点からも必要な課題であり、今後、執行体制を整

備し受託事業を積極的に推進することが必要である。

なお、受託事業の実施にあたっては、調査研究成果の信頼性を確保するため、いたずらに量的拡大を図り成果品の複雑化を招くことがないよう留意し他の協会事業との業務量のバランスを考慮した適正な事業規模の範囲内で行うよう配慮する。

全標協21世紀ビジョン —21世紀における全標協のあるべき姿と中期計画の施策方針—

平成12年5月

なぜ、新ビジョンが必要か

国際化、少子高齢化や高度情報化の進展の中で環境問題や街づくり、更には地方分権時代の到来、省庁再編などに伴い、私どもに身近な地域や当業界を取り巻く環境は変容しています。当業界としては、地域に根ざす生活基盤型産業へ視点を向け、時代の変化への多様な対応を必要としています。

こうした背景に加えて建設市場は全般的に縮小傾向が続いており、1995年に策定された「建設産業政策大綱」以来、建設産業政策、建設産業構造等が想像を超えるテンポで急変しています。特に1999年7月の「建設産業再生プログラム」に示されているとおり、建設産業が経営改善（再生）に取り組まなければならない現状にあることから、各専門工事業界ともイノベーション戦略の構築が喫緊の課題となっております。

当協会も、これらの変化に的確に対応しなければならないさまざまな課題を抱えており、一大転換期に差しかかっております。そこで従来型の発想、慣行、施策等にこだわらず、これらを新しい視点から見直し、発想を変えた中期戦略ビジョン（協会のあるべき姿と方向性）として打ち出す必要があります。

I 新ビジョンのねらい

ビジョンとは、いまこのように「ある」ことからこ

う「なる」、あるいはこう「したい」ために何をなすべきかを示す未来図であります。将来に向かって何をしたいのかというビジョンを持つことによって、自ずから進むべき方向と問題点が見えてくると思われます。

この新ビジョンは、21世紀における社会の急速な変化に対応した全標協のあるべき姿を描き、全標協運営の基本方向を見定め、重点となる施策の目標とこれを達成するための手段を明らかにし、広く当協会への理解と協力を求めていくものです。

II 交通安全対策の意義

～官・民挙げて取り組むべき重要テーマ～

平成11年中の交通事故による死者数は、政府関係機関、地方公共団体、関係団体その他広く国民の懸命な努力の結果、9,006人と平成8年に1万人を下回って以来4年連続で減少しました。昭和45年の16,765人と比べ、ここまで減少したと振り返るか、まだ9,000人も輪禍の犠牲になっているのかと考えるかで、交通事故防止への取り組み方が違ってくるはずです。

交通安全問題をマクロな視点から捉えると、年間9,000人の尊い命が失われている状況は、治安の良好な我が国では尋常な数字とは思えません。食道がんで年間に亡くなる人が約9,700人、乳がんでは約8,700人

といわれていますが、これとそれほど変わらない人たちが交通事故の犠牲になっています。事故防止をがんのように国を挙げて取り組まねばならない社会的課題として危機管理意識を促す必要があります。

他に例をとると年間9,000人という数字は、450人乗りのジャンボ旅客機が20機墜落、全員死亡した場合の犠牲者数に匹敵します。また、交通事故負傷者数約105万人（平成11年中）という数字は、全世帯数約4,380万世帯（平成8年厚生省「国民生活基礎調査」）から見ると、年間42世帯に1人の確率で国民が人身事故に遭うことになります。水と空気と安全はタダといった考え方が通用する時代は過ぎ去ろうとしています。

一方、交通事故発生件数は年間約85万件をグローバルに捉えると、破損車両や物損類が掃き出す再生不能な残骸は膨大な産業廃棄物と化します。また、事故による交通渋滞は、余計な排気ガスを蔓延させます。交通安全施設の整備は、こうした資源の節約、無駄な消費の抑制に有効な投資としても意義があります。

安全な道路交通環境整備の基本的な考え方は、国民的課題として取り組みを図ることが「道路交通環境安全推進会議」（警察庁・建設省の施策協議機関）で示されています。

総務庁長官官房交通安全対策室の平成9年8月の調査研究によると、平成5年中の交通事故による社会的・経済的損失は、同年のGDP（国内総生産）476兆7,000億円の約1%にあたる4兆3,581億円と試算されております。

交通渋滞による時間損失は、平成6年度道路交通センサスにより年間で国民1人あたり約42時間、金額に換算すると、全体で約12兆円と推計されています（道路広報センター）。交通安全は、人にやさしい地球環境の保全とともに、国民のナショナル・ミニマム（安全、安心な暮らしの最低保障）といえます。

III ビジョンの基本理念

当協会の公益性は、昭和51年の法人設立時に確認されています。その後新しい「公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日内閣決議）」等に基づいて定款の変更が認可（平成11年3月12日）される

際にも公益性が再確認されています。

1 公益性

公益法人として掲げる基本理念は、法人設立時の原点に回帰し公益性を基点とすることは、いつの時代にも変わらないものと言えます。

具体的には

- ① 国又は地方公共団体が行う交通の安全、円滑、環境の諸施策に協力し、その他市民の社会的利益に寄与すること
- ② 技術、技能の研修、研究開発、合理化促進等の事業活動を推進し、会員の公共的利益を増進することにあります。

2 公益（パブリック・インタレスト）の多様化

最近、規制緩和、行政改革、地方分権など官から民への動きが加速し、時代の要請により公益が多様化しています。

具体的には、「公益は国（政府）を通じてもたらされるもの」という一般的な理解から「公益は市民が社会のあり様を自ら決定することによって認識されるもの」、つまり市民の社会的利益（シビル・ソサエティ）という考え方生まれてきています。

この市民の社会的利益も最近では広い意味での公益といわれています。更に、法人や企業が社会と共生のために、直接利益に結びつかない分野で企業が独自に行っている社会貢献活動も公益と言われるようになりました。

IV 施策の基本方向

～21世紀における新たな施策の展開～

1 新しい時代への対応

21世紀の経済社会については、少子高齢化、高度情報通信社会などがその特徴に挙げられますが、併せて規制緩和、地方分権、省庁再編などこれまでの行政の枠組みも大きく変化し、なんらかの影響は避けられません。また、多様な国民のニーズにきめ細かく対応するため、国から地方へと権限移譲が進められております。長期的に見ると地方の役割り、特に住民に最も身近な市町村の機能は順次拡充されていくものと考えられます。

一方、21世紀初頭の10年間のうちに総人口が減少する時代が始まると予測されています。しかもそれは少子化、高齢化、生産年齢人口の減少を伴った総人口の減少です。生産年齢人口が減少していく社会では、中・長期的な経済も退潮気味で、国の経済力は低下し税収は減少、公共投資の余力は少なくなっています。これまでの半世紀に経験したような都市への人口集中は終り、成長型の都市化社会から成熟型社会への移行が予測されております。そこでは新規の市街地開発よりも既成市街地の再整備が主要課題となり、また就業者の高齢化も進み若年労働者の確保、若者による技能の伝承もこれから課題となります。

10年後に到来する少子高齢化時代に向けて、国民が安心して生活できる安全な環境を作るために今こそ必要となるものはいろいろとあります。その一つに、バリアフリーの概念を一步進めた空間のあり方があります。幼児、高齢者、身障者、外国人にも健康な成人と同様に安全で豊かな環境を配慮したユニバーサル・デザインの考え方方に立って、人にやさしい環境づくりが今後の課題となります。

特に、業界だけに目を向けがちな内向きの姿勢からもっと外に目を向けていくと、国際標準（グローバルスタンダード）に準拠した規格としてISO認証取得が発注条件として中小企業にも求められるようになり、その対応策が重要となります。

高度情報通信社会の到来で2004年にはCALS EC（公共事業支援統合情報システム）が本格的に実施され、当業界のフィールドもハードのみでなく、ソフト能力の必要な分野が拡大されます。また、CM（設計、施工管理委託）方式、PFI（民間の技術力、経営力及び資金力の活用による公共施設等の整備）、VE（価値分析によるコスト低減）提案方式など様々なノウハウ提供型事業など、高度な専門知識を要する業務が増加しますので、これらを担える人材の養成が急がれます。

更に、国や地方の財政状況の動向、建設産業政策や産業構造の変化、経審制度や入札契約制度の改正、関係省庁の主要施策通達などから変化の実態を読み、それに対応することが不可欠です。

今日、会員からの要望にこうした情勢の変化については、本部から情報を発信するようにとの声が高まっ

ています。全標協本部としては、積極的に情報を選別し、その要点を解説して、会員が考える余裕をもってその地域なり、会社の経営に生かせるよう会員により早く正確に伝えることが大切な対応策となります。また、状況の変化を適切に次年度の事業計画に反映させ、毎年事業のローリング（見直し）を進めていく必要があります。

更に21世紀型社会資本の整備にあたって、行政が計画段階から住民を始めとする幅広い国民各層の関与を深めるため、多様な広報活動や公聴会等を通じて積極的に情報と意見の交換を進めるPI方式が活用されるので、このような国民の声を注目していくことも必要となります。

このように社会が複雑多様化すればするほど、全標協の役割が増大してまいります。21世紀には、ゼネコンのグローバルな経営戦略の展開も一層大規模なものとなりますので、その対応策が重要になります。

2 交安二種事業としての再生プログラム

成熟化、ソフト化、情報化が進んでいく中で、私どもは会員企業の活力をどのように維持し、21世紀の建設産業の新しい競争の土俵の中でいかに生き残り、発展していくかを考えなければなりません。

（1）建設産業再生プログラム

建設市場は縮小の傾向にあり、投資・金融市場の圧迫等の厳しい環境に置かれており、このため建設産業再編成が必要となり、建設省から21世紀に向けての政策として公表された「建設産業再生プログラム（平成11年7月1日）」では重点的な課題整理が行われています。

時代の流れとして見ると、公共事業を中心とした従来型の建設投資は長期的に低迷し、この再生プログラムからは、建設市場が縮小されながら長期的には西欧式の維持補修主体の市場構造へ向かう過程が窺われます。またこの再生プログラムでは、各企業の自己責任と自助努力を基本として特色のある企業づくり、企業連携等を進めていくための道筋が示されています。

公共事業の約8割を担っている地方自治体の財政状況も、公共事業充当財源に占める地方債の比率が高ま

り、建設投資の量・質両面で急激な変化が生じています。公共事業の中味も、地域に密着した住民要求に基づく福祉、防災、安全、地域環境重視型へ質的に変化しています。

またニュータウン建設、郊外公園のような開発型公共事業より、例えば、生活道路の整備や高齢者施設の整備といった庶民が暮らす市街地の改善を主たる目的とする改善型公共事業への変化が見られます。

当協会としては、業界の新たな発展のための基盤整備と地域環境づくりの専門工事業としての役割りについてあらためて検討を進める必要があります。

(2) 「交通安全施設工事業」の新たな業種の設定

～なぜ、「交通安全施設工事業」が建設業法上の専門工事業種として必要か～

建設業許可業種区分の見直しについては、一昨年、中央建設業審議会が「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」と題する建議（平成10年2月4日）の中で、「業種区分については、細分化から統合化まで様々な要望があるが、規則の合理化や技術者の多能工化の促進の観点から、技術体系等に応じてある程度のまとまりをもったグループに分け、そのグループの中に様々な業種を位置づけることとした上で、当該グループを許可の単位とし、その範囲内では業種区分を超えて請け負うことができるようとするという方向で、専門的な見地からの検討も加えながら、引き続き総合的な検討を行い、早期に結論を得ることが必要」といった要旨の提言がなされています。

また、その前提として同建議書は「現在の業種区分になってから既に25年余りが経過しており、その間の施工形態の変化や技術開発の進展を踏まえ、現行の28業種区分が適切なものであるかどうかを検討することが必要」と、同建議書は業種区分の見直しについても触れております。

業種区分は、このように不变なものではなくむしろ業種破壊とか再編の時代とさえいわれている今日、専門工事業者という言葉ではなくくくりにくいものであり、共通する事業の目的、業種実態、技術・技能的な特性、施工体制、施工現場、技術者資格等を勘案しながら、

技術体系等に応じてのまとまりを持ったグループに分け、当該グループを許可の単位として設定されることを許可官庁に要望することが緊急不可欠となります。

3 地域に根ざした地場産業としての発展

発注業務は1995年の建設産業政策大綱では、納税者（真の発注者）になり代わっての代行業務であるという考え方方に力点が置かれています。この基本的な考え方方に立って、最近、公共事業の発注機関は真の発注者である納税者（国民・市民）の利益を重視する姿勢を一層強めています。地方自治体から建設産業に対する要請も、どうすれば納税者が満足するかの視点で提案を求めるなど変化し、公共事業に住民の意見が採り入れられる方向に進んでいます。

当協会の会員は殆んど地場産業ですから、それぞれ地域に根ざしているという長所をどのように活かせるか、地域の環境改善にどのように加わっていかれるかが今後の課題となります。戦略上も地域住民の核となって、まず地域社会全体が望むものを把握することから始める必要があります。地域振興や都市再活性化の視点から地域住民、市民の立場で考え主張していくことも戦略的課題となります。

21世紀の成熟化社会では、各都市での公共空間づくりに障害者が障害を持たない人と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が浸透してきます。また、障害者が主体的、自主性を發揮して社会活動に積極的に参加し、自己実現を図ろうとするバリアフリー化の動きが高まってきますので、市町村との交流を深めるうえで、当協会がこうした社会環境づくりにどのような貢献ができるのか新たな研究を始める必要があります。

広報紙を戦略の一環と位置づけるのであれば、市町村とのコミュニケーションの重要なツールとして、あるいは特交金の有効活用をサポートするメディアとしての役割りを十分検討し、広報紙の内容とその配布方法の見直しを要します。

V 主要施策

1 「交通安全施設工事業」の業種実現

道路標識・標示は、交通管理者や道路管理者が交通の安全、円滑、公害防止、環境の保持等の法の目的を実現するため禁止、制限の意志決定の内容や警戒、案内、誘導等の内容を具体的に表示するものです。特に、交通管理上の標識・標示は、信号機と同じように単なる道路構造物と異なる特殊性があり、他の交通規制等との整合性が強く求められ、ソフト面を知悉して施工しないとその効果が発揮できないことから、施工上従来の28業種区分による「とび・土工」又は「塗装」の一般建築関係や土木関係の専門工事業とは異なる、技術者又は技術力を有する専門工事業に該当するものといえます。

道路標識又は路面標示の技能の特殊性については、平成10年7月に「路面標示施工技能士」が建設業法上認定されましたが、道路標識の施工についても資格制度があって当然と言えるほど専門性の高いものであります。

現在、業種区分の見直しが進められている機会に従来の28業種に「消防施設工事業」が業種として認められているように、信号機その他交通安全施設第二種事業について、それぞれの分野の技術的な特性、施工体制、工事量の多さなどから「交通安全施設工事業」を業種区分のグループ単位に認められるよう要望していく必要があります。

2 特交金制度の活用による交通安全施設整備への協力

交通安全対策特別交付金いわゆる特交金は、国から地方公共団体に交付される特別交付金として、交通安全施設の設置及び管理に関する費用に充てられておりますが、その使途は包括的に定められ、交通安全対策特別交付金に関する政令で定められた範囲内でどの事業に充てるかは、地方公共団体の自由とされております。

しかしながらこの特交金の財源は、国が設置するものや国の補助を受けて設置されるものは除かれており、地方単独事業の交通安全事業の特定財源として、地域の交通事故の実情や安全対策の緊急性、投資効果

等が十分考慮して運用されるように関係諸機関と連携し、特交金制度の効率的、効果的な活用が図られるよう要望活動を展開していく必要があります。

このため公表されている交通事故多発地点の実態を把握し、警察署や道路管理者の標識・標示の点検活動その他交通安全対策に協力し、積極的に提案・提言するなど日常活動も要します。

3 21世紀における道路標識・標示のあり方に 関する調査研究

高齢化社会の進展など時代の変化に対応した道路標識のあり方については、これまで産・学・官の共同研究への委託又は内部の道路標識専門委員会で調査研究を進めてきたところであります。

21世紀への潮流として

- 成長型の都市化社会から成熟型社会へ
- 大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会へ
- 経済効率優先（エコノミー）から環境保全優先（エコロジー）へ
- 市街地開発より既成市街地の再開発（再整備）へ
- インフラ整備からインフラ整備の維持補修や機能更新へ

などの大きな転換が既に見えています。このような変化の対応として道路標識・標示等交通安全施設の整備については、廃棄物の発生をできる限り抑制しながら廃棄物処理とリサイクルが一体となった循環型システムの研究や省エネ問題も含めた維持管理費用の軽減など、維持管理の合理化を図るために新たな調査研究が求められます。

また、21世紀に継続していかなければならない施策課題に、国際化や道路交通情報通信システムの進展に対応した道路標識のあり方、都市景観、バリアフリー等、新たな視点から見た歩行者系の道路標識・標示システムの構築、その他河川標識のハード・ソフトの研究等、道路標識・標示のあり方に関する調査研究が考えられます。

4 路面標示施工技能士の活用

平成10年7月に建設業法上の建設大臣認定の資格

(主任技術者資格)者として取り扱われることとなつた「路面標示施工技能士」については、必ずしもその制度が十分に活用されていない実情が見られます。

視認性の優れた高水準の路面標示施工の維持や現場作業の安全水準を向上させるため、2001年1月の中央省庁の組織再編後も中央省庁から国の出先機関や地方公共団体に対し、路面標示施工技能士の活用について通達等による指示が必要な都度なされ、この制度がシステムとして十分活用されるよう持続的に要望を続けていく必要があります。

5 ISOの認証取得の推進

国際規格ISOの認証取得は、21世紀の競争社会で生き残る条件として企業が積極的、自主的、創造的な努力を実現する一つの手段であります。

平成10年7月、建設省の発表によるとISO9000Sの認証が入札要件化、経審の点数に入れることなどの検討が進められております。また最近、地方自治体においてもISO9000S(品質管理システム規格)やISO14001(環境管理システム規格)の認証取得が急増しており、これらの認証取得を加点評価したり、下請けの際の条件に加えていく傾向がみられます。

全標協本部として支部、県協会と協力して、会員の自力によるISO認証取得に対する支援を進めていく必要があります。

6 インターネット活用による情報提供

インターネットやホームページは、これから協会活動をどのように変革するかという視点からメディアとしての可能性を考え、会員の要望を満たす内容のある情報発信をホームページで本格的に立ち上げ、情報ネットワークを構築すべきであります。

全標協本部としては、会員のインターネット普及状況を調査把握し、その対応や設備を促進しながら、次の情報の収集と提供によりインターネットによる情報ネットワークを構築します。

- ・関係省庁の政策や公表資料の要点(コメント)
- ・交通安全施設の開発製品、対費用効果、作業効率、コスト低減の実例紹介
- ・道路標識・標示に関する道路利用者の意見

- ・会員企業の紹介アクセス
- ・その他

7 新しい時代の労働安全衛生の推進

本格的な高齢化社会が到来する21世紀は、高年齢労働者の割合も増えて加齢に伴う心身機能の低下、反応の遅れ、被災した場合も程度が重くなる傾向を十分に考慮し、労働安全衛生対策を検討する必要があります。また、労働安全衛生法制定当時から安全衛生教育や健康管理を担当した人たちが代替わりの時代を迎え、そのノウハウの伝承も必要であり、世代交代があっても従前と同じレベルの安全管理や健康管理ができるように体系的システム化が大切です。

道路標識、路面標示その他交通安全施設の工事は、主に供用開始中の道路上の作業ですから、当協会として交通労働災害防止、その他の安全審査、確認等のガイドラインを会員に示していくことも21世紀の安全管理のあるべき姿を作るために取り組むべき課題と言えます。

8 支部、県協会との双方向性の強化

本部と支部又は本部・支部と県協会との関係は、双方向であってはじめて有効に機能します。双方向の関係は、例えば「～について申し上げておきたい」ではなく、「何かお聞きしておかなければならないことがありますか」と尋ねることからはじめて築き上げられるように、一方通行にならないことが大切です。

団体相互の諸々の関係を評価する基準は、問題を解決できる関係ができているかどうかよりも、問題があるにもかかわらず、機能する関係があるかどうかにあります。

全標協本部は各支部・県協会との間で、情報の交流と共有を強化し、官公庁に対する要望等の一体的活動を推進します。地方の問題発生時における適時、適切な対応が可能な双方向の関係を構築します。

〔備考〕

このビジョンの内容は、今後の社会・経済の動向などを勘案しながら必要に応じ追加、変更等その見直しについて検討することとします。

全標協「短期ビジョン」——再生から新生へ——

平成16年5月

始めに

全標協が、大きな変革の波を乗り超えて、生き残り、更なる発展を期すためには（以下「新生」と言う）、当面何をなすべきか。21世紀も4年目を迎える、わが国は「遅れた10年」を取り戻すべく構造改革の真っ只中に在り、当協会は、10年はもとより5、6年先を見通すことすら困難な状況下に置かれている。

一、二の例を挙げれば、まず、公益法人としての協会の存続が危うくなっている。全標協21世紀ビジョンで提示された基本理念は、公益法人としての「公益性とその多様化」であるが、政府は昨年6月、公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針を開議決定し、本年中には新たな非営利法人制度の枠組みを決定し、17年末までに法制化すると発表している。新制度においては、公益性も、単に税制上の優遇措置を受けることが出来るという点で評価されるに過ぎないことになる。

次には協会の構成員としての会員の仕事自体が変わろうとしている。例えば、交通安全施設の多くは、道路の付属物と位置付けられているが、大本の道路建設を巡る最近の動向では、道路特定財源の使途を道路建設以外にも拡大する問題や、道路関係四公団民営化の関係法案が今国会（第159回）に上程され、2005年度には民営化される見通しとなっている。また、各都道府県の公安委員会の所管する交通安全施設についても、平成15年2月の警察庁の通達に基づき、一括発注方式から「材料と工事の分離発注」方式の移行が順次導入されようとしている。仕事の相手が変わり、電子入札や電子納品など仕事の進め方にも大きな変革が予想され、従来の経営のやり方では対応出来ない状況が予想される。

このような激動の時代にあっては、新しい流れに対して対応を誤り、また、遅れをとることは重大な結果を招きかねない。そこで協会運営の基本方針もこれらの変化に適時・適切に対応するために、先に定めた「全標協21世紀ビジョン～21世紀における全標協のあるべき姿と中期計画の施策方針～」を廃し、改めて現時点で公表されている政策の中味や、規制緩和等の改

革を審議している各種審議会・委員会の動向を可能な限り盛り込んで、「全標協「短期ビジョン」～再生から新生へ～」を定めることとした。

あわせて旧ビジョンでは必ずしも明確でなかった、会員にとっての望ましい姿を含めた「あるべき姿」を提示した。そこで、サブタイトルも過去の復活というイメージを払拭し、より前向きな変革への意気込みを託して、「再生から新生へ」と短いフレーズを採用した。

従って、この短期ビジョンは平成16年度の事業計画作成の基本となるものであるが、17年度以降の事業計画を策定する際には、更なる検討改善を加えることとする。

I 全標協当面の課題

1. 交通安全対策の変容

貴重な国民の生命、身体を損ない膨大な経済的損失を生じている道路交通事故の防止や交通渋滞の解消に対し、当協会は道路標識、標示や防護柵の設置等の事業を通じて貢献してきたところであるが、近年の国や地方自治体が打ち出した公共事業費抑制の方針から、道路の建設費や維持補修費ならびに交通安全施設整備費は大きく削減されている。

今後、税制改革、道路公団等の民営化、国から地方自治体へ権限委譲などの諸政策が相次いで実施に移されれば、協会会員の事業経営環境は大きく様変わりすることが予測される。

特に、交通安全対策緊急措置法や関連法規の改正によって、交通安全施設等整備の長期計画（総事業費及び各年度毎の事業費が明示されたもの）が廃止され、社会资本整備重点計画法に基づく社会资本整備重点計画（単年度予算と達成すべき成果目標を明示するもの）一本に集約されたことは、交通安全施設等整備事業の地方単独事業計画（おおむね5カ年）の廃止と相まって、会員の事業計画策定上の重要な情報の喪失となつた。未知の局面に対峙し、対策に苦慮する会員に必要な情報を適切かつ迅速に提供することが協会本部に求められている。

2. 法令遵守の徹底

不名誉なことに平成14年2月には、警視庁発注の交通安全施設整備事業を巡り、多くの当協会員が独禁法違反事件で摘発される事案が発生した。従前から協会は、会員行動規範や独禁法の順守に関する指針を制定するなど、遵法意識の啓蒙に努めてきたところであるが、徹底を期することが出来なかった。

公共事業抑制の流れから、更に入札など工事の受発注システムの透明性・公正性を求める世論が高まり、入札契約適正化法が制定され、独禁法も处罚の強化等の改正案が議論されている。また、国土交通省も不良・不適格業者やダンピング行為の排除を宣言している。このような情勢の中で発生した今回の不祥事案は、交通安全を通じた社会貢献を標榜するわが協会にとっても、国民の信頼を大きく損なうものと言わざるを得ない。

最近ではコンプライアンスなる言葉が、新聞・テレビで時々見聞きするようになってきたが、経営戦略を立てる上では、単に法令を順守することから、リスクマネジメントとの組み合わせで論じられてきている。

協会としても信頼回復のためには独禁法のみならず、建設業法第22条、入札契約適正化法、ダンピング排除通達の順守は勿論のこと、一般的に企業犯罪と呼ばれる商法違反や証券取引関係法令違反、税法違反及び知的所有権関連法や環境関連の法令違反の防止にも配慮するなど、更なる努力を重ね不祥事案の絶無を期する必要がある。

3. 協会の抱える問題点

法人制度改革の帰趨を予測することは困難であるが、既存の適正に運用されている法人については、円滑な移行措置がとられることが一応明記されている。しかしながら、新しい法人に移行する以前に、当協会の組織や運営自体について解決して置かなければならないいくつかの問題がある。

その一つは、会員数および会費収入の減少である。長引く不況や公共事業抑制による倒産、廃業以外にも退会によって、経費軽減を図る企業も出てきている。先般入会金の引き下げを実施し、県を挙げての一括大量入会と言う成果を見たところであるが、今後は、

「会費」の額やその算出方法を見直すと共に、県会費、支部会費、本部会費の重層構造についても組織の統廃合を含む早急な改善を要する。

会費に関連して一つの企業がいくつもの同種団体に加入し、それぞれに会費等の負担を負っている、横の重複と言う問題もある。勿論、これは当協会だけで解決できる問題ではないが、今的好機を失すことの無いよう、まずは周到な準備を始めるべきである。

4. 技術に関する各種委員会のスキルアップ

建設専門工事業として当協会に求められるのは、成果主義に変容した公共事業の要望に応えられる高い技術力であり、環境問題などの新たな観点に配慮した企画・提案が出来る能力を持つことである。外部の専門家や関連団体との連携を強化し、各委員会の下に小回りの利くワーキンググループを設置するなどにより、実りある委員会とする。

なお、昨年の交通事故の統計をみると、事故による死者が46年振りに8,000人を切り、7,702人に留まるなど大きな成果を挙げているが、発生件数は94万7千件、負傷者数は118万人と再び増勢に転じており、昨年度発足した「社会資本整備重点計画」の推進が期待される。

今後展開される交通安全施設整備のニーズは、標識については大型化、可変化、高輝度化、高度化（ITの導入等）に、標示は高輝度化、カラー化に向かうであろう（警視庁平成14年8月作成の交通管理基本計画その他）。

すでに法制化されているバリアフリーの普及や昨年末に成案となった「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」が、決定された場合の対応策も早急に検討すべきである。

II あるべき姿（ゴール）

道路標識及び路面標示等に関する研究と技術の向上に努めることにより、交通の安全と円滑化に寄与すると共に、新たな需要の創造と適正な利益確保に立脚した会員の社会的責任の完遂を目指す。

注記：ここで言う「社会的責任」とは、社員の生活保持、投資家の期待に応えること、納税等の

義務履行、将来への投資、地域貢献等の利益還元などを含み、その完遂は前進を続ける会員の「新生」を体現するものである。

III 協会の果たすべき役割

あるべき姿の実現をめざしつつ、協会本部と支部・都府県協会および会員とが三位一体となって、当面、次の事項を推進する。

1. 国（特に国交省および警察庁）の施策実現への協力・会員との橋渡し

（1）入札等の契約を巡る制度的な改革への対応

電子入札、電子納品など新しいシステムの導入、習熟を指導すると共に改革に伴う混乱、政策の末端機関や地方自治体への普及の遅れ等を関係先に訴える。

（2）ダンピング排除通達の徹底

特に、低入札価格調査制度導入を国の機関から地方自治体まで拡大するよう働きかける。また、予定（設計）価格事前公表制度の弊害を訴える。

（3）時宜を得た調査研究の実施と成果の活用

自主研究を積極的に実施し、得られた成果については、広く活用されるように努める。また、国交省を中心に広く実施されている「社会的実験」について、積極的に協力する。

2. 経営と技術に優れる企業の育成

建設専門工事業として誇りと希望のもてる企業となるよう協力、支援する。なお、全標協21世紀ビジョン（平成12年5月）において、施策の基本方向の2「公安二種事業としての再生プログラム（2）『交通安全施設工事業』の新たな業種の設定」については、諸般の事情から当面その実現は不可能と判断される（中止）。

（1）路面標示施工技能士及び道路標識設置管理士の育成と活用

現在、4,128人におよぶ路面標示施工技能士と平成14年にスタートした道路標識設置管理士（128人）を当協会の技術力のシンボルとして、更に育成すると共に関係方面にその活用を訴えて行く。

（2）経営と技術に優れる企業が正当な評価を受けら

れる制度の実現に努める

- 工事評点の重視（経審への反映）
- 新技術導入の評価（経審への反映）
- 教育費・開発費・設備投資・労働時間短縮の成果等（経審に反映）

（3）中小企業支援閣議決定（平成15年7月）の徹底
中小企業の契約率45.3%の確保と分離分割発注の推進や工事評点・新技術導入の評価を契約に反映させること。また、融資制度を充実すること。

3. 保全管理の徹底

大量更新時代を迎えてのデータベース化が推進されているが、標識・標示の取り替え・塗り替え基準の判定とそのための簡易測定システムの開発が望まれる（協会として、なにを何処までやるかも問題）。

また、それらを総合化した維持管理システムの構築と、協会としてのコミットメントの模索。

4. 世界一安全の国づくりへ協力

小泉首相は、昨年1月に10年間で交通事故死者を平成14年の記録より更に半減して、わが国を世界一交通安全な国とするというビジョンを発表した。更に本年1月19日、国会冒頭の施政方針演説においても同様の決意を表明しているところである。その実現に向けて、社会资本整備重点計画（平成15年度から19年度まで）が昨年10月10日閣議決定されている。

交通安全施設事業の分野では、あんしん歩行エリアの整備（1,000箇所）と事故危険箇所対策（4,000箇所）の2つが、道路管理者と警察の共同作業で推進される。それぞれの対策に設定されたアウトカム目標達成に向けて、当協会も協力する。

IV 協会員の努力目標

現在、会員企業においては困難な経営を強いられている状況にある。今後、協会本部、支部・都府県協会、会員の三位一体の活動を推進し、「新生」を達成するためには、協会員自らも次のような面で全力を傾注して努力することが求められる。

1. 行動規範等の遵守等

当協会には、独禁法の遵守に関する指針（平成5年2月理事会決議・独禁法遵守マニュアル付き）、全標協（会員）行動規範（平成7年2月理事会議決・平成14年2月理事会議決）がある。最近の企業に対する国民の法令遵守の要求が広範なものとなっていることは、上記、I-2で述べたとおりである。

2. 新製品、新工法などの開発・改良

従来どおりの仕事を、従来どおりの方法で行っていたのでは、同業者との競争に勝てないのみならず、環境保護関係法令などが要求する新たな基準をクリアすることが出来ない。共同開発された新工法も導入し、利用するのはこの企業の力量である。

3. 新分野への積極的進出

当協会も標識・標示から始まって、現在は防護柵も取り込んでいる。軸足をこの3分野に置きながら、それぞれの会員が己に合った新たな分野を開拓することは、まさに新生と言えよう。

4. 人的資源の開発

（道路標識設置管理士等の資格獲得）

平成14年にスタートした協会独自の「道路標識設置管理士」制度は、3回の講習を終了したところであるが、路面標示施工技能士と車の両輪の如く機能するにはまだまだ不十分である。長期間の研修に従業員を派遣することは大変な負担であろうが、協会の技術力を象徴する制度に育てて行かなければならぬ。

5. ISO等の企業としての資格獲得

ISOについては、すでに資格を取得された会員も多い。資格の有効性については疑問の声もあるが、社内管理の面でも十分活用されよう。

6. 各種委員会活動への積極的協力

協会運営の柱は、なんと言っても委員会活動である。日常業務をこなした上で、協会の委員会活動に参画することは困難をともなう。本部としても、委員の選出やワーキンググループの活用など負担軽減に努めてい

るが、会員の積極的な協力が望まれる。

7. 本部等への情報提供・意見具申

理事会、支部長会議など公式の会議では十分に会員からの情報や意見を聞くことは困難である。ブロック会議のあり方などの改善を本部も模索中であるが、会員の積極的な協力を期待する。

8. 地域貢献

一時期、大企業を中心に「メセナ」とよばれる芸術支援活動が高まったが、長引く不況と低金利の影響を受けて低調が伝えられている。当協会の会員にメセナまでを求めるることは無理としても、会社や工場の属するコミュニティや住民に対して、なにがしかの寄与（金銭的負担に限らず、清掃活動特に標識・標示の保守など）が出来るならば、ベストである。

以上

あとがき

社団法人全国道路標識・標示業協会は平成18年4月1日、創立30周年を迎えたので、これを記念して「全標協30周年記念誌」を発行することといたしました。

このため、平成17年総務委員会において「30周年記念誌編集委員会」の設置が決定され、編集作業にあたることになりました。

本書は創立以来今日にいたるまで、協会事業の充実と発展をめざして懸命に歩んできた当協会の変遷と活動の姿を、最近の10年間にポイントをおき、主要なものについて取りまとめたものです。約半年におよぶ編集作業を経て、このたび発刊の運びとなりました。不備の点もあるかと思いますが、編集委員一同が心をこめて作成いたしましたので、これに免じ何卒お許しいただきたいと存じます。

おわりに、本書の企画編集にあたり多大のご尽力とご協力を賜りました歴代会長、役員各位及び各支部の皆様に深く感謝の意を表します。

本書が、業界の一層の発展に寄与するとともに、当協会に対するご理解を深めていただくため、いささかなりともお役に立てれば関係者一同これに優る喜びはありません。

平成18年12月

30周年記念誌編集委員会

委員長 副会長 遠藤 芳郎

委員 副会長 永澤 弘夫 委員 専務理事 山下 安雄

委員 副会長 田村 雅宏 委員 総務部長 北村 昌彰

委員 専務理事 田邊八州雄

全標協30周年記念誌

平成18年12月 発行

発 行 社団法人 全国道路標識・標示業協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-2-6

第2泉商事ビル3階

電話 (03) 3262-0836

編 集 全標協30周年記念誌編集委員会

制作・印刷 株式会社 日本創研
